

習志野市の財務報告書

～平成28年3月発行～

Annual Financial Report



(平成27年度バランスシート探検隊事業)



財務書類にはヒントがいっぱい！



習志野市
(会計課)



「習志野市の財務報告書」刊行にあたって



平成28年3月

習志野市長

宮本 泰介

習志野市では、平成22年に初めて、資産・負債という重要な財務情報を網羅している報告書として「習志野市の財務報告書 2008」を作成いたしました。本市の財政状況を簡明に表す本冊子は、全国的に見ても画期的であり、以降、毎年工夫しながら刊行を重ねていくことで、本市の財務情報を市民の皆様に広くお知らせし、行財政運営の透明性の確保に努めています。この取り組みは、専門機関からも高い評価をいただいております。4年連続で表彰されています。

財務情報は、過去と現在を明らかにし、未来を映す鏡です。本市は、社会保障関係費などの増加が著しい中でも、公共施設の老朽化対策や、多様化する市民ニーズへ対応するための新規事業などにも取り組んでいかなければなりません。そのためには、将来にわたる負担を含めた財政状況を的確に把握し、そのデータを市民の皆様と共有していくことを通じて、財政的な基盤を確立していく必要があります。

今回の報告書には、平成23年度、平成25年度に引き続き、千葉大学との協働事業である「バランスシート探検隊」の活動報告を掲載いたしました。本事業は、市民の皆様にわかりやすく財務状況をお知らせするために実施しているもので、本市が全国に先駆けて行ってきたものです。今回は、公会計学会のひとつである公会計改革ネットワークとも協定を結び、大学生と施設を利用している市民、市職員が本市の社会教育・文化施設の現状と課題を分析しました。

本市は、「文教住宅都市憲章」をまちづくりの基本理念とし、平成26年3月に「習志野市基本構想・前期基本計画」を、平成27年10月に総合的なまちづくりの戦略、いわゆる「まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」を、また、平成28年3月には「公共施設等総合管理計画」を策定しました。今後とも、報告書の作成を通じて、市民の皆様と財務情報を分かち合い、市民の皆様への説明責任を果たすとともに、本市の施策に役立て、「未来のために～みんながやさしさでつながるまち～習志野」実現につなげてまいります。

目 次

「習志野市の財務報告書」刊行にあたって・・・習志野市長 宮本 泰介

第1章	習志野市の概要について	1
1.	習志野市のプロフィール	2
1)	習志野市の沿革	2
2)	習志野市文教住宅都市憲章（抜粋）	3
3)	習志野市歌	3
2.	統計から見た習志野市	4
1)	統計から見た市民生活	4
2)	人口ピラミッド	5
3)	市街化区域の内訳	6
4)	産業別事業所数	6
5)	ごみ処理量	7
6)	し尿処理状況	7
7)	家屋総数の推移	8
8)	用途別非木造建物床面積	8
9)	幼稚園児・小学校児童数の推移	9
10)	中学校・高等学校生徒数の推移	9
11)	救急出動回数の推移	10
12)	交通事故での人身事故発生件数の推移	10
13)	市議会議員選挙の状況	11
14)	投票率	11
第2章	普通会計決算状況について	13
1.	過去20年間の歳入決算の推移	14
2.	過去20年間の市税収入の推移（項目別）	15
3.	過去20年間の市民税収入の推移（納税義務者）	16
4.	過去20年間の歳出決算の推移	17
5.	過去20年間の扶助費の推移	18
6.	職員数の推移	19
7.	類似団体との比較：職員数	20
8.	債務残高の推移	21
9.	類似団体との比較：債務残高	22
10.	基金残高の推移	23
11.	類似団体との比較：基金残高	23
12.	経常収支比率の推移	24
13.	類似団体との比較：経常収支比率	25
第3章	健全化判断比率等について	27
1.	平成26年度決算における健全化判断比率等	28
1)	健全化判断比率	28
2)	資金不足比率	28
2.	健全化判断比率等の概要	29
3.	実質赤字比率	30
4.	連結実質赤字比率	31
5.	実質公債費比率	32
6.	将来負担比率	33
7.	資金不足比率	34

第4章	公会計制度による財務書類四表について	35
1.	作成までの経過	36
2.	本市の財務書類について	37
1)	財務書類四表とは	37
A	貸借対照表（バランシート）【BS】	37
B	行政コスト計算書【PL】	38
C	純資産変動計算書【NW】	39
D	資金収支計算書【CF】	40
E	財務書類四表の相関関係	41
2)	基準モデルとは	42
3)	対象とする範囲	43
4)	作成基準日	43
3.	現行会計による決算書との相違点	44
第5章	習志野市（連結）の財務状況について	45
1.	連結貸借対照表について	46
2.	連結行政コスト計算書について	48
3.	連結純資産変動計算書について	50
4.	連結資金収支計算書について	52
5.	経年比較（連結ベース）について	54
1)	貸借対照表	54
2)	行政コスト計算書	56
3)	純資産変動計算書	58
4)	資金収支計算書	60
6.	連結財務書類	62
1)	連結貸借対照表	62
2)	連結行政コスト計算書	64
3)	連結純資産変動計算書	66
4)	連結資金収支計算書	68
7.	注記事項	70
8.	5ヶ年の推移	78
1)	貸借対照表	78
2)	行政コスト計算書	79
3)	純資産変動計算書	80
4)	資金収支計算書	81
第6章	習志野市の財務面からみた意見書（公認会計士 中神邦彰）	83
1.	習志野市（連結）経営指標を用いた現状分析	84
A	純資産比率	84
B	安全比率	85
C	効率性比率	86
D	受益者負担率	87
2.	習志野市 公会計からみる地方自治体における業績評価	88
第7章	財務書類作成における土地評価について	91
	（監修）公認会計士 浅田 隆治 （執筆）不動産鑑定士 塚田 拓士	
I.	習志野市の土地の評価について	93
II.	公会計と不動産評価（土地の評価について）	93
III.	公的な土地評価の特徴	97
IV.	不動産（土地）評価について（不動産鑑定評価の見地から）	100

第8章	習志野市バランスシート探検隊レクチャーノート	107
1.	バランスシート探検隊について	108
2.	習志野市への「習志野文化ホール」移管	108
3.	バランスシート（貸借対照表）とは	109
4.	行政コストとは	110
5.	バランスシート探検隊の任務について	111
6.	習志野文化ホールについて	112
7.	習志野市民会館について	119
8.	菊田公民館（講堂）について	124
参考 3	施設の比較	129
9.	バランスシート探検隊に参加して	130
10.	まとめ：バランスシート探検隊隊長（千葉大学教授） 大塚 成男	134
11.	バランスシート探検隊に期待する：JAGA会長 柴 健次	136
12.	活動内容のまとめ	137
第9章	施設別・所管課別サービスコストについて	145
1.	施設別・所管課別サービスコストの算定について	146
1)	算出基準	146
2)	施設別サービスコスト一覧	147
3)	所管課別サービスコスト一覧	157
おわりに		161

巻末資料 平成26年度習志野市連結財務書類

<コラム>

1. ～その1～固定資産台帳と公有財産台帳の統一化について 47
2. ～その2～算定が難しい下水道管きよの算定について 49
3. ～その3～財務書類四表の作成の所管課について 57
4. ～その4～徴収不能引当金について 59

第1章 習志野市の概要 について



市の花「あじさい」



市の木「アカシア」

市の花「あじさい」、市の木「アカシア」は昭和45年に市民公募により選定されました。当時推し進めていた緑化五カ年計画の初年度である昭和45年に、高い理想を掲げ、グングン伸びる習志野市の象徴となり、市民に愛される市の木、市の花を選定しようとしたものです。

市内では、あじさいは学校の花壇や公園に、アカシアはマラソン道路などに植えられています。

1. 習志野市のプロフィール

1) 習志野市の沿革（平成 27 年 4 月 1 日現在のデータ）

本市は、千葉県北西部、東京湾に面した位置に所在し、周囲は千葉市、船橋市、八千代市に隣接しており、市域は約 21 k²（市街化区域 18.59 k²で市域の 88.7%、市街化調整区域は 2.38 k²で市域の 11.3%）、常住人口 16 万 8 千人、人口密度は 8,022 人／k²のまちです。県内 54 市町村の中で面積は 4 番目に小さいながら人口は 10 番目に多く、人口密度は 3 番目に高いまちです。

昭和 29 年 8 月 1 日人口 3 万人約 18 k²でスタートした本市は、現在までに 13 万人の人口を迎え、また、埋め立て等により約 3 k²面積を拡大し、住居地域が充実した文教住宅都市として歩み続けております。

市内の東部から中部地区にかけては、旧陸軍騎兵旅団指令部があった大久保地区を中心に、明治から昭和にかけて発展の中核地域として市制当初から人口集中地域でありました。戦後の旧軍解体に伴い、広大な跡地は大学や工業系企業等の敷地として活用されています。

中部地区は、最も古くから集落がある鷺沼・鷺沼台・藤崎地区をはじめ、JR 総武線や京成線等の主要交通機関が集中する津田沼地区があり、昭和 30（1955）年代まで海岸線があった国道 14 号沿いを南端に、本市の中核を担ってきた地域であります。

西部地区は、ラムサール条約に登録されている谷津干潟があります。また、東京湾岸は国道 14 号以南の埋立地域で構成されており、JR 京葉線以南である芝園、茜浜地区は、居住エリアとの明確な分離のための土地利用がなされており、工業・流通エリアとして、本市の産業地域となっています。

本市の交通に係る状況としては、主要交通である鉄道が市内中心部を横断し、5 路線 7 駅が設置され、市内どの地域からも約 2 km で駅へ行くことができ、鉄道へのアクセスは大変優れています。

本市の地理に係る状況としては、海拔平均 18 m であり、台地、段丘斜面、谷戸地、海岸平野と、変化のある自然地形が形成されています。北部の下総台地から、かつて旧海岸線があった国道 14 号沿いには海岸段丘の名残があるものの、全体としては南部の海岸線に向けて、穏やかな傾斜をなしています。



2)習志野市文教住宅都市憲章(抜粋)

文教住宅都市憲章は、「目標の無いまちづくりが、単に市民生活を脅かすだけにとどまらずに、ついには住民自治を埋没させてしまう」という危惧のもと、度重なる市民との話し合いを通じ「全市民が明るく健康で豊かな生活を営むための具体的な条件を明確にする」ため、昭和 45 年に制定したもので、当時の地方自治法において定められた基本構想としてその役割を担ってきました。その後、昭和 60 年に新たな習志野市基本構想を策定した際、その位置付けを本市不変のまちづくりの基本理念として定め、今日に至っています。

1 わたくしたち習志野市民は、青い空と、つややかな緑をまもり、はつらつとした若さを失わないまちをつくれます。

1 わたくしたち習志野市民は、暖かい生活環境をととのえ、住みよいまちをつくれます。

1 わたくしたち習志野市民は、教育に力をそそぎ、すぐれた文化をはぐくむ調和のとれたまちをつくれます。

(憲章の目的)

第 1 条 この憲章は、習志野市の現在および将来にわたるまちづくりの基本理念を定めることにより、習志野市の健全な発展を保障することを目的とする。

(市民のつとめ)

第 2 条 市民は、教育、文化の向上に望ましい環境を維持するようつとめなければならない。

第 3 条 市民は、清潔で秩序ある生活環境を保持し、快適な生活を営むようつとめなければならない。

第 4 条 市民は、文教住宅都市を建設するために行なう市長およびその他関係機関の施策に協力するようつとめなければならない。

3)習志野市歌(作詞:長橋正宣 作曲:富澤裕)

平成 26 年に習志野市は市制施行 60 周年を迎えました。この節目の年を記念して歌詞や曲の内容を一新した「習志野市歌」を作成しました。新しい「習志野市歌」は、今後 50 年、100 年と歌い継がれていく歌になってほしいという思いを込めて作成され、子どもから大人まで口ずさむことができる曲になっています。合唱の動画や楽譜は、市ホームページからご覧いただけます。

<https://www.city.narashino.lg.jp/joho/soshiki/somu/somu/news/cc010120140131081013758.html>

習志野市歌

検索

1 朝の陽溢れて さわやかに
水辺の鳥たち 歌だより
自然の息吹が みちみちて
大地にみどりの みどりの風が吹く
好きですふるさと 習志野は
夢と希望を 紡ぐまち

2 歴史は床しく とこしえに
育む文化と 幸ゆたか
新たな芽生えを もりあげて
頑張る元気が 元気が胸に湧く
好きですふるさと 習志野は
行手明るく 拓くまち



2. 統計から見た習志野市（習志野市統計書平成 26 年版）

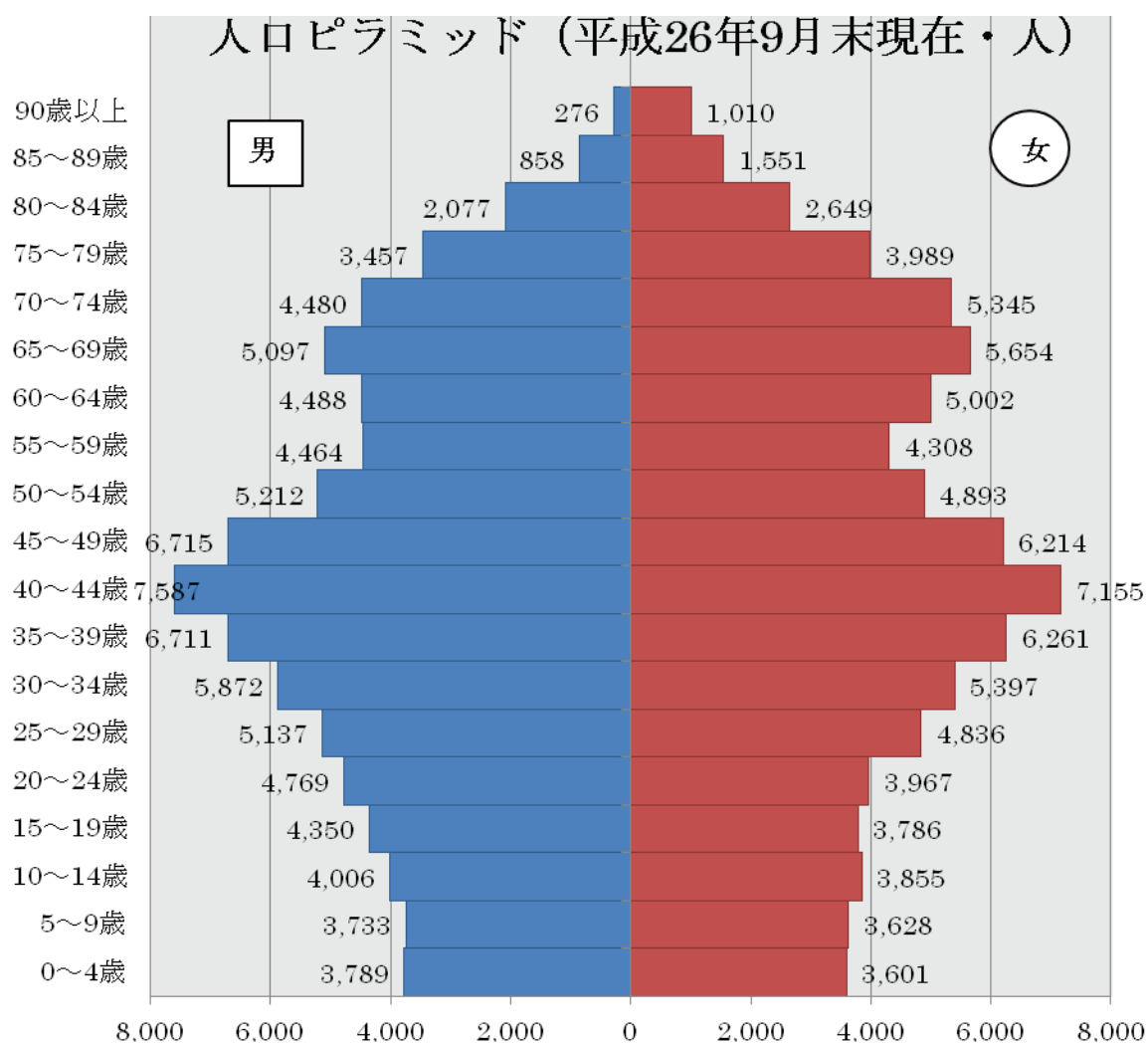
1) 統計から見た市民生活

出生数 3.9 人/日	死亡数 3.3 人/日	転入者数 28.9 人/日	転出者数 25.4 人/日
婚姻数 2.5 組/日	J R 乗車人数 津田沼駅 104,082 人/日 新習志野駅 13,259 人/日	京成・新京成乗車人数 (京成) (新京成) 谷 津 駅 5,565 人/日 京成津田沼駅 京成津田沼駅 28,023 人/日 21,503 人/日 大 久 保 駅 16,309 人/日 新 津 田 沼 駅 実 榎 駅 11,702 人/日 36,161 人/日	
離婚数 0.7 組/日			
路線バス乗車人数 京成バス 31,900 人/日 千葉シーサイトバス 100 人/日	水道（使用量） 53.4 千 m ³ /日	都市ガス（供給量） 177.5 千 m ³ /日	郵便配達数 72,361 件/日 (平成 19 年度)
ゴミ収集量 187.5 トン/日	犯罪発生件数 6.5 件/日	救急車出動件数 21.4 件/日	交通事故発生件数(人身) 1.3 件/日
火災発生件数 0.1 件/日	持ち家率 60.4% (平成 25.10.1)	建築確認申請数(市) 2.2 件/日	乗用自動車（軽を含む） 1 世帯 0.7 台 (平成 26.3.31)
1 世帯当たりの人員 2.3 人 (平成 26.3.31)	人口密度 1k m ² 当たり 7,886.4 人 (平成 26.3.31)	市職員 市民 115.7 人に 1 人 (平成 26.4.1)	消防職員 市民 795.8 人に 1 人 (平成 26.4.1)
高齢者（65 歳以上） 市民 4.6 人に 1 人 (平成 26.10.1)	市歳出（普通会計決算） 1 億 5,017 万円/日 (平成 25 年度)	市歳出（普通会計） 1 人 33.1 万円 (平成 25 年度)	市歳入（市税・普通会計） 1 人 15.5 万円 (平成 25 年度)
公園面積（都市公園） 1 人 6.8 m ² (平成 26.4.1)	下水道普及率 92.0% (平成 26.3.31)	病院・診療所 359.2 世帯に 1 院 (平成 26.3.31)	医師・歯科医師 市民 421.2 人に 1 人 (平成 25.12.31)
小中学校教員 小学生 20.5 人に 1 人 中学生 17.8 人に 1 人 (平成 26.5.1)	高校進学率 99.4% (平成 25 年 3 月卒業者)	図書蔵書数 1 人 2.3 冊 (平成 26.3.31)	図書貸出冊数 3,495.6 冊/日 (平成 26.3.31)
加入電話 1 世帯 0.5 台 (平成 24.3.31)	預貯金額（銀行） 1 人 521 万円 (平成 21.3.31)	商品販売額（小売業） 1 店 1 億 9,690 万円 (平成 19.6.1)	製造品出荷額等 1 工場 19 億 235 万円 (平成 24.12.31)

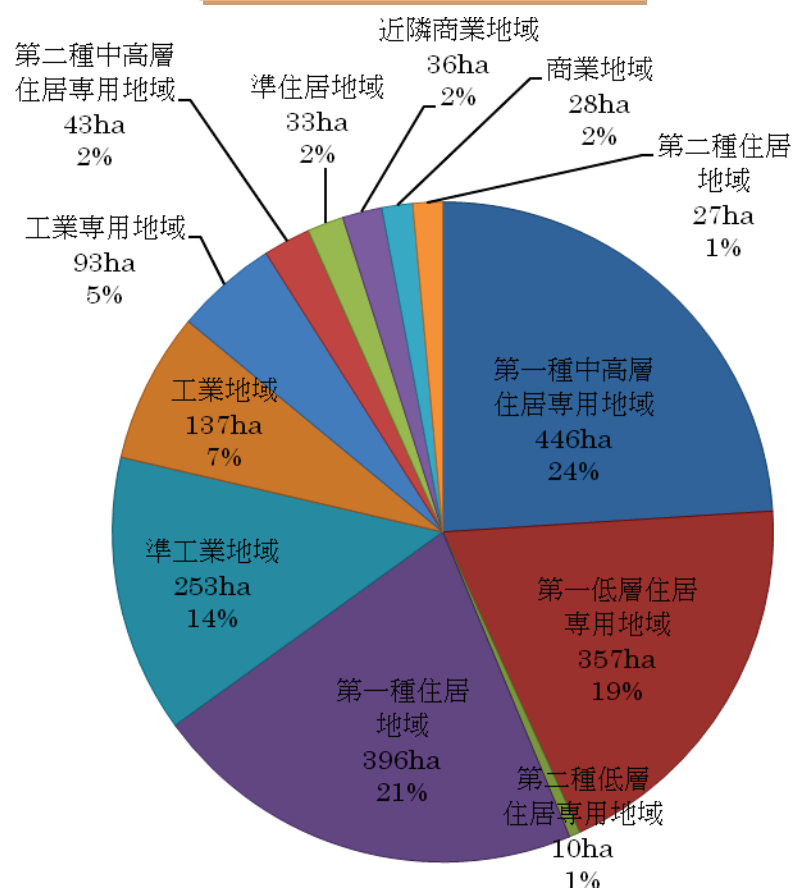
注) 1. 婚姻数・離婚数は、平成 25 年（1 月～12 月）における数値である。

2. 救急車出動件数・火災発生件数は、平成 26 年（1 月～12 月）における数値である。

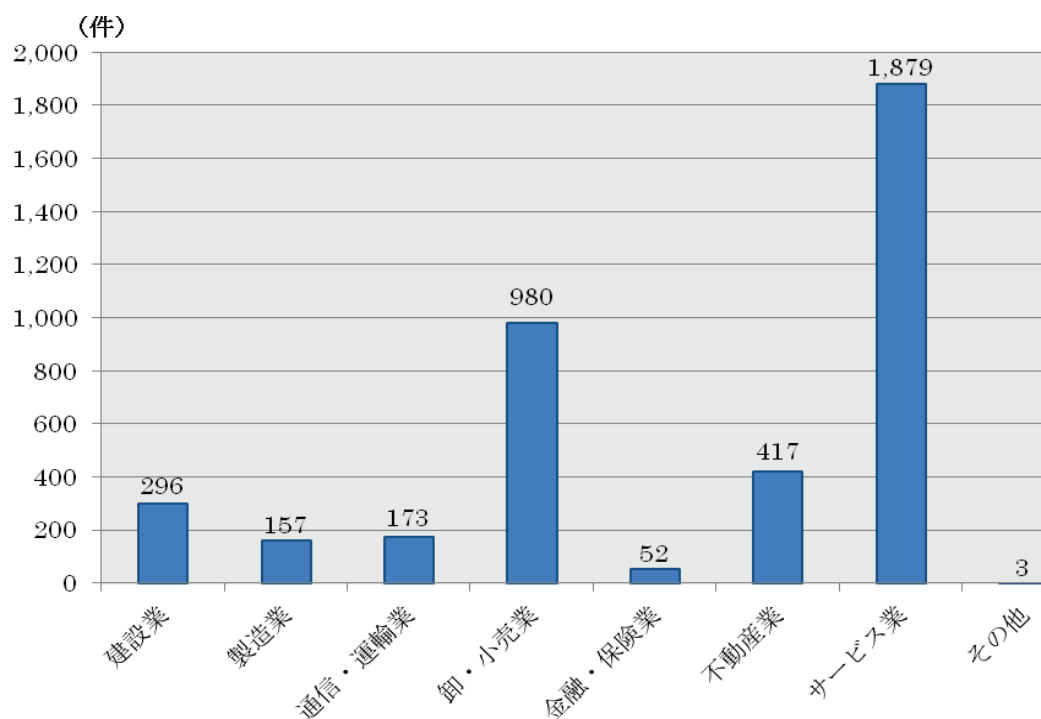
2) 人口ピラミッド(平成 26 年)



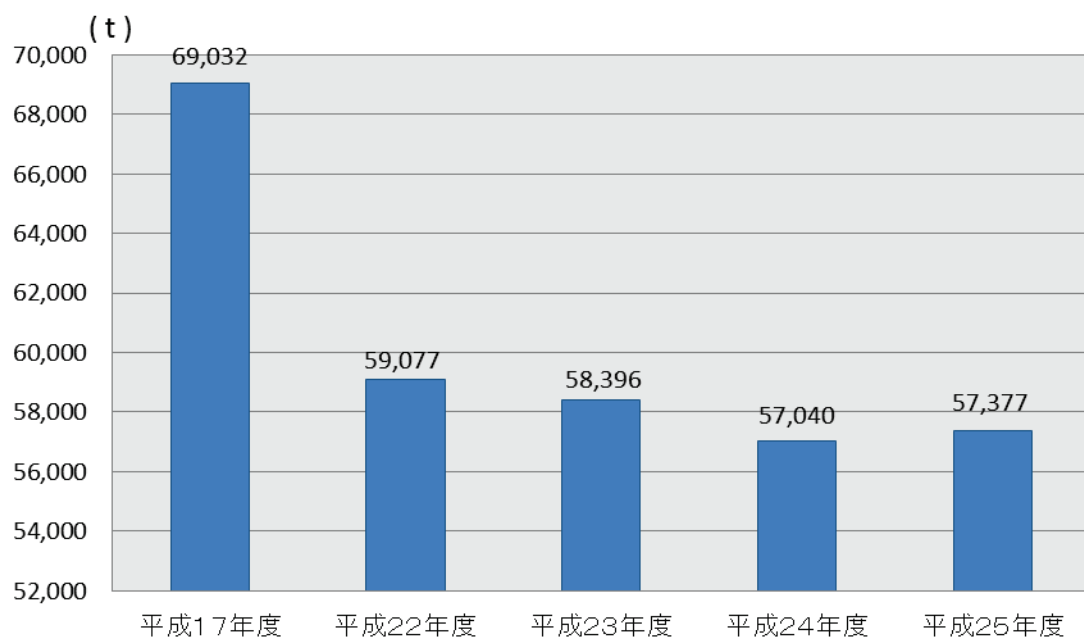
3) 市街化区域の内訳



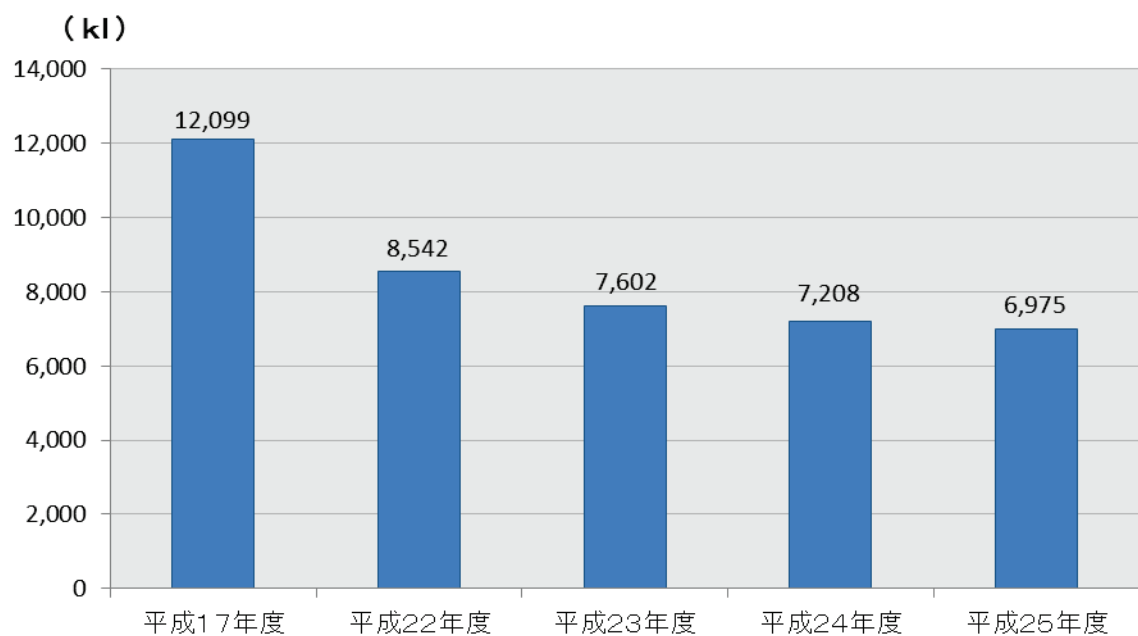
4) 産業別事業所数 (平成 24 年)



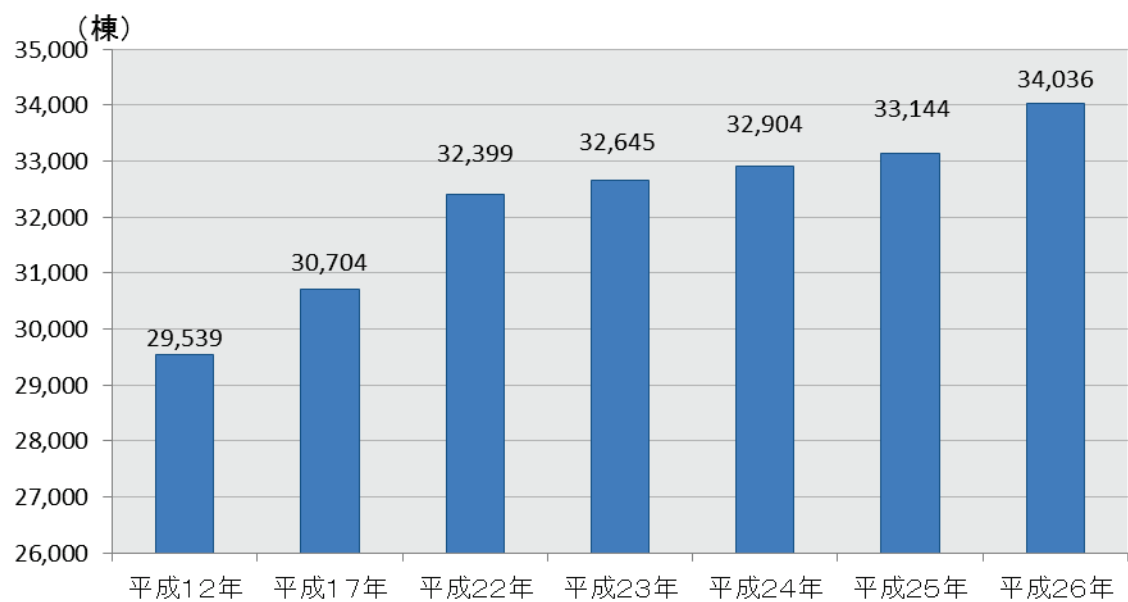
5) ごみ処理量



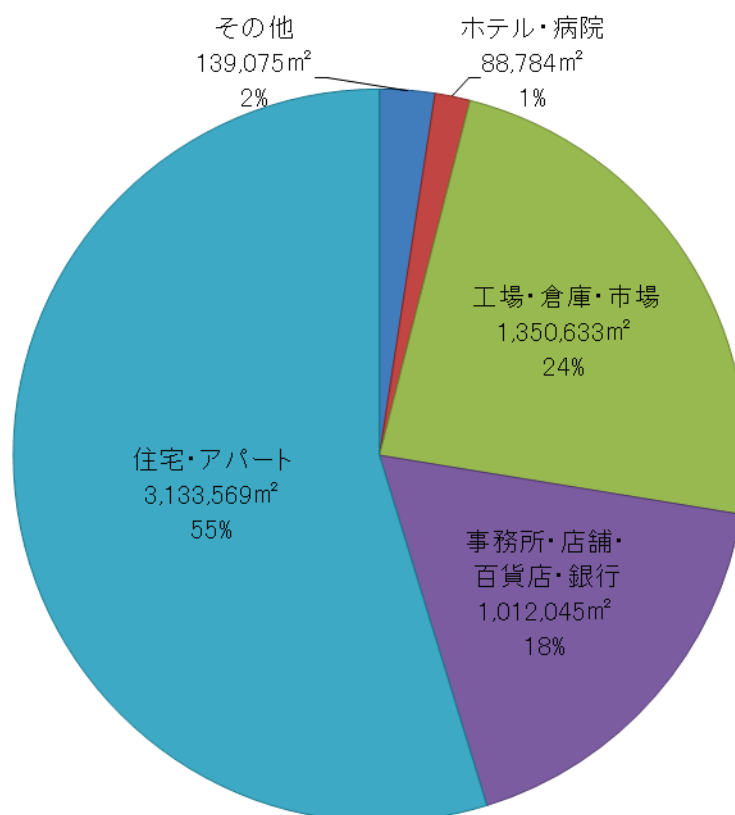
6) し尿処理状況



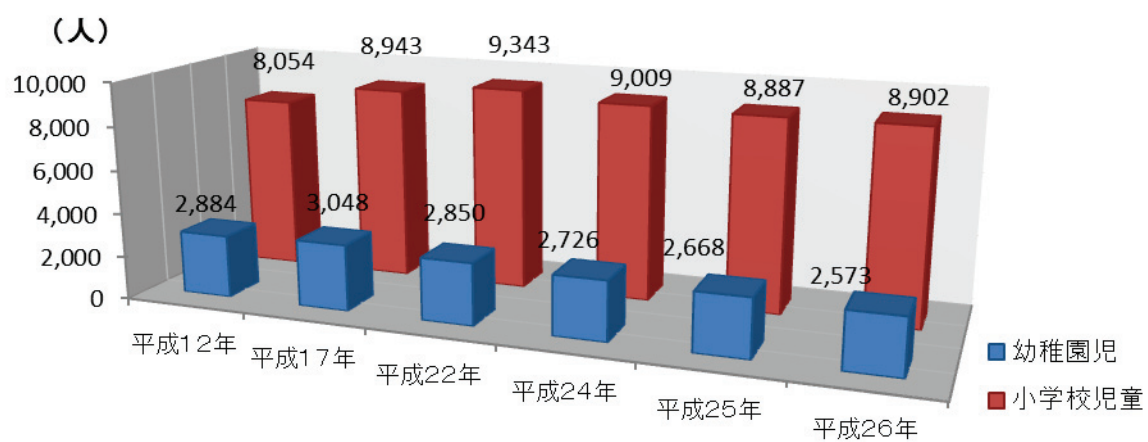
7) 家屋総数の推移



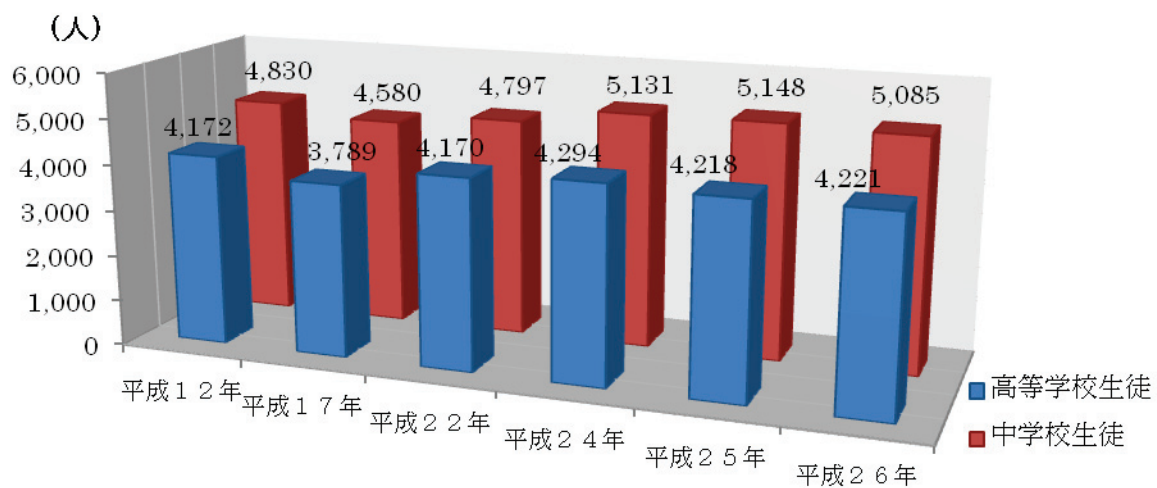
8) 用途別非木造建物床面積（課税家屋：平成26年）



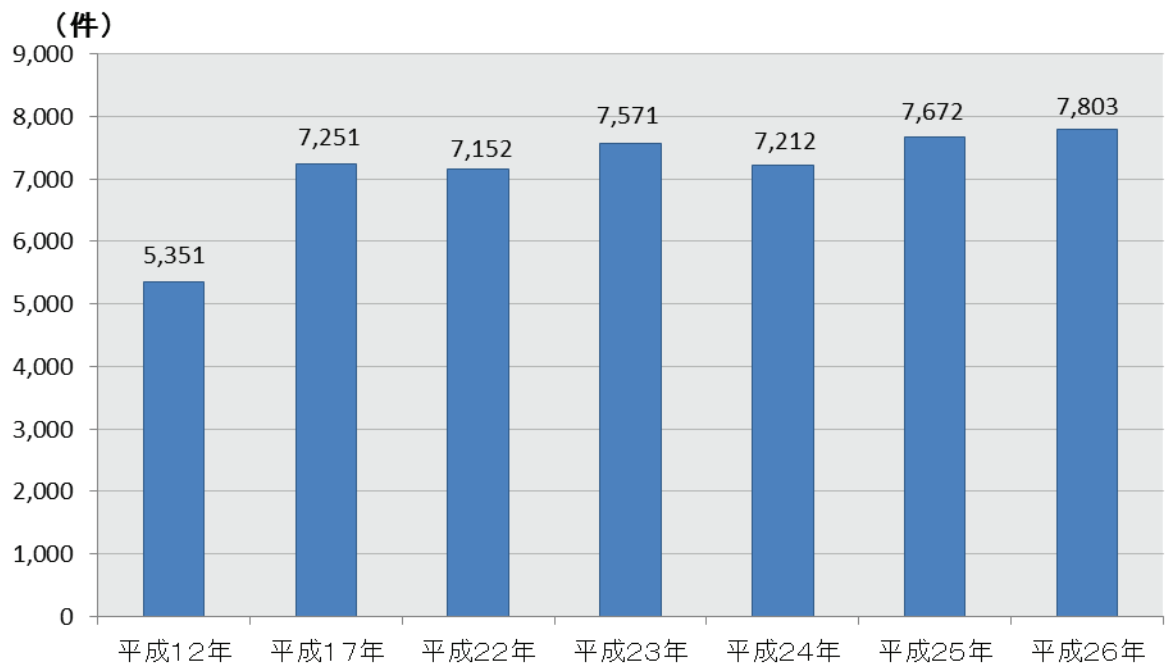
9) 幼稚園児・小学校児童数の推移



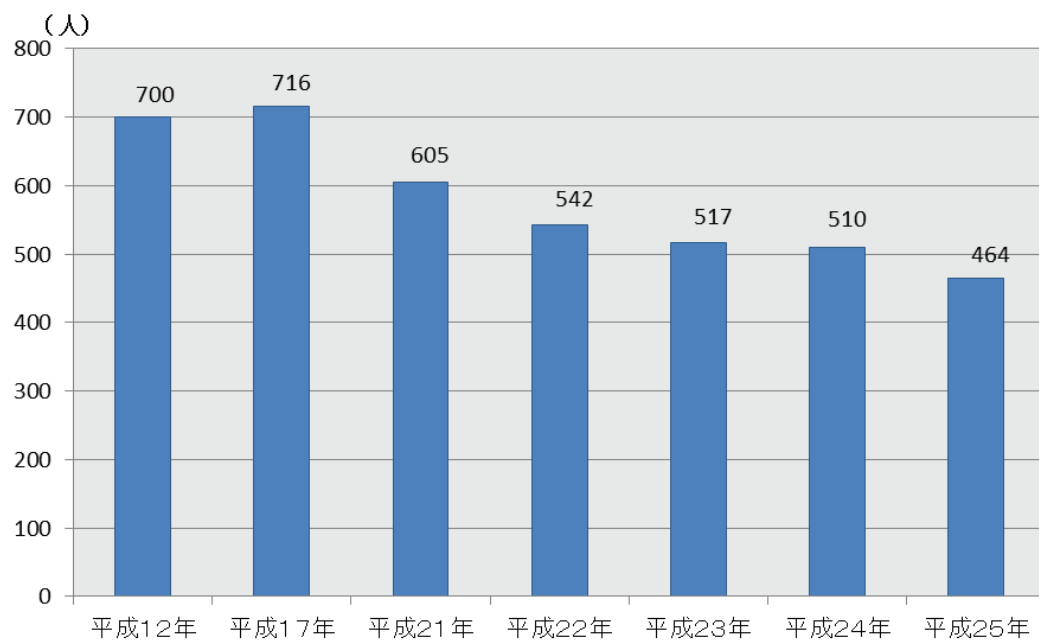
10) 中学校・高等学校生徒数の推移



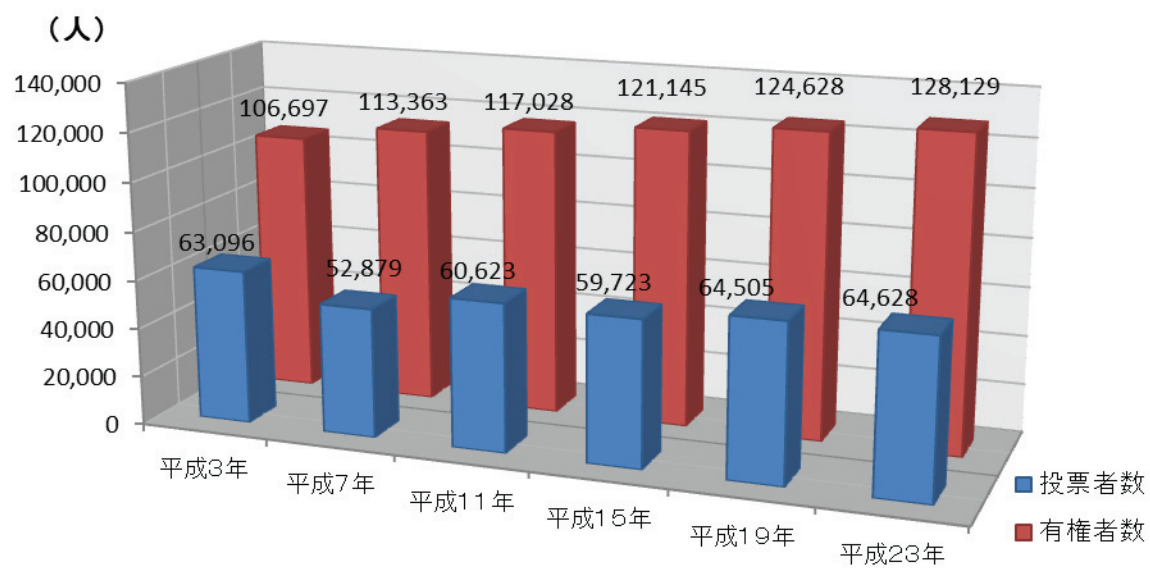
11) 救急出動件数の推移



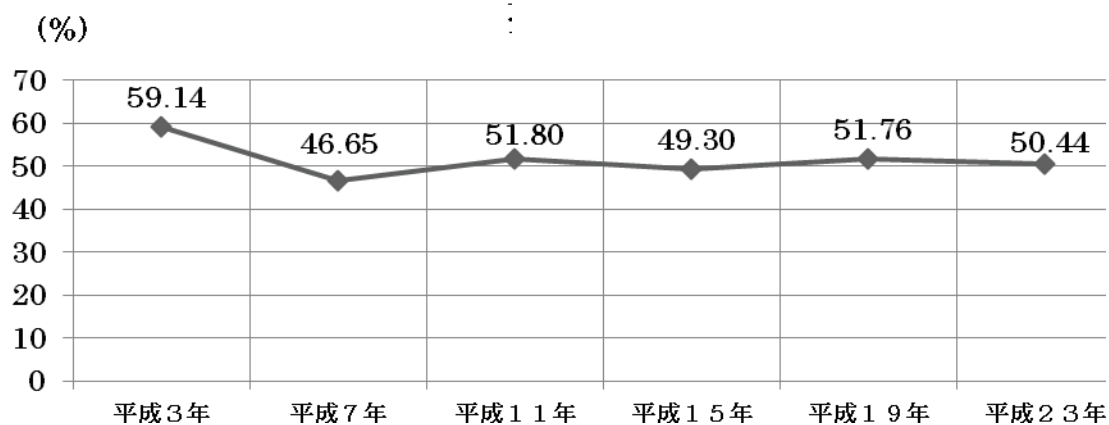
12) 交通事故での人身事故発生件数の推移



13) 市議会議員選挙の状況



14) 投票率



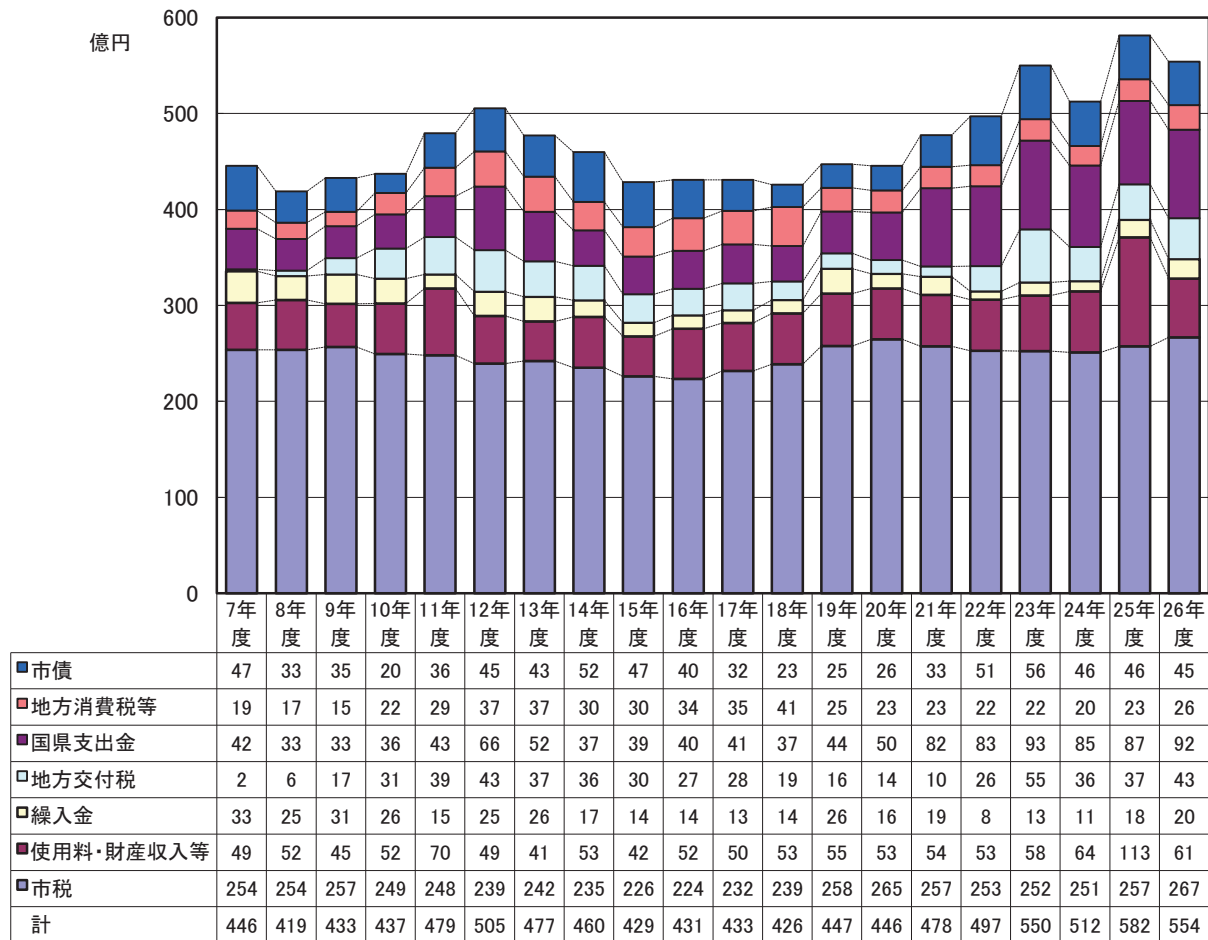
第2章 普通会計決算状況について

普通会計決算状況とは、毎年度総務省が全国の自治体の財政状況を一律に比較するために調査するものです。

この数値をもって全国の自治体の財政状況を比較することができます。

※表中の金額は1億円未満四捨五入のため、小計及び合計が異なる場合があります。

1 過去20年間の歳入決算推移



国から地方への流れの中で、国において地方分権改革が進められており、国と地方の役割分担に応じた税源配分の見直しや、地方交付税制度の見直しなどが順次進められています。

市税は、平成17年度から景気の回復や税制改正などの影響によって増加傾向にありましたが、平成20年度をピークとして減少傾向に転じました。平成25年度からは再び増加に転じ、平成26年度は景気回復の影響などによる市民税の増、大規模マンションの新築等による固定資産税の増などにより、平成25年度と比較して、3.6%、9億2千4百万円の増額となりました。

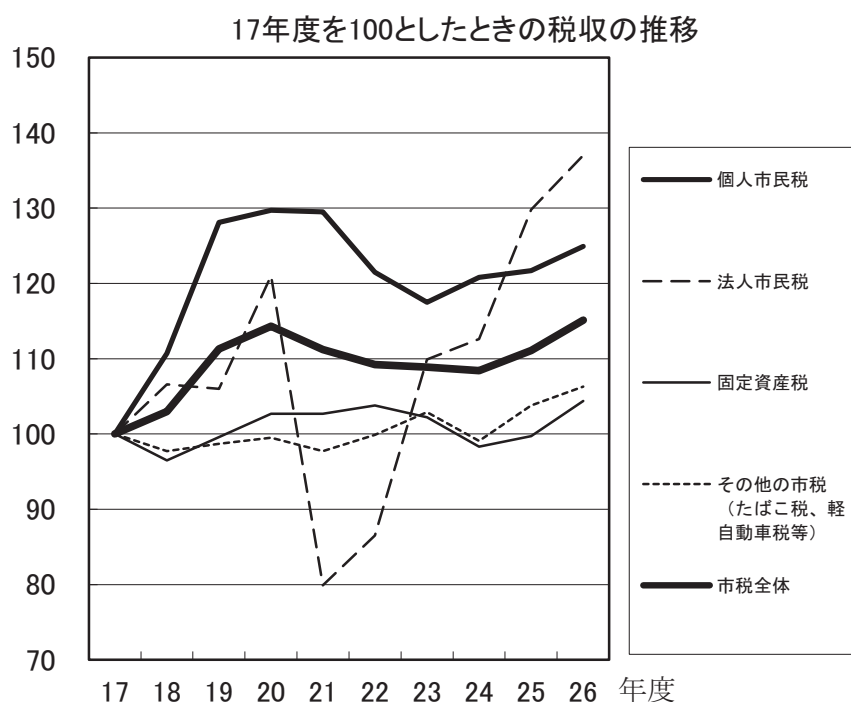
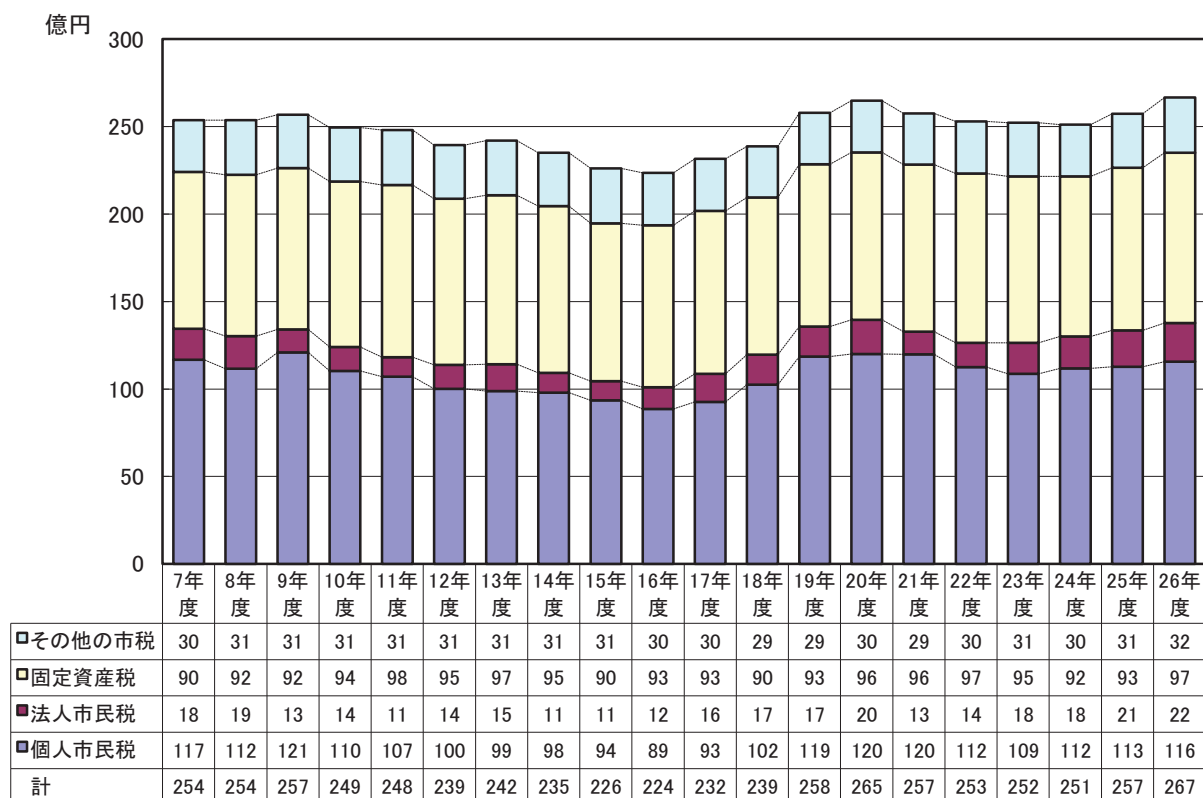
なお、平成19年度の増は、国税である所得税から個人市民税への税源移譲や定率減税の廃止といった大きな税制改正が実施されたことによるものです。

国県支出金が平成21年度から大幅な増額となっているのは、定額給付金など国における経済対策の取組や、子ども手当の創設、生活保護をはじめとする扶助費の増加に伴うものです。

また、平成26年度は消費税率引き上げの影響等を踏まえ、臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金が創設されたことなどにより増加したものです。

使用料・財産収入等が平成25年度に大幅に増加したのは、仲よし幼稚園跡地の売却による不動産売却収入の増(56億円)で、特殊要因によるものです。

2 過去20年間の市税収入の推移(項目別)



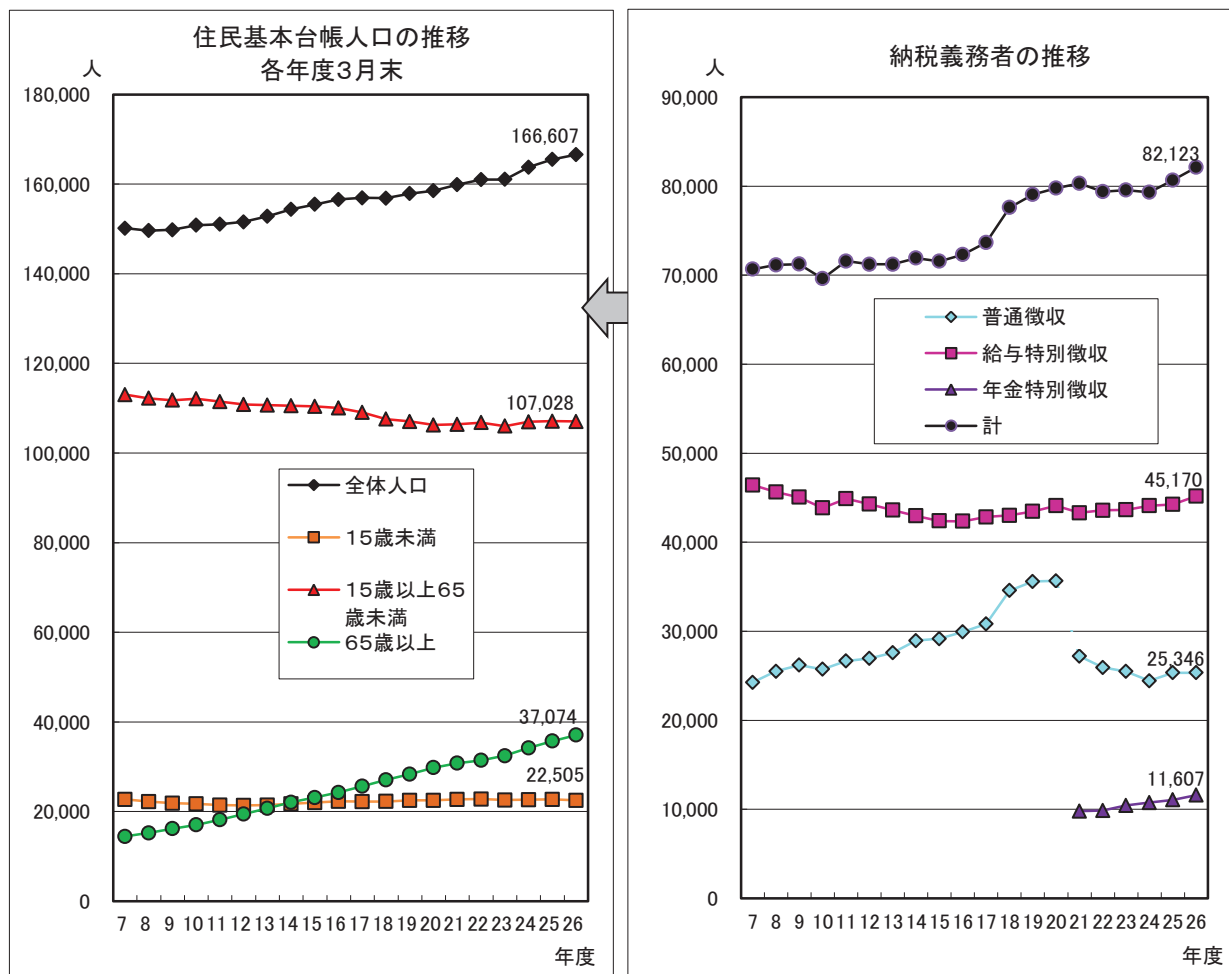
個人市民税は、景気低迷による収入の減や納税義務者の変化(給与収入→年金収入)などにより、平成16年度まで大きく減少を続けてきましたが、平成17年度から景気の回復などを受け増収に転じ、さらには、平成19年度は税制改正(所得税から住民税への税源移譲など)により、平成18年度に比べ約16億円増加となりました。リーマンショックなど経済情勢が変化中、平成21年度から減少に転じていましたが、平成24年度からは年少扶養控除の廃止等の影響もあり、増加となっています。

法人市民税は、企業業績の影響を顕著に受けるため、増減の幅がもっとも大きく現れる税目です。平成26年度は、前年度に比べ、5.6%、1億1千702万8千円の増加となりました。

市税収入は収入全体の約5割を占めるものです。「自立したまちづくり」を進めるためには、自主財源の柱である市税収入の確保が大きな課題となります。
(自主財源比率 H24年度 63.5% → H25年度 66.9% → H26年度 62.9%)

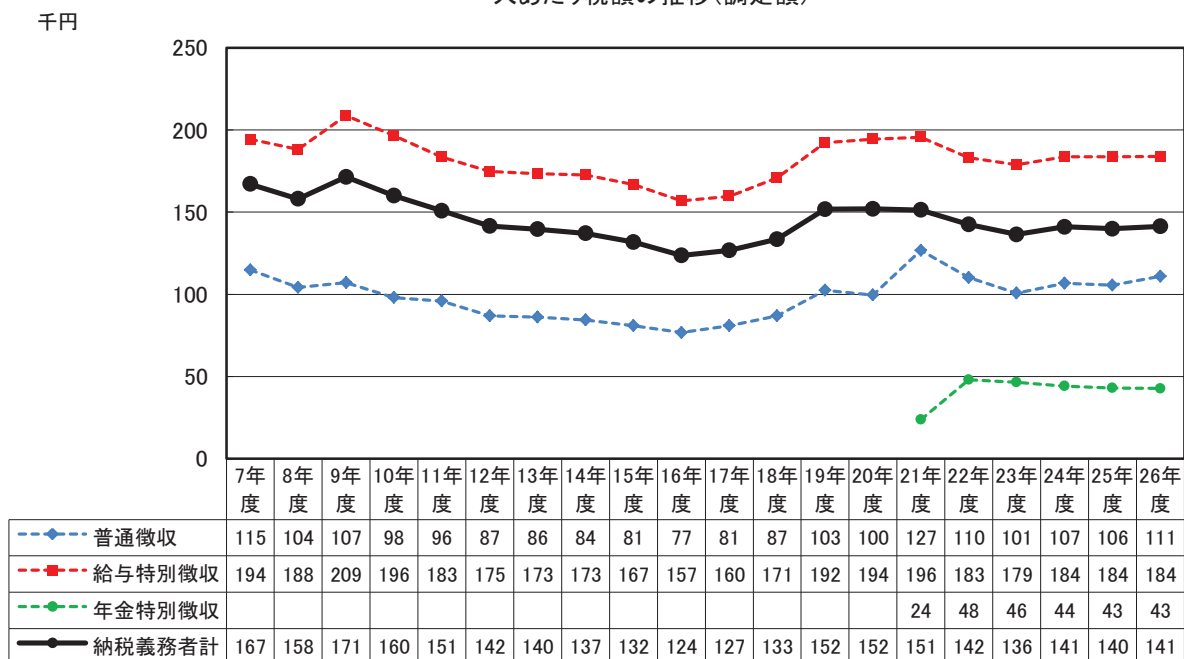
平成20年度から市税のコンビニ収納やマルチペイメントを導入し、市税を納めていただきやすい環境づくりを進めています。さらに、平成22年度に「納税コールセンター」を設置し、また平成25年度からは債権管理課を創設し、徴収対策の強化を図っています。

3 過去20年間の市民税収入の推移(納税義務者)

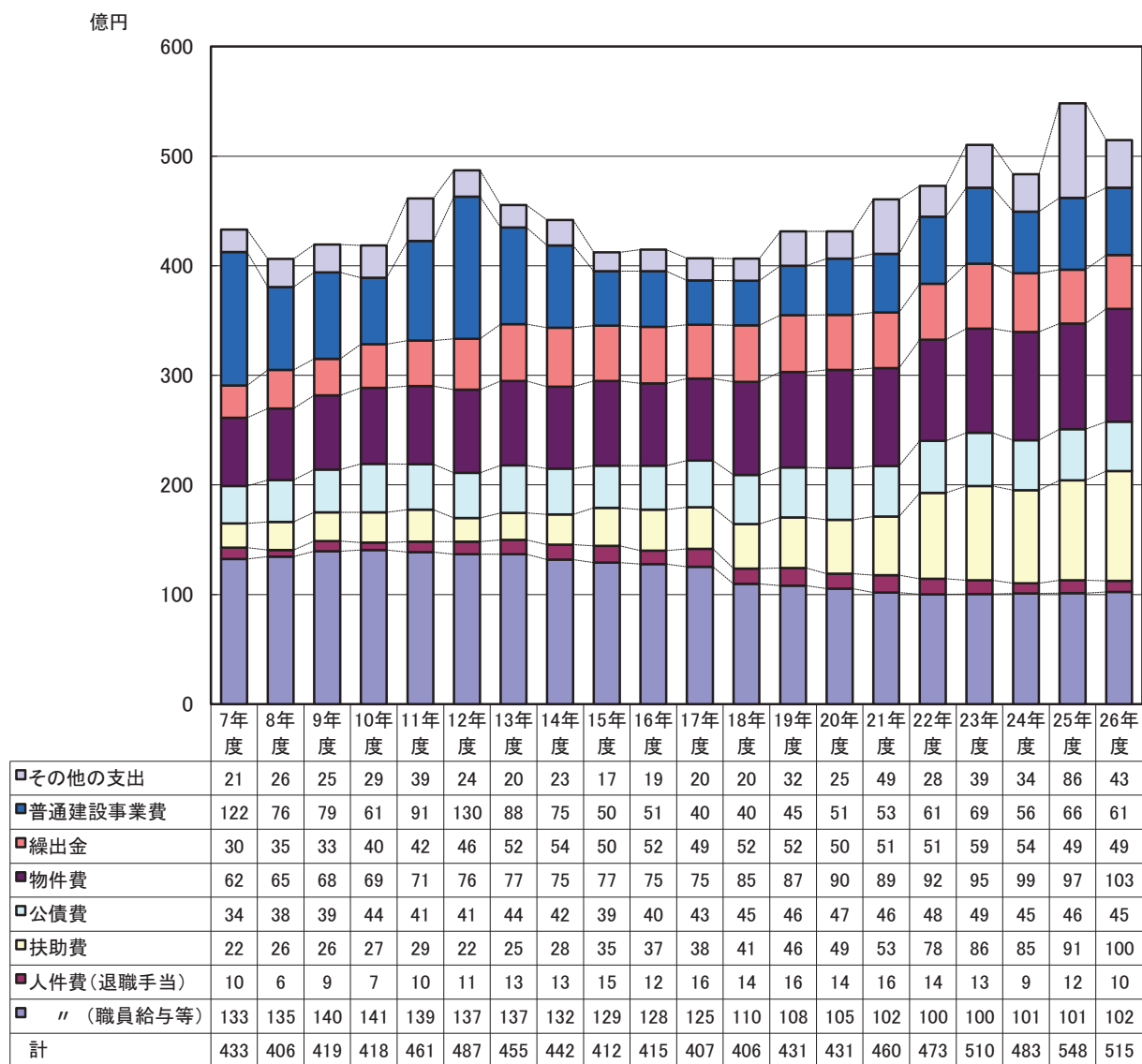


人口の推移では、全体人口は現在においても増加傾向となっていますが、そのうち、15歳以上65歳未満のいわゆる生産年齢人口は若干の減少となっている一方で、65歳以上の老年者人口はこの10年間で大幅な増加となっています。

一人あたり税額の推移(調定額)



4 過去20年間の歳出決算推移



平成18年度に集計方法を変更したため、平成17年度までと比較すると人件費(職員給与等)が大きく減少し、物件費が増加しています。

人件費(職員給与等)については、集中改革プランに基づく職員数の削減や人事院勧告による給与改定などにより、平成22年度までは減少しており、その後はほぼ横ばいとなっております。

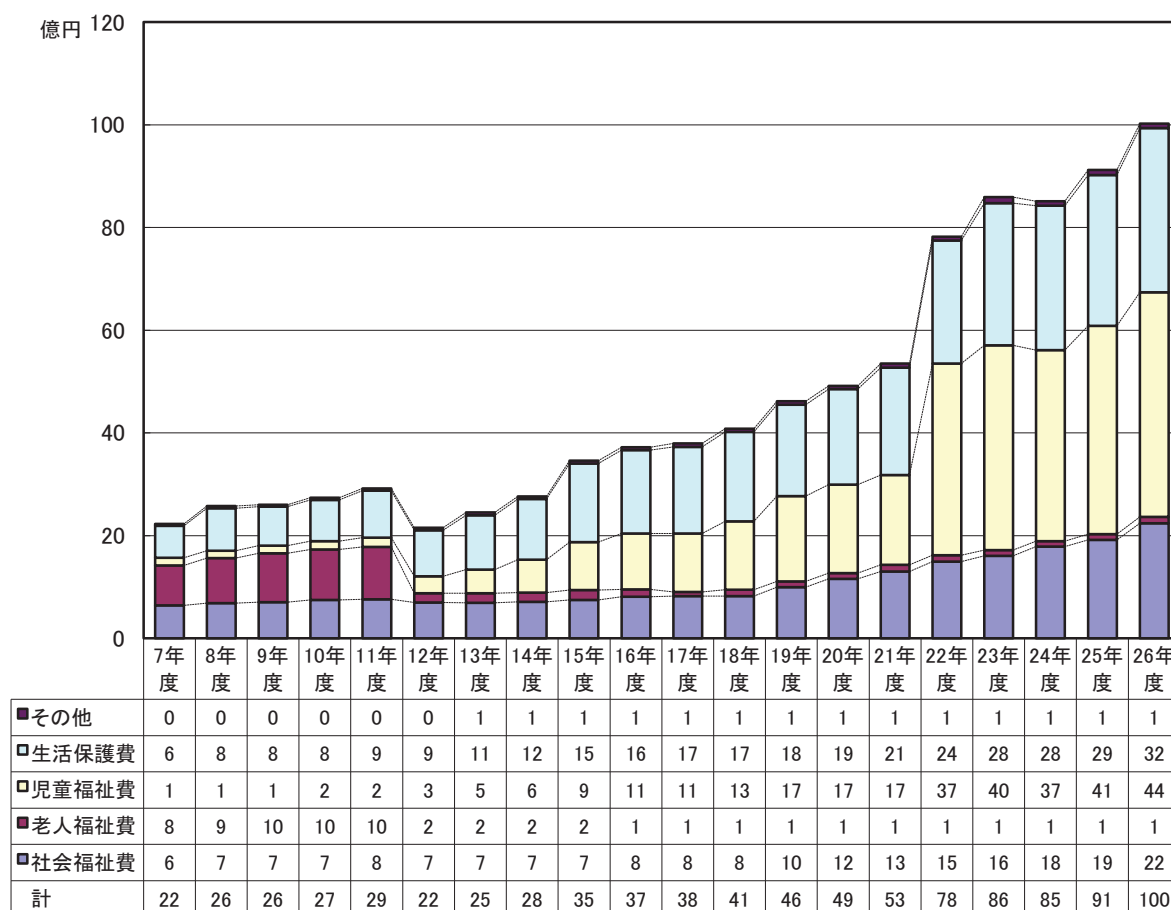
普通建設事業はその年に行う工事によって大きな増減幅があります。

平成26年度については、芝園清掃工場の老朽化対策、(仮称)袖ヶ浦こども園整備事業、小中学校の耐震化を実施しました。

平成26年度の扶助費は、生活保護費や臨時福祉給付金給付事業、子育て世帯臨時特例給付金給付事業、障害者総合支援法に基づく給付事業の増などにより、増加しました。

その他の支出の平成21年度における増加は、定額給付金の取組によるもの、平成25年度は、仲よし幼稚園跡地の売却による不動産売払収入を公共施設等再生整備基金に積み立てた特殊要因による増です。

5 過去20年間の扶助費の推移



義務的経費の中で増加が著しいのが扶助費です。特に近年では高齢化の進展により生活保護費が、障害者総合支援給付の増により社会福祉費が、増加傾向であります。

また、児童福祉費は、平成22年度に子ども手当の創設により大幅に増加となり、平成26年度は、子育て世帯臨時特例給付金給付事業等で増加となりました。

増加要因の主なものは、

児童福祉費のうち子育て世帯臨時特例給付金給付事業

平成26年度 1億9千3百万円

平成25年度 0円

伸び 1億9千3百万円

消費税引上げに際し、臨時措置として創設されたものです。

生活保護費

平成26年度 32億円

平成25年度 29億4千万円

伸び 2億6千万円

高齢化による被保護世帯数の増による影響が考えられます。

社会福祉費のうち障害者総合支援法に基づく給付

平成26年度 14億6千9百万円

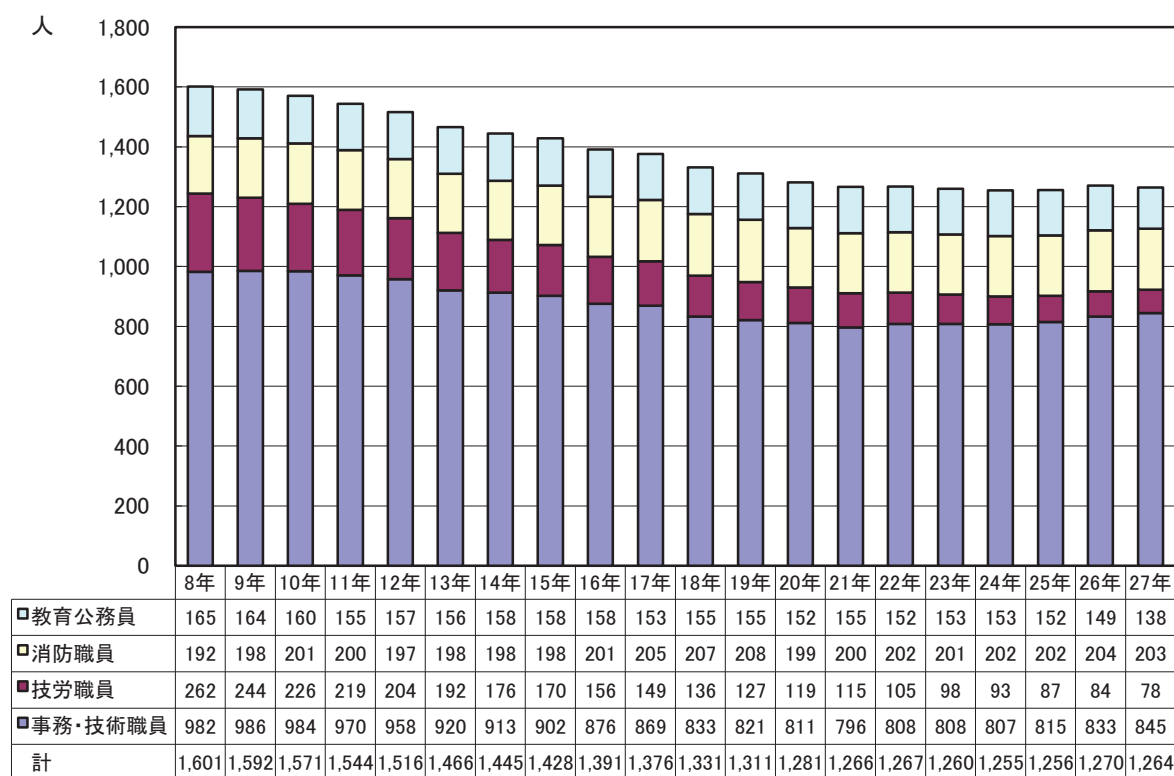
平成25年度 13億4千3百万円

伸び 1億2千6百万円

利用者数の増によるものです。

6 職員数の推移

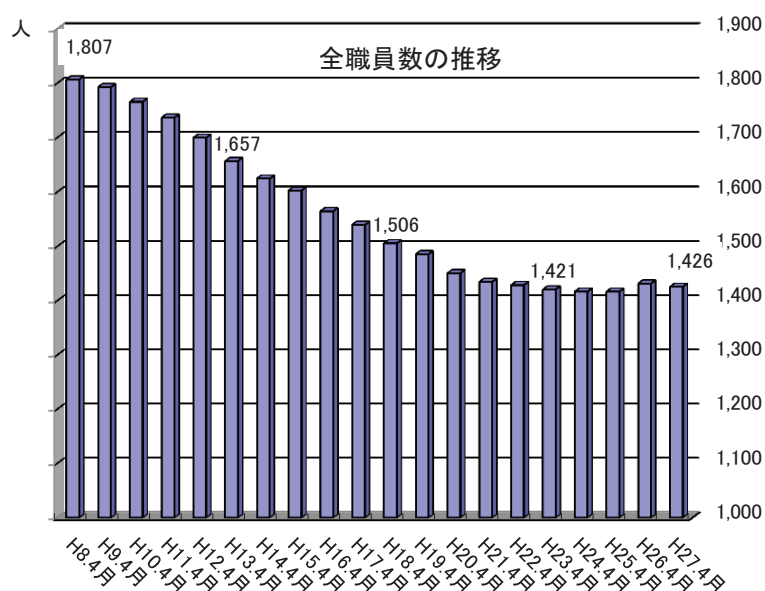
図 普通会計における職員数の推移



※各年とも4月1日現在の職員数です。

職員数は年々減少しておりましたが、普通会計では平成25年において前年比で1名増加、平成26年は、制度改正や既存業務の増に対応するために14名の増加となっています。

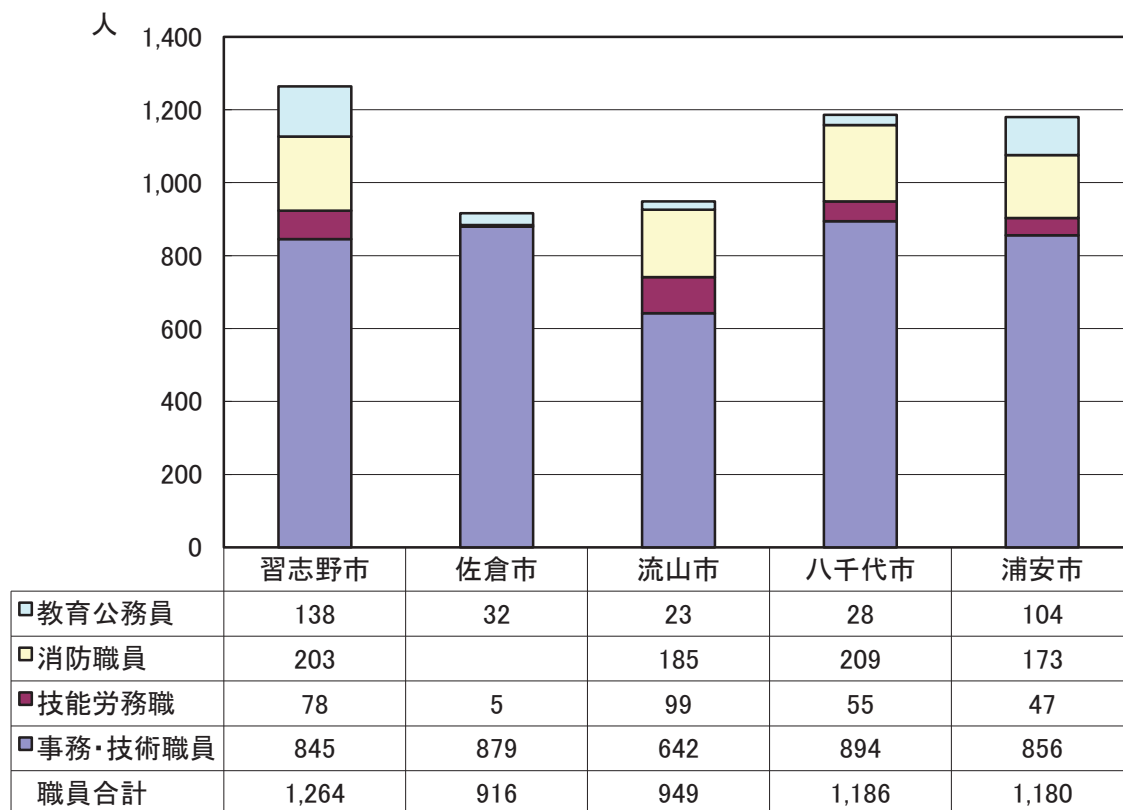
公共下水道、ガス、水道の公営企業や国民健康保険などの特別会計に属する職員を除いています。そのため、下の全職員数とは異なっています。



上記の表は普通会計の職員数ですが、特別会計に属する職員を含む全職員数では、左の表のとおりとなります。

平成26年3月に策定した「習志野市第3次定員適正化計画」に基づき、引き続き適正な定員管理に努めます。

7 類似団体との比較:職員数



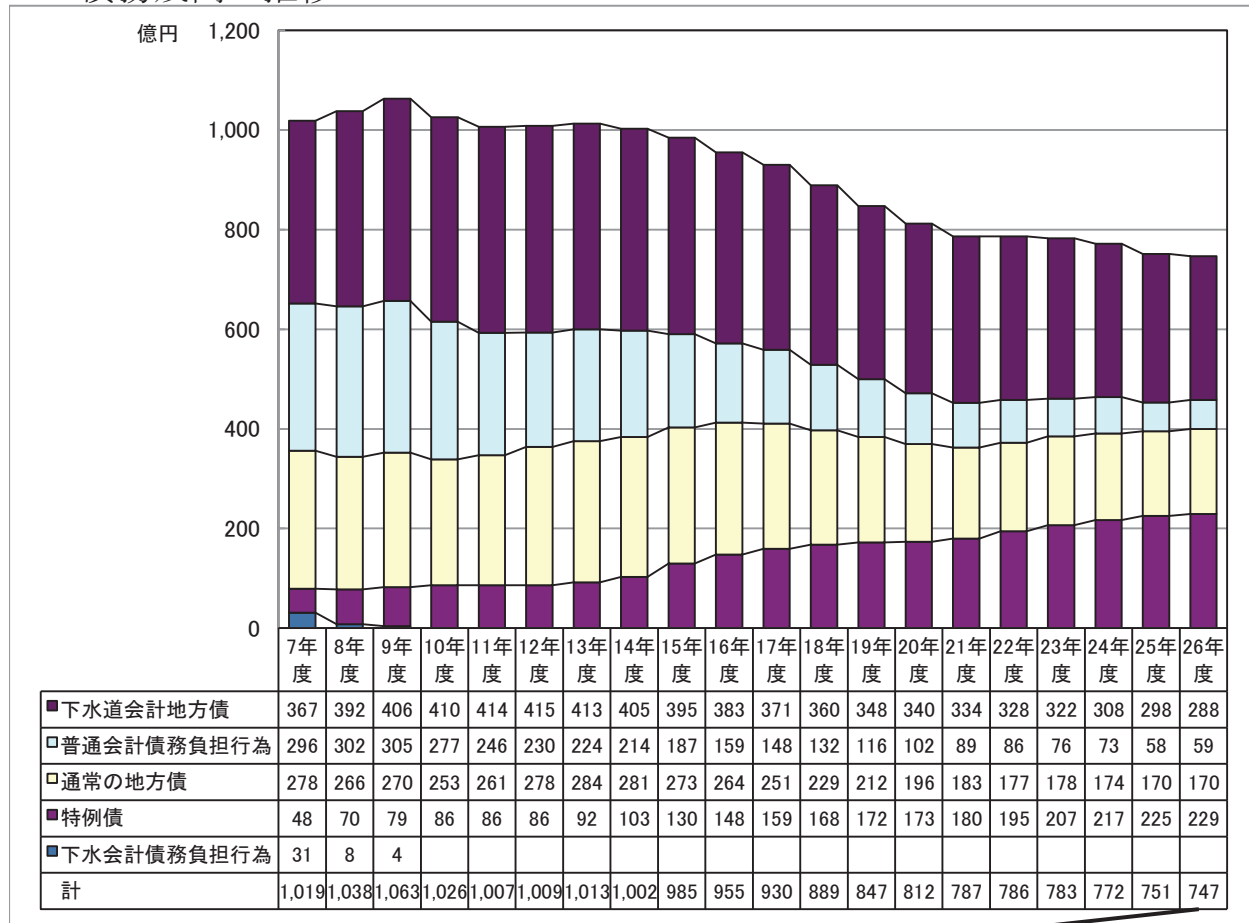
上記のグラフは、普通会計における職員数を比較したものです。

習志野市は、他市と比較して、市立の幼稚園・高等学校・保育所・こども園など、公共施設を多く有しているため、教育公務員や施設関係の事務・技術職員数が多くなっています。

佐倉市のように、消防・清掃を一部事務組合での広域業務で行っている市など、専任職員がいない事例もあります。

※ 類似団体は、人口規模と産業構造を基準として設定されているもので、千葉県内では市川市、松戸市、野田市、佐倉市、市原市、流山市、八千代市、浦安市、の8市が類似団体になります。
ここでは、人口規模の近い佐倉市、流山市、八千代市、浦安市との比較をしています。

8 債務残高の推移



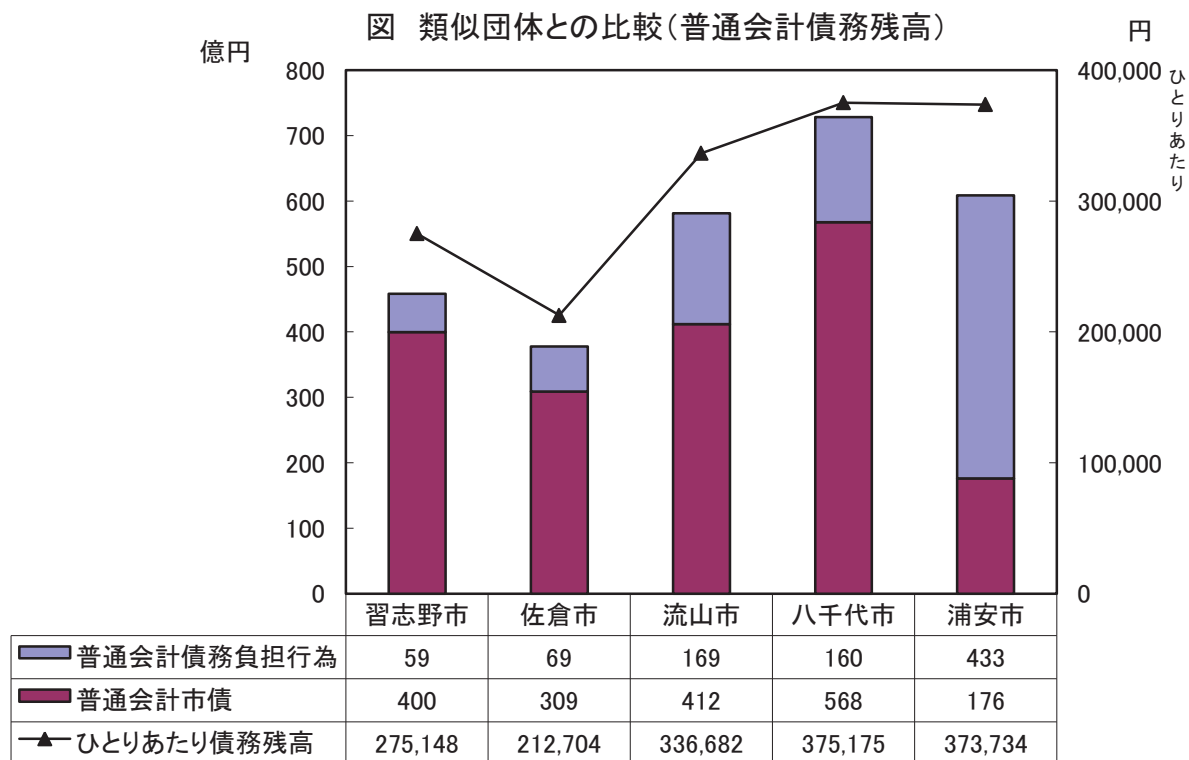
◇26年度末 用途別債務残高の内訳

区 分	金額(百万円)	主なもの	金額
普通会計地方債	39,964	道路・街路	43億円
		小中学校	42億円
		保育所・幼稚園・こども園	22億円
		新清掃工場	16億円
		JR津田沼駅南口周辺開発	9億円
		公園	8億円
		公営住宅	8億円
		減税補てん債	17億円
		臨時財政対策債	210億円
普通会計債務負担行為	5,854	JR津田沼駅南口周辺開発整備用地	25億円
		公園用地	9億円
		文化・スポーツ施設	8億円
		道路・街路用地	7億円
		施設賃借料(仮庁舎、大久保保育所)	4億円
下水道会計地方債	28,843	下水道	280億円
計	74,661		

特例債
(他にも
あり)

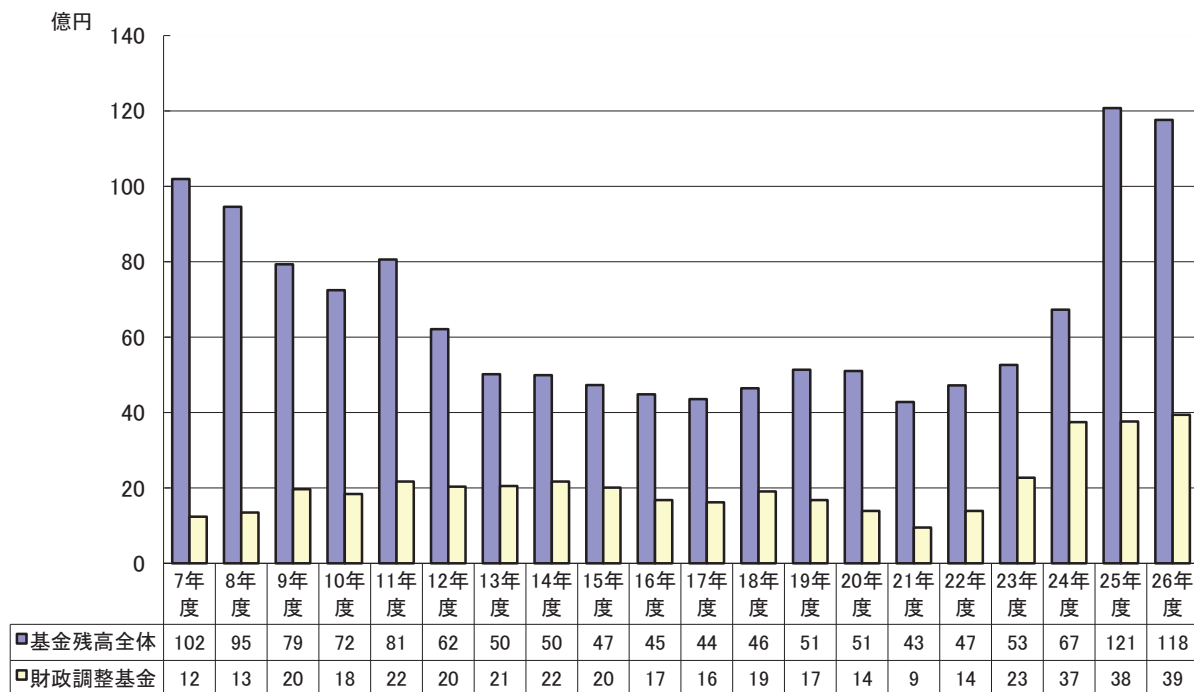
債務残高のピークは平成9年度で、1,063億円ありました。その後は、借入額を償還額以下に抑えるなど、債務の削減が進んでいます。近年では、国が地方財源の不足に対処するため特別に発行を認める特例債の増加が、債務残高の増加要因となっています。

9 類似団体との比較:債務残高



上のグラフは、債務残高を比較したものです。ここでは普通会計の数値ですので、下水道会計などの債務は含んでいません。

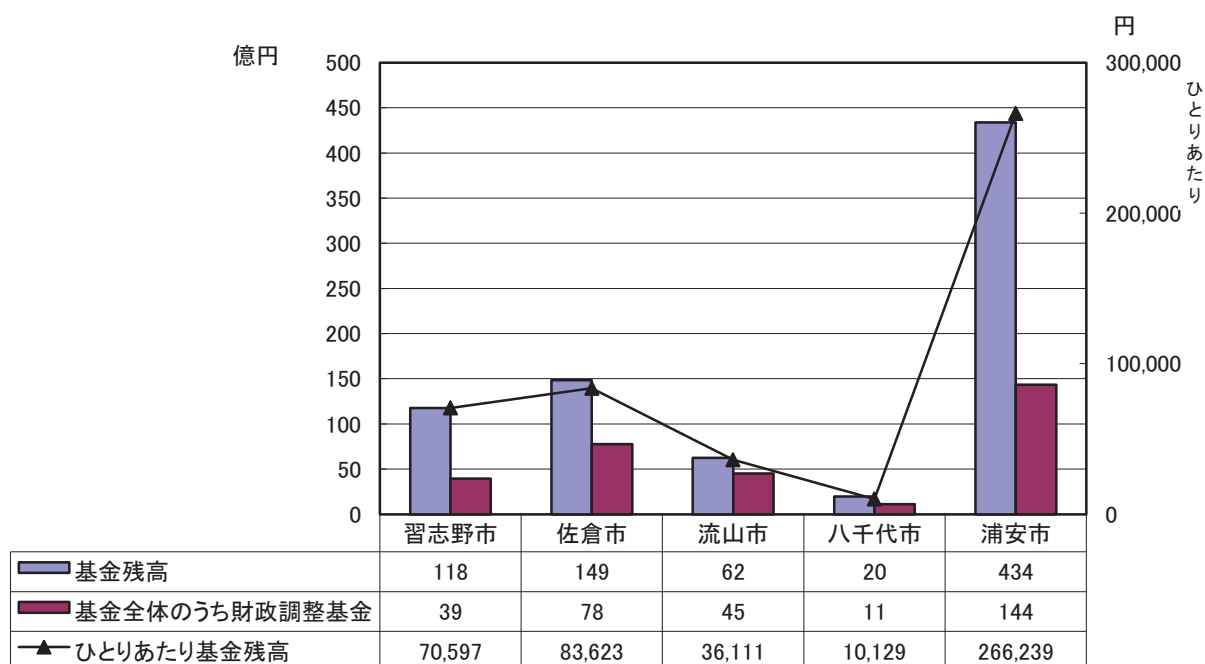
10 基金残高の推移



近年の基金残高全体は、平成25年度に仲よし幼稚園跡地売却による不動産売却収入を、公共施設等再生整備基金に積み立てた特殊要因があったことにより、大幅に増加しております。

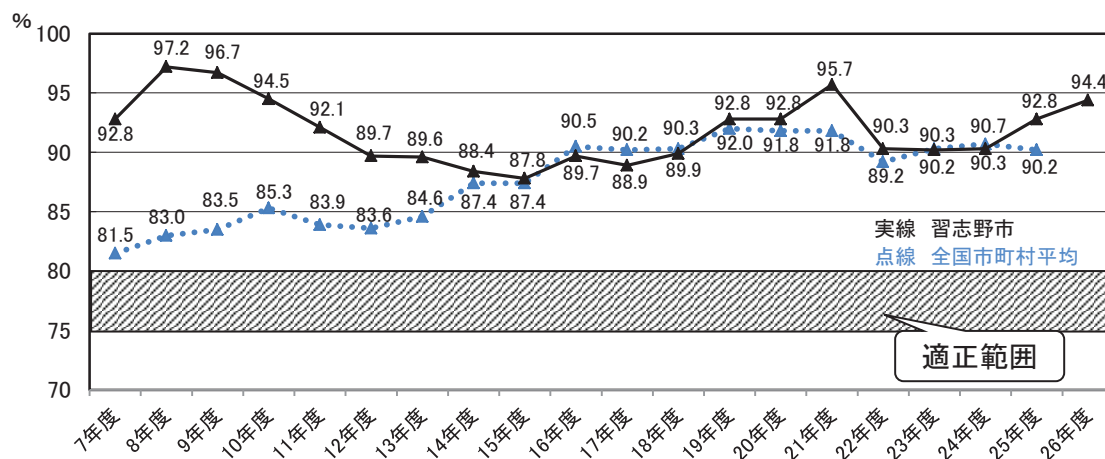
財政調整基金が平成22年度から増加しているのは、ともに基金取り崩し額が前年度決算剰余金積立額を下回ったことによるものです。この財政調整基金は、予期しない収入の減少や支出の増加のための基金であり、残高の動向には常に注視しておく必要があります。

11 類似団体との比較:基金残高

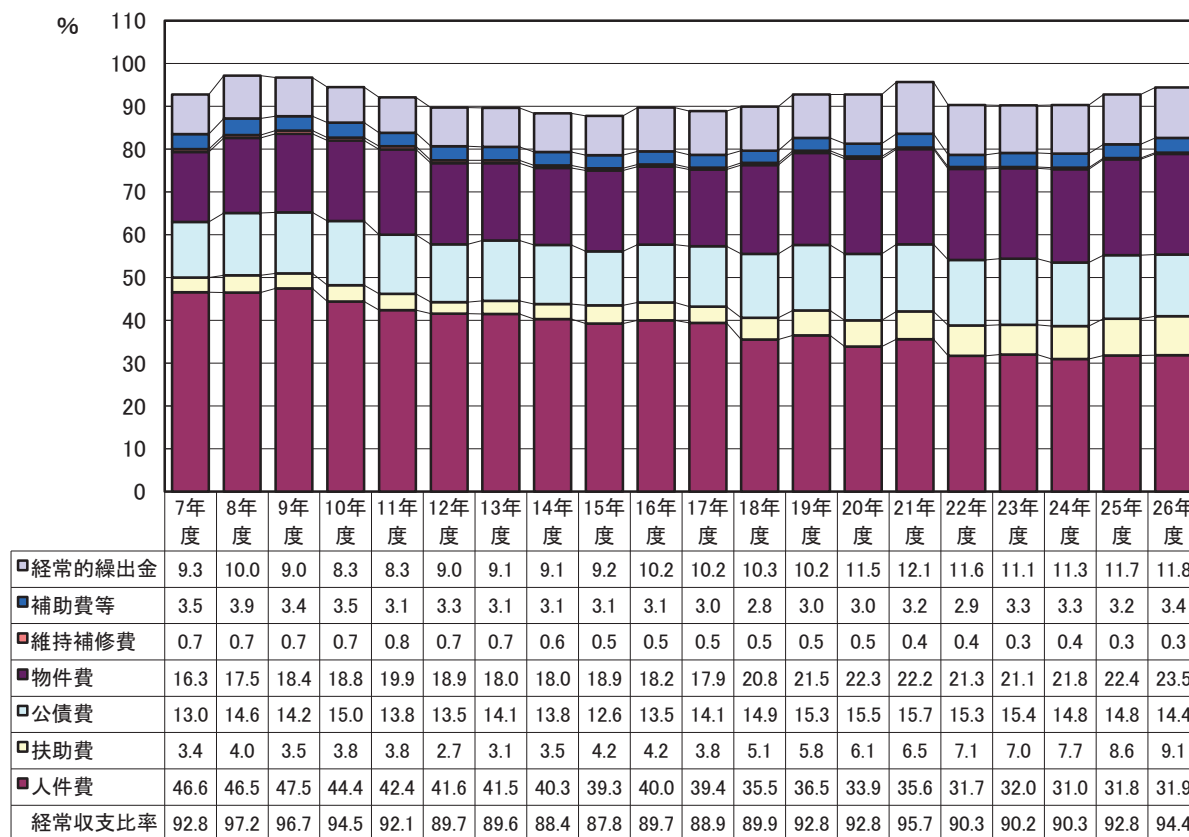


上のグラフは、基金残高を比較したものです。

12 経常収支比率の推移



内訳は

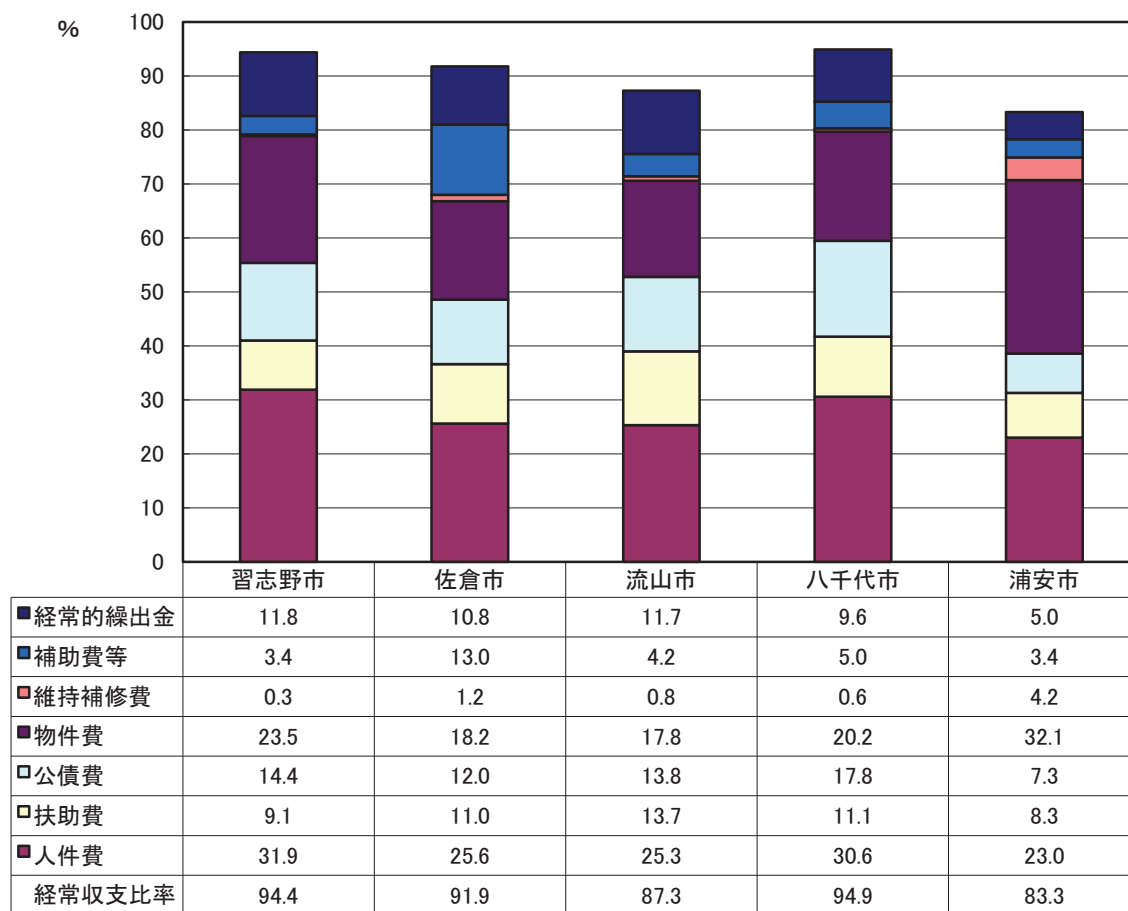


経常収支比率は、財政構造の弾力性を判断する指標で、一般家庭におきかえればエンゲル係数にあたるものです。市税や普通交付税など経常的に収入される財源と人件費や扶助費など毎年度必ず支出しなければならない経常経費を比べたものです。

この比率が低いほど弾力性が大きいことを示し、一般的に75～80%が望ましいといわれていますが、全国的にも90%を若干上回る状況が続いています。

平成21年度は、地方税が大幅に減収になったことにより、経常収支比率が悪化しています。
平成25年度は、退職手当や扶助費の増により、前年度と比較して2.5ポイント増となっています。
平成26年度は、扶助費や物件費の増により、前年度と比較して1.6ポイント増となっています。

13 類似団体との比較: 経常収支比率



※それぞれの項目で比率を計算していますので、合計の経常収支比率とは合わない場合があります。

習志野市は4市と比較すると、人件費、物件費、経常的繰出金の割合が高くなっています。

第3章 健全化判断比率等について

平成 19 年 6 月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、毎年度、財政指標（健全化判断比率及び資金不足比率）を算定し、監査委員の審査を受け、その意見を付した上で議会に報告するとともに、市民の皆様に公表することが義務となりました。

健全化判断比率は、(1)実質赤字比率、(2)連結実質赤字比率、(3)実質公債費比率、(4)将来負担比率の 4 つの指標で、それぞれの比率に応じて「健全」「早期健全化」「財政再生」の 3 段階（(4)将来負担比率は、財政再生段階なし）に区分されます。

資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定するもので、「健全」「経営健全化」に 2 段階に区分されます。

1. 平成26年度決算における健全化判断比率等

習志野市の平成26年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率は、下記のとおり全て健全段階となりました。

1 健全化判断比率

指標の名称	平成26年度	早期健全化基準	財政再生基準	(参考)	
				平成25年度	早期健全化基準
実質赤字比率	－％	11.78％	20.00％	－％	11.79％
連結実質赤字比率	－％	16.78％	30.00％	－％	16.79％
実質公債費比率	7.1％	25.0％	35.0％	8.9％	25.0％
将来負担比率	8.8％	350.0％		14.8％	350.0％

※実質赤字額、連結実質赤字額がない場合は、「－％」で表示しています。

2 資金不足比率

特別会計の名称	平成26年度	経営健全化基準	(参考) 平成25年度
水道事業	－％	20.0％	－％
ガス事業	－％	20.0％	－％
公共下水道事業	－％	20.0％	－％

※資金不足額がない場合は、「－％」で表示しています。

2. 健全化判断比率等の概要（習志野市）

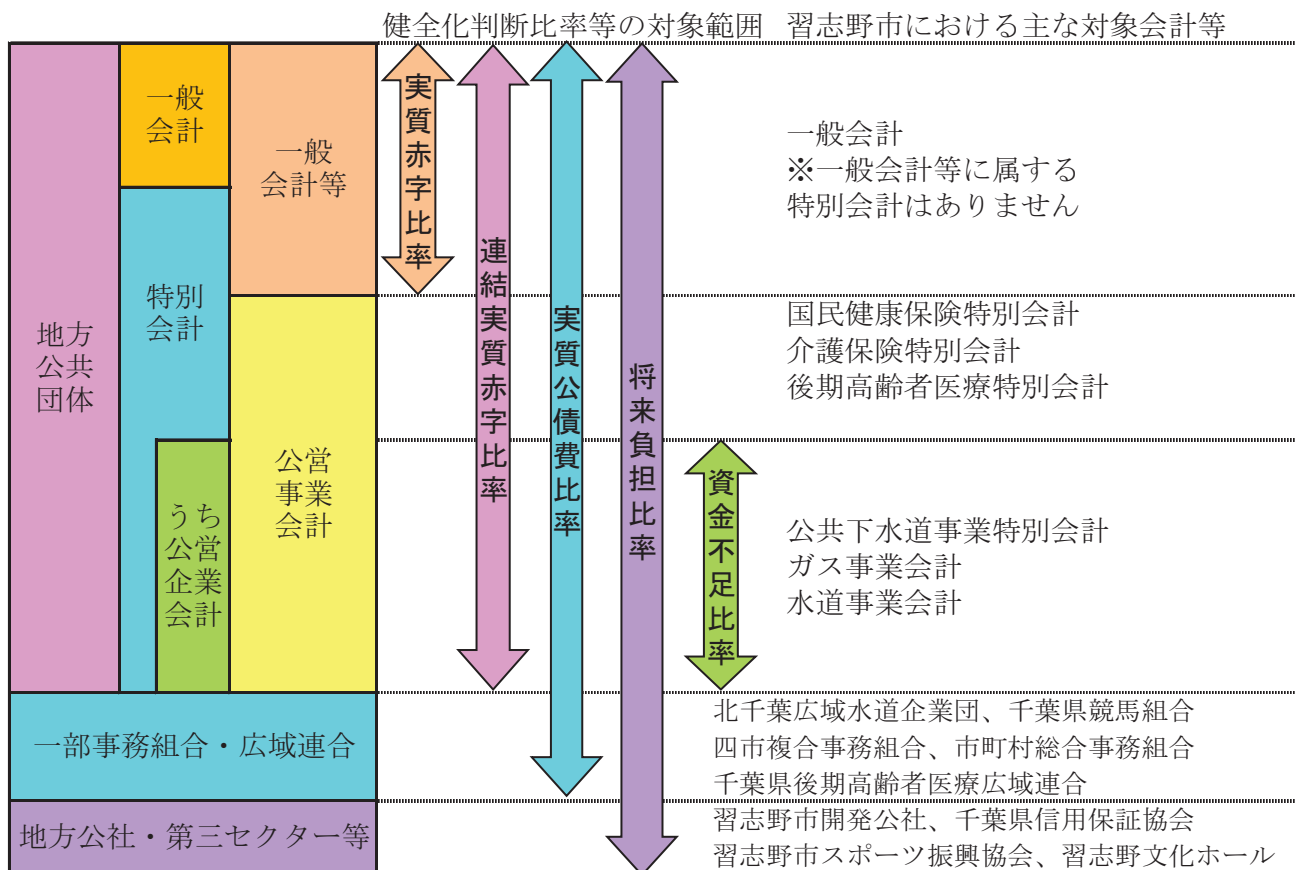
（1）健全化判断比率（地方公共団体の財政の健全性に関する指標）

指標名	内容	対象範囲	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率	一般会計等	11.25%～ 15.00%	20.00%
連結実質赤字比率	公営企業を含む全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率	一般会計等 公営事業会計	16.25%～ 20.00%	30.00%
実質公債費比率 （3ヵ年平均）	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率	一般会計等 公営事業会計 一部事務組合 広域連合	25.0%	35.0%
将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率	一般会計等 公営事業会計 一部事務組合 広域連合 地方公社 第三セクター等	350.0%	

（2）資金不足比率（地方公営企業の経営の健全性に関する指標）

指標名	内容	対象範囲	経営健全化基準
資金不足比率	各公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率	水道事業会計	20.0%
		ガス事業会計	20.0%
		公共下水道事業特別会計	20.0%

【対象範囲の概要】



3. 実質赤字比率 【一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率】

【算定式】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

【26年度の状況】

指標名	早期健全化基準		財政再生基準
	基準範囲	習志野市に適用される基準	
実質赤字比率	11.25%～15.00%	11.78%	20.00%
平成26年度決算に基づく習志野市の実質赤字比率		－％（比率≤0の場合、－）	

※実質赤字比率の早期健全化基準は、標準財政規模に応じて定められています。

【説明】

毎年4月に始まり翌年3月に終わる地方公共団体の一般会計年度における歳出は、歳入の範囲内で行うことが原則であり、歳入が歳出に不足する事態となり赤字を生じることが望ましくありません。

仮に、歳入不足・赤字が解消できない場合には、翌年度歳入の繰上充用や当該年度の歳出予算に計上した事業を翌年度に繰り越すこと（歳入不足に起因する事業の繰り越し）となりますが、翌年度においてもその分の歳入確保または歳出の削減ができなければ、更に繰り越され、赤字額が累積していくことになります。

地方公共団体の中心行政サービスを担う一般会計等について算定を行う「実質赤字比率」は、このように、当該年度の歳入不足により支払うべき債務を繰り延べたり、執行すべき事業を繰り越したりしたものがあれば、これらを含めた赤字額を「実質赤字額」として算定し、この額を地方公共団体の一般財源（市税や地方交付税等）の標準的な規模を表す標準財政規模で除した比率であり、一般会計等における赤字の深刻度を把握するための比率です。

この比率が高ければ高いほど赤字の解消が難しくなり、解消期間も長期間にわたるなど深刻な事態に陥ることとなりますが、本市の26年度決算におきましては、実質赤字は生じておりませんので、実質赤字比率の表記につきましては、実質赤字額がないことを示す「－％」となっています。

なお、一般会計等の黒字額の程度をご覧いただくため、一般会計の実質収支額を分子として標準財政規模と比較したものを、実質赤字比率の算定結果として下記の枠内にマイナス％で表示しています。

【実質赤字比率の算定結果】

実質赤字比率	=	$\frac{\Delta 2,683,875 \text{ 千円}}{30,594,739 \text{ 千円}}$	=	$\Delta 8.77 \%$	(参考) 25年度 ($\Delta 8.32 \%$)
--------	---	---	---	------------------	-----------------------------------

表示単位未満切捨て

※一般会計等の収支が黒字であるため、算定比率はマイナス表示としています。

26年度決算における実質赤字比率（黒字額の程度を表す比率）は $\Delta 8.77\%$ で、前年度に比べ、黒字額が1億6,684万7千円増加したことなどにより、0.45ポイント増加しております。

4. 連結実質赤字比率 【地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率】

【算定式】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

【26年度の状況】

指標名	早期健全化基準		財政再生基準
	基準範囲	習志野市に適用される基準	
連結実質赤字比率	16.25%～20.00%	16.78%	30.00%
平成26年度決算に基づく習志野市の連結実質赤字比率		－％（比率≤0の場合、－）	

※連結実質赤字比率の早期健全化基準は、標準財政規模に応じて定められています。

【説明】

地方公共団体の会計は、地方税、地方交付税などの一般財源を支出の主な財源とする一般会計のほか、料金収入等を財源として事業を実施する公共下水道事業特別会計など各種の公営事業会計があります。料金収入等で解消できない赤字があれば、地方公共団体としてこの赤字に対処しなければならないため、公営事業会計などの経営状況が一般会計に与える影響についても捉える必要があります。このため、地方公共団体の全ての会計の赤字額と黒字額を合算して、当該地方公共団体一法人としての赤字額を、当該団体の標準財政規模で除し、地方公共団体全体としてみた赤字の深刻度を把握するものが「連結実質赤字比率」です。

本市における各会計の収支状況は、下記「各会計の状況」で示したとおりであり、赤字を生じている会計はありませんので、連結実質赤字比率につきましても、実質赤字比率と同様に連結実質赤字額がないことを示す「－％」となっています。

なお、本市全体の黒字額の程度をご覧いただくため、各会計の実質収支額及び剰余額の合計額を分子として標準財政規模と比較したものを、連結実質赤字比率の算定結果として下記の枠内にマイナス％で表示しています。

【各会計の状況】

会計名	実質収支額・剰余額	
	26年度	(参考) 25年度
一般会計	2,683,875 千円	2,517,028 千円
国民健康保険特別会計	166,224 千円	230,655 千円
公共下水道事業特別会計	0 千円	0 千円
介護保険特別会計	363,239 千円	355,318 千円
後期高齢者医療特別会計	3,970 千円	1,807 千円
ガス事業会計	3,839,894 千円	6,826,473 千円
水道事業会計	5,375,722 千円	4,973,184 千円
合計	12,432,924 千円	14,904,465 千円

【連結実質赤字比率の算定結果】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\triangle 12,432,924 \text{ 千円}}{30,594,739 \text{ 千円}} = \triangle 40.63 \% \quad \begin{matrix} \text{(参考) 25年度} \\ \text{(} \triangle 49.27 \% \text{)} \end{matrix}$$

表示単位未満切捨て

※本市全体の収支が黒字であるため、算定比率はマイナス表示としています。

26年度決算における連結実質赤字比率（黒字額の程度を表す比率）は△40.63％で、前年度に比べ連結黒字額が24億7,154万1千円減少したことなどにより、8.64ポイント減少しております。

連結実質黒字額の減少の主なものは、ガス事業会計の剰余額29億8,657万9千円の減少であります。

5. 実質公債費比率 【一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率】

【算定式】

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{基準財政需要額算入額}} \times 100 \text{ の3カ年平均}$$

【26年度の状況】

指標名	早期健全化基準	財政再生基準
実質公債費比率	25.0%	35.0%
平成26年度決算に基づく習志野市の実質公債費比率		7.1%

【説明】

地方公共団体の一会計年度を超える長期の借入金を地方債といい、この返済に充てる元利償還金等の経費を公債費と呼んでいます。

一般会計における公債費は、当然一般会計の義務的な経費となりますが、公営企業会計など他会計における公債費支出に対して一般会計から他会計へ繰り出す経費などもあり、これについても一般会計の負担額として捉える必要があります。

また、特別養護老人ホーム三山園などのように近隣市との組合により整備した施設に係る地方債の返済費用の一部なども一般会計の義務的な負担となります。

このため、こうした公債費に準じた経費も公債費に加算し実質的な公債費を算出のうえ、一般財源の標準的な規模を示す標準財政規模を基本とした額（※標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額を控除した額）と比較して指標化したものが「実質公債費比率」です。

【実質公債費比率の算定結果】

実質公債費比率 (26年度単年度)	=	$\frac{960,479 \text{ 千円}}{26,605,783 \text{ 千円}}$	=	3.61004 %
----------------------	---	--	---	-----------

実質公債費比率 (25年度単年度)	=	$\frac{2,345,699 \text{ 千円}}{26,363,153 \text{ 千円}}$	=	8.89764 %
----------------------	---	--	---	-----------

実質公債費比率 (24年度単年度)	=	$\frac{2,303,661 \text{ 千円}}{26,188,511 \text{ 千円}}$	=	8.79646 %
----------------------	---	--	---	-----------

実質公債費比率 (24～26年度平均)	=	$\frac{21.30414 \%}{3}$	=	7.1 %	(参考) 前年度算定 (8.9 %)
------------------------	---	-------------------------	---	-------	-------------------------

表示単位未満切捨て 表示単位未満切捨て

【参考】

実質公債費比率 (23年度単年度)	=	$\frac{2,435,702 \text{ 千円}}{26,230,498 \text{ 千円}}$	=	9.28576 %
----------------------	---	--	---	-----------

実質公債費比率の算定につきましては、公債費や公債費に準じた経費を標準財政規模を基本とした額で除したものの3カ年平均値で表すこととされており、26年度決算における3カ年平均値は、上記の実質公債費比率の算定結果に示したとおり7.1%、前年度に比べ1.8ポイントの減少となっています。これは主に26年度単年度実質公債費比率が、23年度に比べ5.67572ポイント減少したことによるものです。

(26年度単年度の比率は3.61004%、25年度に比べ5.28760ポイントの減少となっています。)

6. 将来負担比率 【一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の
標準財政規模に対する比率】

【算定式】

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{基準財政需要額算入額}}$$

【26年度の状況】

指標名	早期健全化基準	財政再生基準
将来負担比率	350.0%	
平成26年度決算に基づく習志野市の将来負担比率		8.8%

※将来負担比率に係る財政再生基準は定められておりません。

【説明】

地方公共団体が将来支払っていく負債には、一般会計における地方債（地方公共団体の長期借入金）残高のほか、一般会計で負担すべき職員の退職手当、債務負担行為のように借入金ではないものの契約等で将来の支払いを約束したもの、下水道事業債のように公営企業等の他会計の地方債現在高で一般会計が負担するもの（一般会計からの繰出金に含まれる）、また、特別養護老人ホーム三山園などのように近隣市との組合により整備した施設に係る地方債の本市負担分（一般会計からの負担金等に含まれる）などがあります。

また、第三セクター等の負債のうち、地方公共団体がその損失補償をしているものについては、第三セクター等の経営状況によっては、一般会計等で負担しなければならないこともあります。

このような、一般会計等が将来的に負担することが予想される実質的な負債にあたる額を「将来負担額」として把握し、この将来負担額から負債の返済に充てることができる基金等の額を差し引いたうえで、その団体の標準財政規模を基本とした額で除したものが「将来負担比率」です。

【将来負担比率の算定結果】

【将来負担率（前年度）】				
将来負担比率		将来負担額	—	充当可能財源等
		69,670,515 千円		67,322,249 千円
	=	標準財政規模	—	基準財政需要額算入額
		30,594,739 千円		3,988,956 千円
	=	2,348,266 千円	=	8.8 % (参考) 前年度算定
		26,605,783 千円		(14.8 %)
表示単位未満切捨て				

この比率が高い場合は、当該団体の標準財政規模に比べて大きな将来負担を抱えているということになり、財政運営上の問題が生じる可能性が高くなるといえます。本市の26年度決算における将来負担比率は8.8%で、前年度に比べ6.0ポイント改善しております。

改善した主な内容としては、将来負担額が18億2,659万2千円減少したことによるもので、その主な内訳としては、地方債の現在高が4億6,381万6千円増加する一方、公営企業債等繰入見込額が23億624万2千円減少しております。

7. 資金不足比率 【各公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率】

【算定式】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

【26年度の状況】

特別会計の名称	平成26年度決算に基づく資金不足比率	経営健全化基準
水道事業	－％（比率≤0の場合、－）	20.0％
ガス事業	－％（比率≤0の場合、－）	20.0％
公共下水道事業	－％（比率≤0の場合、－）	20.0％

【説明】

資金不足比率は、一般会計等における実質赤字額に相当する各公営企業会計における資金不足額を各企業の事業規模で除した比率で、この比率が高いほど各企業の事業規模に比べ累積された資金不足が生じていることになるため、公営企業としての経営状況に問題があることとなります。

本市において公営企業会計に分類される会計は、水道事業会計、ガス事業会計、公共下水道事業特別会計の3会計ですが、これらの会計については、すべての会計において剰余金（黒字）が発生している状況にあるため、資金不足比率の表記につきましては、実質赤字比率の表記と同様に、資金不足額がないことを示す「－％」となっています。

なお、各会計の剰余額（黒字）の程度をご覧いただくため、各公営企業会計の剰余額を分子として各会計の事業規模と比較したものを資金不足比率の算定結果として下記の枠内にマイナス％で表示しています。

【資金不足比率の算定結果】

水道事業	=	$\frac{\Delta 5,375,722 \text{ 千円}}{1,754,130 \text{ 千円}}$	=	$\Delta 306.4 \%$	(参考) 25年度 ($\Delta 278.4 \%$)
------	---	--	---	-------------------	------------------------------------

表示単位未満切捨て

26年度決算における資金不足比率（黒字額の程度を表す比率）は $\Delta 306.4\%$ で、前年度に比べ28.0ポイント改善しております。

ガス事業	=	$\frac{\Delta 3,839,894 \text{ 千円}}{7,285,052 \text{ 千円}}$	=	$\Delta 52.7 \%$	(参考) 25年度 ($\Delta 96.4 \%$)
------	---	--	---	------------------	-----------------------------------

表示単位未満切捨て

26年度決算における資金不足比率（黒字額の程度を表す比率）は $\Delta 52.7\%$ で、前年度に比べ43.7ポイント減少しております。

公共下水道事業	=	$\frac{0 \text{ 千円}}{3,832,359 \text{ 千円}}$	=	0.000%	(参考) 25年度 (0.000%)
---------	---	---	---	------------	-----------------------------

表示単位未満切捨て

26年度決算における資金不足比率（黒字額の程度を表す比率）は 0.000% で、前年度と同率です。

第4章

公会計制度による 財務書類四表について

1. 作成までの経過

習志野市では、平成 12 年 3 月に「地方公共団体の総合的な財務分析に関する調査研究会報告書」が公表されて以来、決算統計の数値を組替えて作成する総務省モデルに基づき、普通会計バランスシートを平成 13 年度より公表してきました。

そのような中、平成 18 年 8 月に総務省より「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」が出され、平成 19 年 10 月に公表された「新地方公会計制度実務研究会報告書」が示すように、原則として国の作成基準に準拠し、発生主義・複式簿記の導入を図り、平成 20 年度から関連団体を含む連結ベースでの「貸借対照表」「行政コスト計算書」「純資産変動計算書」「資金収支計算書」の四表の整備または四表の作成に必要な情報の開示に取り組むことが求められました。

そこで、本市ではいち早く地方公会計改革に適切に対応できるように、問題点の抽出や課題の整理を行うとともに、具体的な財務書類の作成指針などを研究、検討していくため、平成 19 年 6 月に「地方公会計改革研究プロジェクト」を設置しました。

地方公会計改革の目的の一つは、資産・債務の適正な把握と管理であり、中でも資産価値の適切な評価が重要とされています。プロジェクトにおいて計 13 回の会議を行い、研究、検討を重ねた結果、本市ではより正確な資産価値を把握することができる基準モデルにて財務書類を作成することといたしました。

そのため、平成 20 年 7 月から 9 月の 3 ヶ月間「公会計改革タスクフォース」を設置し、全庁的な職員の協力を得ながら、本市の全ての資産を洗い出し、公正価値による評価を行いました。その結果、新たな公会計制度による財務書類を作成するための開始貸借対照表（平成 19 年度貸借対照表）を作成することができました。

平成 20 年度決算について複式簿記の手法による記帳方法を用いて総勘定元帳等の会計帳簿等を作成し、公有財産等との照合、その他公会計の固有の会計処理を含めた決算整理仕訳を行い、発生主義に基づいた財務書類四表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書および資金収支計算書）を作成いたしました。また、これに併せて、本市の関連団体の決算書類を基礎として必要な読替え及び重要な資産・債務等について所要の連結修正（相殺消去）を行うことで、関連団体を含めた習志野市連結財務書類四表を作成いたしました。

平成 26 年度決算は上記のような発生主義に基づく財務書類を作成して 7 年目を迎えますが、施設別や所管課別の分析を行うと共に、財務書類を市民の方々にわかりやすい形で公表する取り組みのひとつである「バランスシート探検隊事業」を実施し、活動報告をまとめました。

今後も、財務報告による行財政運営の透明性の確保を目指し、公会計制度の更なる充実に努めてまいります。

2. 本市の財務書類について

1) 財務書類四表とは

貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4つの財務書類をいいます。

A. 貸借対照表（バランスシート）【BS】

貸借対照表は、基準日時点における財政状態を明らかにするもので、資産、負債、純資産の3つの要素から構成されています。左側に市民の財産や権利など将来にわたる様々な行政サービスを提供する「資産」を、右側にそれらを築くための借入金などで将来の世代が返済することになる「負債」、国や県からの補助金（国民や県民からの税金）、市税などにより今までの世代が負担し、返済の必要がない「純資産」として記載されています。

A 資産 （所有財産や権利で、将来世代が享受するであろう便益） 1. 公共資産 a. 事業用資産 庁舎・学校・公民館など売却可能な資産 b. インフラ資産 道路・公園・下水道など売却できないとされた資産 c. 売却可能資産 売却の意思決定をした資産 2. 投資等 a. 投資及び出資金 b. 基金等 3. 流動資産 a. 資金 現金及び3ヶ月以内の預金等 b. 未収金など 市税・使用料などで収入できていない金額 4. 繰延資産 市債発行費・開発費など	B 負債 （将来世代が負うことになる借金などの負担） 1. 固定負債 a. 地方債 市が発行した市債のうち、償還期限が1年を超えるもの b. 退職手当引当金 年度末に全職員が退職した場合に支払うべき金額 c. 借入金等 長期にわたる負債のうち、地方債・退職手当引当金以外の負債 2. 流動負債 a. 翌年度償還予定地方債 市が発行した市債のうち、翌年度償還を予定しているもの b. 未払金等 短期の負債のうち、地方債を除いたもの
	C 純資産【A－B】 （現在までの世代が負担した金額で、返済の必要がない正味の資産）
資産合計	負債・純資産合計

B. 行政コスト計算書【P L】

市の行政活動は将来の世代も利用できる資産の形成だけでなく、人的サービスや給付サービスなど、資産形成につながらない当該年度の行政サービスも提供しています。

行政コスト計算書は、会計期間中の業績、つまり、1年間の行政サービスに費やされたコスト（費用）と収益の取引高を明らかにするものです。現行会計では捕捉できなかった減価償却費など非現金コストについても計上しています。

A 経常費用合計（総行政コスト） a. 人にかかるコスト 職員の給与・議員歳費・退職手当など b. 物にかかるコスト 物品購入・光熱水費・施設などの修繕費・減価償却費など c. 移転支出的なコスト 社会保障給付費・各種団体への補助金など d. その他のコスト 地方債の利子など
B 経常収益 行政サービスの利用で市民の皆さんが直接負担する施設使用料・手数料・保険料及び 利子・配当金等保有資産から発生する収益など
C 純経常費用（純行政コスト）【A－B】 総行政コストから経常収益を差し引いた純粋な行政コスト

行政コスト計算書は、民間企業の損益計算書にあたるものです。貸借対照表が様々な行政活動の結果、ストックの財政状態（会計年度末の残高の状態）を表すものとするれば、行政コスト計算書は、費用と収益のフローの状態（会計年度における活動の状態）を表しています。

行政コスト計算書は、「経常費用」（職員給与・議員歳費・退職給付費用などの人件費、修繕費や減価償却費などの物件費、旅費や委託料などの経費など、市の活動において経常的に発生する費用と、経常的に発生する市を通じて移転した支出）と、「経常収益」（直接の受益者が負担する施設の使用料、手数料、保険料他）に区分して表示され、全ての行政コストの合計である「経常費用合計」から、受益者が負担する額である「経常収益」を控除して計算される「純経常費用」は、純行政コスト（費用から収入を控除した純費用）を意味しています。

この純行政コスト（純費用）は、税金などでカバーされていかなければならず、これが次の純資産変動計算書で表されます。

C. 純資産変動計算書【NW】

純資産変動計算書は、会計期間中の貸借対照表の純資産の変動を明らかにするものです。すなわち貸借対照表の純資産の期首と期末の残高と期中の増加及び減少、それぞれの額を表しています。

A 期首純資産残高
B 当期純資産変動額【I + II + III】
I. 財源変動の部 (b-a)
a. 財源の使途
純行政コストへの財源措置、固定資産形成への財源措置など
b. 財源の調達
市税、社会保険料、国及び県からの補助金など
II. 資産形成充当財源変動の部【b-a】
a. 資産等の減少
固定資産の減価償却等による減少、長期金融資産の減少など
b. 資産等の増加
固定資産の増加、長期金融資産の増加など
III. その他の純資産変動の部【a+b】
a. 開始時未分析残高
b. その他純資産の変動
C 期末純資産残高【A+B】

純資産変動計算書は、財政状態のフローを純資産（正味資産）の変動の角度から見たものであり、「財源変動の部」「資産形成充当財源変動の部」「その他の純資産変動の部」から構成されています。「財源変動の部」は、「財源の使途」と「財源の調達」を表し、「資産形成充当財源変動の部」は、「資産等の減少」と「資産等の増加」を表しています。「財源の使途」には、行政コスト計算書で算出された「純経常費用（純行政コスト）」を含んでおり、純資産の減少項目の一つとしています。

基準モデルの純資産変動計算書では、純資産の変動を詳細に示しており、例えば、税収を調達した段階では、これを財源に計上し、その後、固定資産を形成するために財源を使用した場合は、財源を減少させるとともに資産形成充当財源を増加させます。このような動きをもって純資産内部の変動を詳細に示しています。

純資産変動計算書の期末純資産残高は、貸借対照表の純資産残高として表されます。

D. 資金収支計算書【CF】

資金収支計算書は、会計期間中の資金収支の状態、すなわち資金の利用状況及び資金の獲得能力を明らかにするものです。期首と期末の残高と期中の増加及び減少、それぞれの額を表しています。現行の現金主義会計の決算書に近い書類になります。

A 期首資金残高
B 当期資金収支額 (I + II + III)
I. 経常的収支 (b - a)
a. 経常的支出
人件費・物件費など
b. 経常的収入
地方税・社会保険料・使用料など
II. 公共施設整備収支 (資本的収支) (b - a)
a. 資本的支出
公共資産形成支出・基金の積立など
b. 資本的収入
固定資産売却収入・基金の取崩しなど
III. 財務的収支 (b - a)
a. 財務的支出
公債の現金返済・支払利息など
b. 財務的収入
公債の発行収入など
C 期末資金残高 (A + B)

※基礎的財政収支

当期資金収支額における I. 経常的収支及び II. 公共施設整備収支（資本的収支）の合計額で、プライマリーバランスといいます。

資金収支計算書は、資金収支の状態、すなわち市の活動に伴う資金の利用状況を表しています。「経常的収支」「公共施設整備収支（資本的収支）」「財務的収支」から構成されており、それぞれにおいて支出と収入を表しています。これは、企業会計における、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フローとほぼ同義と言えます。

「経常的収支」は資産の形成に関係のない市の活動における資金の収支、「公共施設整備収支（資本的収支）」は資産の形成や基金の積立による支出と、資産売却や基金の取崩しによる収入、「財務的収入」は、地方債の償還や地方債の発行収入を表しています。

資金収支計算書の期末資金残高は、貸借対照表の資金として表されます。

E. 財務書類四表の相関関係

4つの財務書類の関連性には下記の3つポイントがあり、その相関関係は下記の図のようになります。

- a. 貸借対照表【BS】の資金は資金収支計算書【CF】の期末残高と対応します。

貸借対照表上の資金とは、決算日時点での現金及び預金のことであり、資金収支計算書で示される期末資金残高と対応します。資金収支計算書は資金の期中の動きを表しており、貸借対照表の資金の明細表といえます。

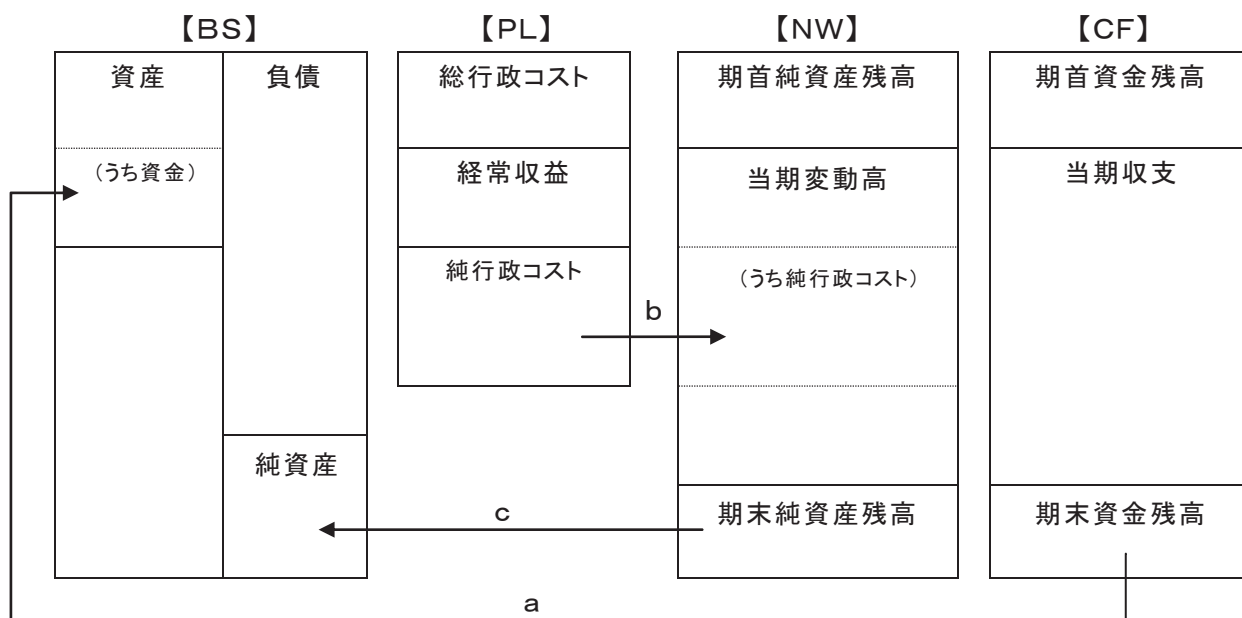
- b. 行政コスト計算書【PL】の純行政コストは純資産変動計算書【NW】の純行政コストと対応します。

行政コスト計算書の純行政コストは何らかの財源が充てられたものであり、その財源は純資産変動計算書に計上されています。したがって、純資産変動計算書における当期変動高の財源の使途のうち、純行政コストへの財源措置の金額と対応します。

- c. 貸借対照表【BS】の純資産は純資産変動計算書【NW】の期末純資産残高と対応します。

貸借対照表の純資産は資産と負債の差額として示され、純資産変動計算書の期末純資産残高と対応します。純資産変動計算書は純資産の期中の増減を表しており、貸借対照表の純資産の部の明細表といえます。

—四表の相関関係図—



2) 基準モデルとは

4つの財務書類の作成方法としては、総務省より「基準モデル」と「総務省方式改訂モデル」の2つのモデルが示されていますが、本市では「基準モデル」により財務書類を作成しています。

基準モデルは、開始貸借対照表を固定資産台帳などにに基づき作成し、現金取引の情報だけでなく、ストック・フロー情報を網羅的に公正価値により把握した上で、個々の取引情報を発生主義により複式記帳して作成することを前提としたモデルです。

発生主義とは、費用・収益の認識を現金収支にかかわらず、その取引および事象が発生した時点で認識する方法です。複式簿記とは、取引を原因と結果に分けて二面的に記録していく方法で、原因と結果を左右に記録するので、貸借平均の原理により、自己検証機能を有するとともに、フローである歳入・歳出の記録とストックである資産・負債の変動の記録を同時に記録することができますので、財務書類の数値から元帳、伝票に遡って検証することが可能です。

総務省方式改訂モデルは、資産の評価を段階的に行う点や固定資産台帳や個々の複式記帳によらず、既存の決算統計情報を活用して財務書類を作成することを認めている点で基準モデルと大きく違います。その結果、貸借対照表計上額に精緻さを欠くという課題が残されています。

なお、今後の地方公会計の整備促進のため、平成26年4月に、総務省からこれら2つのモデルに代わる「統一的な基準」が示されました。「統一的な基準」では、地方公会計において、検証可能性を高め、より正確な財務書類の作成を可能とするためには、複式簿記と固定資産台帳の導入が不可欠であるとされています。複式簿記と固定資産台帳を導入する意義として、次が上げられています。

- ・帳簿体系を維持し、貸借対照表と固定資産台帳を相互に照合することで検証が可能となり、より正確な財務書類の作成に寄与すること。
- ・事業別、施設別等のより細かい単位でフルコスト情報での分析が可能となること。

基準モデルによる固定資産台帳整備と複式簿記の導入は、これまで200以上の団体で行われてきましたが、この「統一的な基準」では、平成29年度までに全ての地方公共団体において、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入が求められ、更に、発生主義・複式簿記により作成された財務書類のより一層の活用が求められています。

3) 対象とする範囲

対象団体				連結方法	習志野市の場合	区分
地方公共団体	普通会計			全部連結	※一般会計の一部	単体
	公営事業会計			全部連結	国民健康保険事業	
					介護保険事業(保険勘定)	
					介護保険事業(介護サービス)	
					後期高齢者医療事業	
	公営企業	法適用	全部連結	ガス事業		
				水道事業		
		法非適用	全部連結	公共下水道事業		
				介護サービス事業		
一部事務組合・広域連合				比例連結	四市複合事務組合 市町村総合事務組合 後期高齢者医療広域連合 千葉県競馬組合 北千葉広域水道企業団	連結
第3セクター等				①出資比率50%以上 全部連結 ②出資比率50%未満 実質的に主導的な 立場を確保している 場合に全部連結	(公財)習志野文化ホール 【②適用】 (公財)習志野市スポーツ振興 協会 【①適用】 (一財)習志野市開発公社 【①適用】	

※本市の一般会計は、普通会計に介護保険事業(介護サービス)と市場公募債の振替分を加えたものになります。

- 1 全部連結とは、単体財務書類又は普通会計財務書類に、連結対象法人等の財務書類のすべてを合算することをいいます。
- 2 比例連結とは、単体財務書類又は普通会計財務書類に、連結対象法人等の財務書類を持分比率等に応じて合算することをいいます。

4) 作成基準日

財務書類の作成基準日は、会計年度の最終日である平成27年3月31日を基準日として作成しています。平成27年4月1日から5月31日までの出納整理期間の収支については、基準日までに収入・支出があったものとして取り扱っています。

3. 現行会計による決算書との相違点

現在の地方公共団体の会計制度は、現金主義・単式主義会計という方式で行われています。

「現金主義」とは、現金の収支という事実に基づいて取引および事象を認識するものであり、「単式主義」とは、1つの取引について一面的に記録するものです。したがって、現金主義・単式主義会計による決算書は、現金という1つの科目の収支のみを記帳したものとなっています。

この方式では、会計処理において現金の移動は記録されますが、現金以外の資産や負債の情報が蓄積されません。このため、市の保有資産の状況や将来にわたる市民の負担などのストックについての正確な情報が把握できません。また、現金の移動しか記録されないため、減価償却費や引当金などの非現金情報が計上されず、行政サービスに要した費用（コスト）が正確に把握できないという問題点を抱えています。

以上、ストック情報とコスト情報が欠けているために、総合的な財務情報を説明するアカウンタビリティ（説明責任）と正確なコスト分析による事業評価（マネジメント）の欠如を招いています。さらに、地方公共団体のビジネスモデルは利益を生み出すビジネスではなく、住民サービスの量が多いほど良いとされ、財政健全化の施策が敬遠されるとともに、現在のサービスを求めがちで、世代間の負担の均衡を保ちにくくなっています。

これらの問題点を解決するため、求められているのが、発生主義・複式簿記による会計方式です。「発生主義」とは、費用・収益の認識を現金の収支とは関係なく、その取引および事象が発生した時点で認識する方法です。「複式簿記」とは、取引を原因と結果に分けて二面的に記録していく方法です。一つの取引を左右に記録するので、貸借平均の原理により、自己検証機能を有するとともに、フローである歳入・歳出の記録とストックである資産・負債の変動の記録を同時に記録することができます。

この発生主義・複式簿記に基づく財務書類は、ストック情報とコスト情報を合わせた総合的な財務情報であると言えます。

地方公共団体財務書類作成にかかる基準モデル（以下「基準モデル」という）は、民間企業会計の考え方と会計実務を基に、資産、税収や移転収支など地方公共団体の特殊性を加味し、資産負債管理や予算編成への活用等、公会計に期待される機能を果たすことを目的としている。財務書類の作成に当たっては、開始貸借対照表を固定資産台帳等に基づき作成し、現金取引情報に止まらず、ストック・フロー情報を網羅的に公正価値で把握した上で、個々の取引情報を発生主義により発生都度又は期末に一括して複式記帳して作成することを前提としたものである。したがって、財務書類作成の基礎となりうる固定資産台帳の整備や、個々の取引情報を発生主義により複式記帳することが必要となる。

平成 19 年総務省「新地方公会計制度実務研究会報告書」

第5章

習志野市（連結）の 財務状況について

1. 連結貸借対照表について

平成 26 年度の本市の財政状態を下記の連結貸借対照表から見てみましょう。

連結貸借対照表
(平成 27 年 3 月 31 日現在)

(単位:百万円)

A 資産の部			金額	構成比	B 負債の部			金額	構成比
1	公共資産		467,262	93.4%	1	固定負債		92,270	18.5%
	a 事業用資産		109,699	21.9%		a 地方債		66,386	13.3%
	b インフラ資産		357,139	71.4%		b 退職手当引当金		10,865	2.2%
	c 売却可能資産		424	0.1%		c 借入金等		15,019	3.0%
2	投資等		13,546	2.7%	2	流動負債		10,664	2.1%
	a 投資及び出資金		543	0.1%		a 翌年度償還 予定地方債		6,012	1.2%
	b 基金等		13,003	2.6%		b 未払金等		4,652	0.9%
3	流動資産		19,448	3.9%	負債合計			102,934	20.6%
	a 資金		15,536	3.1%	C 純資産の部			金額	構成比
	b 未収金など		3,912	0.8%	純資産合計			397,329	79.4%
4	繰延資産		7	0.0%					
資産合計			500,263	100.0%	負債・純資産合計			500,263	100.0%

平成 26 年度末現在の本市の資産総額は 5,002 億 6 千 3 百万円です。負債総額は 1,029 億 3 千 4 百万円で、資産総額から負債総額を差し引いた純資産は 3,973 億 2 千 9 百万円となりました。

資産のうち 93.4%を占めているのは公共資産（4,672 億 6 千 2 百万円）であり、その内訳はインフラ資産が 71.4%（3,571 億 3 千 9 百万円）、事業用資産が 21.9%（1,096 億 9 千 9 百万円）でした。

一方負債は、資産形成のために発行した地方債が長期分で 663 億 8 千 6 百万円、短期分で 60 億 1 千 2 百万円と負債全体の 70.3%を占めています。負債総額では 1,029 億 3 千 4 百万円（20.6%）と全体に占める割合は決して高くはありませんが、資産のうち、資金や基金など資金化が比較的容易で負債の返済に充てることができる資産は 6.6%（329 億 9 千 4 百万円）しかないのです、相殺しても負債は残ることになります。また、現在の資産に対する「将来の世代」と「これまでの世代」の負担割合は、1 : 3.86 となり、前年度に比べて数字上は悪化しています。

これを市民一人当たりに換算すると次のとおりになります。

市民一人当たりの連結貸借対照表

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

(単位:円)

A 資産の部		金額	B 負債の部		金額
1	公共資産	2,805,992	1	固定負債	554,096
	a 事業用資産	658,760		a 地方債	398,660
	b インフラ資産	2,144,684		b 退職手当引当金	65,244
	c 売却可能資産	2,548		c 借入金等	90,192
2	投資等	81,351	2	流動負債	64,041
	a 投資及び出資金	3,266		a 翌年度償還 予定地方債	36,103
	b 基金等	78,085		b 未払金等	27,938
3	流動資産	116,785	負債合計		618,137
	a 資金	93,294	C 純資産の部		金額
	b 未収金など	23,491	純資産合計		2,386,031
4	繰延資産	40			
資産合計		3,004,168	負債・純資産合計		3,004,168

平成 26 年度末現在の市民一人当たりの資産は 300 万 4 千円で、そのうち公共資産が 280 万 6 千円となっています。負債は 61 万 8 千円で、そのうち地方債が約 43 万 5 千円あります。資産から負債を差し引いた純資産は 238 万 6 千円となりました。

習志野市が参加した総務省「今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会」(平成 26 年度開催)では、統一的な基準による地方公会計マニュアルの作成に係る実務的な検討がなされました。その中で、本市の取り組みが参考となった例をご紹介します。

その 1 ～固定資産台帳と公有財産台帳の統一化について～

公有財産台帳や法定台帳は、それぞれの目的に基づいて作られている台帳であるため、それらがまず優先されます。習志野市では、固定資産台帳と公有財産台帳を統合したものとするか検討しましたが、統合するとすると異動履歴事項もすべて固定資産台帳でも把握しなければならなくなり、かなりの労力がかかることから、公有財産と固定資産台帳を別々に管理することにしました。将来的には統合することも考えられますが、現状、資産番号をリンクさせる程度が望ましいと考えています。

2. 連結行政コスト計算書について

平成 26 年度の本市の経営成績について、下記の連結行政コスト計算書から見てみましょう。

連結行政コスト計算書

(平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日)

(単位: 百万円)

A 総行政コスト		金額	構成比
a 人にかかるコスト		14,801	19.7%
① 人件費		13,289	17.7%
② 退職給付費用		847	1.1%
③ 賞与引当金繰入		665	0.9%
b 物にかかるコスト		22,110	29.4%
① 物件費・経費		19,876	26.4%
② 減価償却費		1,992	2.7%
③ 貸倒引当金繰入		242	0.3%
c 移転支出的なコスト		36,235	48.2%
① 社会保障関係費等		9,603	12.8%
② 補助金等		26,567	35.3%
③ 補償費・公課費等		65	0.1%
d その他のコスト		2,010	2.7%
① 公債費(利払分)・借入金支払利息		1,222	1.6%
② その他の業務関連費用等		788	1.1%
総行政コスト合計		75,156	100.0%
B 経常収益		金額	構成比
a 業務収益		15,229	70.1%
b 業務関連収益		6,489	29.9%
経常収益合計		21,718	100.0%
C 純行政コスト		金額	
純行政コスト		53,438	

平成 26 年度の 1 年間で行政活動に要した総行政コストは 751 億 5 千 6 百万円で、経常収益は 217 億 1 千 8 百万円でした。基準モデルでは税収は経常収益の中には含まれていません。これは、税収を市民からの拠出（出資金）として考えているためです。税収は「純資産変動計算書」に計上し、計算されます。

総行政コストから経常収益を差し引いた純行政コストは 534 億 3 千 8 百万円となりました。この純行政コストは「純資産変動計算書」の項目のうち、財源の使途の一つとして表示されていますが、これが財源の調達として表示されている税収や社会保険

料などにより賄われていることを示しています。

総行政コストのうち、人にかかるコストは行政サービス提供の担い手である職員等の人件費で、148 億 1 百万円（19.7%）です。退職給付費用には、職員の退職金と退職金の支払いを永年の通常の勤務に対する代価と考え、通常勤務のコストとして毎年必要な額を給付するものとして考える引当金繰入金が含まれています。物にかかるコストは業務委託や消耗品費などの経費、減価償却費等で 221 億 1 千万円（29.4%）でした。減価償却費は、ここでは事業用資産についてのみ計上しており、インフラ資産については純資産変動計算書で直接資本減耗費として計上されます。移転支出的なコストは 362 億 3 千 5 百万円（48.2%）であり、そのうち、補助金等が 265 億 6 千 7 百万円（35.3%）、社会保障関係費等の扶助費などが 96 億 3 百万円（12.8%）と多くを占めています。

これを市民一人当たりに換算すると次のとおりになります。

市民一人当たりの行政コスト計算書

（平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日）

（単位：円）

A 総行政コスト	451,321
a 人にかかるコスト	88,877
b 物にかかるコスト	132,777
c 移転支出的なコスト	217,596
d その他のコスト	12,071
B 経常収益	130,419
C 純行政コスト	320,902

平成 26 年度の市民一人当たりの総行政コストは 45 万 1 千円で、経常収益は 13 万円でした。総行政コストから経常収益を差し引いた純行政コストは 32 万 1 千円となりました。

その 2 ～算定が難しい下水道管きよの算定について～

習志野市は、次のように下水道管きよを算定しています。

- ①1 年度 1 資産が認められている開始時貸借対照表作成時までは、永年保存している決算書から工事費を積み上げて 1 年ごとに資産計上しています。
- ②それ以降については、伝票データに基づいて資産計上をしています。
ただし、寄附や移管などにより価格のデータがないものは、管きよの大きさ等により平均単価を設定して、ざっくりと資産計上をしています。

3. 連結純資産変動計算書について

平成 26 年度中の本市の純資産の状況について、連結純資産変動計算書を見てみましょう。

連結純資産変動計算書

(平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日)

(単位: 百万円)

A 期首純資産残高	409,374
B 当期純資産変動額	△12,045
I 財源変動の部	△12,700
a 財源の使途	92,166
① 純行政コストへの財源措置	53,438
② 固定資産形成への財源措置	7,313
③ 長期金融資産形成への財源措置	6,657
④ その他の財源措置	24,758
b 財源の調達	79,466
① 税収	29,111
② 社会保険料	6,823
③ 移転収入	29,408
④ その他の財源の調達	14,124
II 資産形成充当財源変動の部	7,290
a 資産等の減少	9,018
① 固定資産の減少	4,999
② 長期金融資産の減少	3,995
③ 評価・換算差額等の減少	24
b 資産等の増加	16,308
① 固定資産の増加	8,465
② 長期金融資産の増加	6,657
③ 評価・換算差額等の増加	1,186
III その他の純資産変動の部	△6,635
a 開始時未分析残高	△6,635
b その他純資産の変動	0
C 期末純資産残高	397,329

平成 26 年度の純資産は 120 億 4 千 5 百万円減少したことがわかります。財源の調達では 794 億 6 千 6 百万円となっており、その内訳は税収 291 億 1 千 1 百万円や国からの補助金収入などの移転収入 294 億 8 百万円が主なものです。その財源を純行政コストへ 534 億 3 千 8 百万円、固定資産形成へ 73 億 1 千 3 百万円、長期金融資産形成へ 66

億 5 千 7 百万円、インフラ資産の減価償却に相当する直接資本減耗を含むその他の財源措置に 247 億 5 千 8 百万円に充当しています。

また、資産形成充当財源変動の内訳をみると、固定資産の増加が 84 億 6 千 5 百万円、基金等の積立などの長期金融資産の増加が 66 億 5 千 7 百万円となり、固定資産の減少は減価償却や除却等をしたものが 49 億 9 千 9 百万円計上されています。具体的な固定資産の増加は芝園清掃工場の機械装置に約 12 億円、袖ヶ浦こども園園舎建設工事に約 11 億円、津田沼小学校全面改築工事に約 5 億円、津田沼浄化センター建設工事に 3 億 8 千万円、秋津汚水中継ポンプ場建設工事に 2 億 8 千万円、東習志野団地 3 号棟大規模改修工事に 2 億 7 千万円、東習志野小学校校舎等耐震補強工事に 2 億 5 千万円となります。この結果、本市の平成 26 年度末の純資産残高は 3,973 億 2 千 9 百万円になりました。これは、「連結貸借対照表」の「純資産」の項目に対応しています。

これを市民一人あたりに換算すると次のとおりになります。

市民一人あたりの連結純資産変動計算書
(平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日)

(単位:円)

A 期首純資産残高	2,458,364
B 当期純資産変動額	△72,333
I 財源変動の部	△76,264
a 財源の使途	553,472
b 財源の調達	477,208
II 資産形成充当財源変動の部	43,777
a 資産等の減少	54,155
b 資産等の増加	97,932
III その他の純資産変動の部	△39,846
a 開始時未分析残高	△39,846
b その他純資産の変動	0
C 期末純資産残高	2,386,031

平成 26 年度の市民一人あたりの純資産は 7 万 2 千円減少したことがわかります。財源の調達では 47 万 7 千円となっていますが、その財源を 55 万 3 千円純行政コストや固定資産形成などへ充当しています。

また、資産形成充当財源変動をみると、4 万 4 千円増加したことがわかります。上述の理由により資産の減少が 5 万 4 千円、資産の増加が 9 万 8 千円となります。この結果、平成 26 年度末の純資産残高は 238 万 6 千円となりました。

(市民一人あたりの計算上、各年度の住民数により除しているため、当期首と前期末の純資産残高は一致しておりません)

4. 連結資金収支計算書について

平成 26 年度中の本市の資金収支の状況について、連結資金収支計算書により見てみましょう。

連結資金収支計算書

(平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日)

(単位:百万円)

A 期首資金残高	17,470
B 当期資金収支額	△1,934
I. 経常的収支	9,724
a 経常的支出	72,362
① 経常業務費用支出	36,132
② 移転支出	36,230
b 経常的収入	82,086
① 租税収入	29,095
② 社会保険料収入	6,823
③ 経常業務収益収入	16,744
④ 移転収入	29,424
II. 公共施設整備収支(資本的収支)	△9,565
a 資本的支出	13,970
① 固定資産形成支出	7,313
② 長期金融資産形成支出	6,631
③ その他の資本形成支出	26
b 資本的収入	4,405
① 固定資産売却収入	100
② 長期金融資産償還収入	3,874
③ その他の資本処分収入	431
基礎的財政収支	159
III. 財務的収支	△2,093
a 財務的支出	21,094
① 支払利息支出	1,223
② 元本償還支出	19,871
b 財務的収入	19,001
① 公債発行収入	5,621
② 借入金収入	3,400
③ その他の財務的収入	9,980
期末資金残高	15,536

経常的収支、公共施設整備収支（資本的収支）及び財務的収支に分かれています、このうち経常的収支の結果は 97 億 2 千 4 百万円のプラスであり、公共施設整備収支（資本的収支）は 95 億 6 千 5 百万円のマイナスであったことがわかります。これらの合計を基礎的財政収支といますが、1 億 5 千 9 百万円のプラスであり、本市の収支状況が健全であることを示しています。また、地方債等の償還支出や発行収入などを表す財務的収支は 20 億 9 千 3 百万円のマイナスとなっており、負債の返済が進んでいることを示しています。

この結果、平成 26 年度の資金収支額は 19 億 3 千 4 百万円のマイナスとなり、期末資金残高は 155 億 3 千 6 百万円（対前年度比 11.1%減）となりました。この期末資金残高は、「連結貸借対照表」の「資金」の項目に対応しています。

これを市民一人あたりに換算すると次のとおりになります。

市民一人あたりの資金収支計算書

（平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日）

（単位：円）

A 期首資金残高	104,908
B 当期資金収支額	△11,613
I. 経常的収支	58,395
a 経常的支出	434,547
b 経常的収入	492,942
II. 公共施設整備収支（資本的収支）	△57,441
a 資本的支出	83,894
b 資本的収入	26,453
III. 財務的収支	△12,567
a 財務的支出	126,673
b 財務的収入	114,106
期末資金残高	93,295

平成 26 年度の市民一人あたりの資金収支額は減少となりました。その内訳は、経常的収支で 5 万 8 千円のプラス、公共施設整備収支（資本的収支）で 5 万 7 千円のマイナス、財務的収支で 1 万 3 千円のマイナスになっています。この結果、期末資金残高は 9 万 3 千円となりました。

（市民一人あたりの計算上、各年度の住民数により除しているため、当期首と前期末の純資産残高は一致しておりません）

5. 経年比較（連結ベース）について

1) 貸借対照表

平成 25 年度と平成 26 年度の増減につきましては下記ようになります

(単位：百万円)

A 資産の部	平成 26 年度①	平成 25 年度②	増減①-②
1 公共資産	467,262	471,621	△4,359
a 事業用資産	109,699	110,184	△485
b インフラ資産	357,139	361,038	△3,899
c 売却可能資産	424	399	25
2 投資等	13,547	13,534	13
a 投資及び出資金	544	792	△248
b 基金等	13,003	12,742	261
3 流動資産	19,447	21,418	△1,971
a 資金	15,535	17,470	△1,935
b 未収金など	3,912	3,948	△36
4 繰延資産	7	7	0
資産合計	500,263	506,580	△6,317
B 負債の部	平成 26 年度①	平成 25 年度②	増減①-②
1 固定負債	92,270	79,152	13,118
a 地方債	66,386	66,778	△392
b 退職手当引当金	10,865	11,085	△220
c 借入金等	15,019	1,289	13,730
2 流動負債	10,664	18,054	△7,390
a 翌年度償還予定地方債	6,012	6,396	△384
b 未払金等	4,652	11,658	△7,006
負債合計	102,934	97,206	5,728
C 純資産の部	平成 26 年度①	平成 25 年度②	増減①-②
純資産合計	397,329	409,374	△12,045
負債・純資産合計	500,263	506,580	△6,317

「A資産の部」については、「1公共資産」が43億5千9百万円減少しています。その主な内訳は「a事業用資産」につき4億8千5百万円の減少、「bインフラ資産」につき38億9千9百万円の減少となっています。これは減価償却費や固定資産の除売却額等の合計額約112億円控除後のものとなります。具体的な内容については「a事業用資産」の

主な増加資産として、袖ヶ浦こども園園舎建設工事に約 11 億円、津田沼小学校全面改築工事に約 5 億円、東習志野団地 3 号棟大規模改修工事に 2 億 7 千万円、ここ数年、至急の対応を図ってきました耐震工事についても、東習志野小学校校舎をはじめ第 1・4・5・6 中学校、習志野高校、向山小学校、鹿野山少年自然の家、鷺沼団地等に約 15 億円を掛けて対応しています。一方、「**b インフラ資産**」においては、道路用地の取得に約 10 億円、市道 00-101 号線の道路拡幅工事をはじめとした道路整備費用(修繕費に計上したものは除く)に約 1 億円、芝園清掃工場の機械装置に約 12 億円、津田沼浄化センター建設工事に 3 億 8 千万円、秋津污水中継ポンプ場建設工事に 2 億 8 千万円となっています。

そして、「**2 投資等**」が 1 千 3 百万円の増加となり、ほぼ同じ水準となっています。「**3 流動資産**」のうち「**a 資金**」が 19 億 3 千 5 百万円減少していますが。その内訳は、一般会計が 6 億 2 千 3 百万円、介護保険特別会計が 8 百万円、水道事業会計が 4 億 6 千 4 百万円のプラスとなっていますが、ガス事業会計が 30 億 2 千万円、国民健康保険特別会計が 6 千 4 百万円、公共下水道事業特別会計が 4 千 9 百万円の減少となっています。

また、「**B 負債の部**」については、地方債が長期短期合わせて 7 億 7 千 6 百万円減少しています。これは、一般会計において 4 億 6 千 6 百万円の増加となっていますが、公共下水道事業特別会計では 10 億 3 百万円、ガス事業会計では 1 億 9 百万円、水道事業会計では 8 千 3 百万円の減少となっています。一般会計の地方債の増加については、臨時財政対策債が平成 26 年度の単年度で約 21 億円発行され過年度発行分の償還を考慮しても 3 億 8 千万円の純増となっていることが大きく影響しています。臨時財政対策債とは、本来、国が地方交付税を地方自治体に対して交付する代わりに、後に国が同額の補填を行うことを約束をして、一時的に地方自治体において借入が行われるものです。地方自治体からみれば、国の意向によって地方交付税の代わりに借入金により資金調達することになります。毎年、その一定割合の額につき償還していますが、新たに発行されるものが年々逡増している状況にあり、平成 26 年度末には約 229 億円にものぼります。

「**1 固定負債**」については「**b 退職手当引当金**」が 2 億 2 千万円減少しています。これは職員の在籍数の推移と直接関係しています。職員在籍数については、平成 25 年度末時点で 1,432 人でしたが、平成 26 年度末においては 1,425 人となり 7 人減少しました。退職手当引当金は、年度末に在籍している職員の退職金を予測算定して計上するものであるため、職員在籍数が減少すれば、退職手当引当金もまた減少することになります。また、「**2 流動負債**」においては「**b 未払金等**」が 70 億円 6 百万円減少していますが、これは前年度に不動産売払収入の前受分(56 億円)が計上されていたものが処理され、従前の水準に戻ったためです。上記の結果、「**純資産合計**」が 120 億 4 千 5 百万円純減しています(純資産額合計が減少した内容については後述)。

2) 行政コスト計算書

平成 25 年度と平成 26 年度との増減については下記のようになります。

(単位：百万円)

A 総行政コスト	平成 26 年度①	平成 25 年度②	増減①-②
a 人にかかるコスト	14,801	14,658	143
① 人件費	13,289	13,164	125
② 退職給付費用	847	899	△52
③ 賞与引当金繰入	665	595	70
b 物にかかるコスト	22,110	20,848	1,262
① 物件費・経費	19,876	18,736	1,140
② 減価償却費	1,992	1,936	56
③ 貸倒引当金繰入	242	176	66
c 移転支出的なコスト	36,235	34,720	1,515
① 社会保障関係費等	9,603	9,069	534
② 補助金等	26,567	25,504	1,063
③ 補償費・公課費等	65	147	△82
d その他のコスト	2,010	2,081	△71
① 公債費(利払分)・借入金支払利息	1,222	1,369	△147
② その他の業務関連費用等	788	712	76
総行政コスト合計	75,156	72,307	2,849
B 経常収益	平成 26 年度①	平成 25 年度②	増減①-②
a 業務収益	15,229	15,048	181
b 業務関連収益	6,489	1,724	4,765
経常収益合計	21,718	16,772	4,946
C 純行政コスト	平成 26 年度①	平成 25 年度②	増減①-②
純行政コスト	53,438	55,535	△2,097

「A 総行政コスト」において「a 人にかかるコスト」は 1 億 4 千 3 百万円の増加となっています。職員に関しては、在籍職員数が 1,417 人（平成 25 年 4 月 1 日現在）1,432 人（平成 26 年 4 月 1 日現在）、1,425 人（平成 27 年 4 月 1 日現在）といった推移を辿っています。上記、平成 26 年度の人件費は在籍数が増加した期間に対応するものであるため、上昇することは否めません。しかし、その後の職員数は減少していますので、今後の人件費は総額では低減していくことも予想されますが、一人あたりの人件費（一般行政職の平均給与月額）は、433,169 円（平成 25 年度）から 436,388 円（平成 26 年度）と若干の増加傾向にあら

ります。

「**b物にかかるコスト**」は12億6千2百万円の増加となっていますが、「**①物件費・経費**」が11億4千万円増加していることが主な理由となります。内訳は、物件費が一般会計において14億7千5百万円、ガス事業会計において1億9百万円増加し、公共下水道事業特別会計において6億3千6百万円減少し、相殺後、増加となっています。一般会計においては、維持修繕費が10億3千5百万円増加していますが、これには東日本大震災の道路災害復旧事業として計上されている13億8千6百万円が含まれています。公共下水道事業特別会計では、東日本大震災による災害復旧費が、8億7千万円から9千万円へ減少しましたが、維持修繕費は、増加しました。東日本大震災により習志野市においても液状化現象が生じ、かなり影響を受けましたが、今日においても財政上、まだまだその爪あとが消えない状況と言えます。

また、「**c移転支出的なコスト**」が15億1千5百万円増加しておりますが、これは「**①社会保障関係費**」に関する5億3千4百万円の増加および「**②補助金等**」の10億6千3百万円の増加によるものです。具体的には、生活保護費が2億6千万円、子育て世帯臨時特例給付金が1億8千万円、障害者総合支援法に基く給付金が1億3千万円と其々増えています。ここで、子育て世帯臨時特例給付金とは、消費税の引上げに際して臨時措置として創設されたものです。ただし、これらは全額、市が負担するものではなく、子育て世帯臨時特例給付金は全額国負担、生活保護費および障害者総合支援法に基く給付金は市が1／4負担となっています。よって、国や県が負担する部分については市としては別途収受することになり、それらは純資産変動計算書において計上されることになります。

また「**B経常収益**」が49億4千6百万円増加しておりますが、「**a業務収益**」が、一般会計で9千1百万円増加したことをはじめ、増加の基調にあり、今後も期待されるところです。

その3～財務書類四表の作成の所管課について～

統一的な基準による財務書類四表については、伝票の執行データの1件1件から複式仕訳により財務書類を作成することから、会計担当部局で作成されるべきであると考えます。

しかしながら、執行データ以外の詳細な分析を行う付属明細書については、財政担当部局でしか分からない内容や総務省方式改訂モデルの考え方が採り入れられており、会計担当部局では、内容確認に負担感があります。

習志野市では、財務書類等の作成を会計課で行っています。付属明細書については、財政課や関係各課から必要なデータの提供を受けて、作成しています。

3) 純資産変動計算書

平成 25 年度と平成 26 年度の増減につきましては下記のようになります

(単位: 百万円)

	平成 26 年度①	平成 25 年度②	増減①-②
A 期首純資産残高	409,374	406,407	2,967
B 当期純資産変動額	△12,045	2,967	△15,012
I 財源変動の部	△12,700	△1,081	△11,619
a 財源の使途	92,166	75,513	16,653
① 純行政コストへの財源措置	53,438	55,535	△2,097
② 固定資産形成への財源措置	7,313	7,180	133
③ 長期金融資産形成への財源措置	6,657	6,230	427
④ その他の財源措置	24,758	6,568	18,190
b 財源の調達	79,466	74,432	5,034
① 税収	29,111	27,906	1,205
② 社会保険料	6,823	6,672	151
③ 移転収入	29,408	28,888	520
④ その他の財源の調達	14,124	10,966	3,158
II 資産形成充当財源変動の部	7,290	9,092	△1,802
a 資産等の減少	9,018	6,354	2,664
① 固定資産の減少	4,999	3,548	1,451
② 長期金融資産の減少	3,995	2,146	1,849
③ 評価・換算差額等の減少	24	660	△636
b 資産等の増加	16,308	15,446	862
① 固定資産の増加	8,465	7,792	673
② 長期金融資産の増加	6,657	6,230	427
③ 評価・換算差額等の増加	1,186	1,424	△238
III その他の純資産変動の部	△6,635	△5,044	△1,591
a 開始時未分析残高	△6,635	△5,035	△1,600
b その他純資産の変動	0	△9	9
C 期末純資産残高	397,329	409,374	△12,045

純資産変動額は平成 25 年度に対して平成 26 年度は、数字上は大幅に悪化し 120 億 4 千 5 百万円減少しています。

「Ⅰ財源変動の部」の平成 26 年度は「b 財源の調達」の額 50 億 3 千 4 百万円の増加に対して「a 財源の使途」の額も 166 億 5 千 3 百万円増加したため、116 億 1 千 9 百万円のマイナスとなっています。具体的には、「b 財源の調達」において「①税収」が 12 億 5 百万円、(内訳としては法人市民税が約 1 億 2 千万円、個人市民税が約 3 億円、固定資産税が約 4 億 3 千万円)、「②社会保険料」が 1 億 5 千 1 百万円、「③移転収入」が 5 億 2 千万円、「④その他の財源の調達」が 31 億 5 千 8 百万円増加しました。移転収入の増加には、子育て世帯臨時特例給付金等の扶助費の増加に対応する国・県の負担分も含まれています。

一方、「④その他の財源措置」の 181 億 9 千万円の増加を中心に「a 財源の使途」も 166 億 5 千 3 百万円増加したため、その差引として「Ⅰ財源変動の部」が減少しました。これは、公営企業会計において会計上の制度改革が行われた影響であり、実態が大きく変わったというものではありません。具体的にはガス事業会計と水道事業会計がこれに該当しますが、補助金を原資として取得した設備の会計処理における修正となります。そのため、純資産が減少することになり、上記の「a 財源の使途④その他の財源措置」に計上されています(ガス事業会計(37 億 7 千 7 百万円)、水道事業会計(128 億 6 千 1 百万円))。従って、当該会計制度の変更による影響額 166 億 1 千 9 百万円を除外して考えれば、平成 26 年度の当期純資産変動額は 45 億 7 千 4 百万円のプラスになります。

習志野市は現状において住民数も微増しておりますが(165,536 人(平成 26 年 3 月 31 日現在)→166,607 人(平成 27 年 3 月 31 日現在))、景気の動向もアベノミクスの成否と共に予想が難しい局面とも捉えることができ、純資産額が実質的になだらかに増加傾向を示している状況はいまのところ望ましいと言えます。しかしながら、一層の自主財源の確保につき検討する必要があることも否定できません。

その 4 ～徴収不能引当金について～

習志野市では、徴収不能引当金について、原則として債権を 3 区分に分けて評価しています。そうすることで、担当課に債権管理の意識が生まれ、担当課として、この債権をいくら回収するという目標が分かるのでよいという効果も期待できます。

統一的な基準を全国の自治体に要請するに当たり、事務処理の負担を軽減するために、基準モデルでは例外処理であった徴収不能実積率を用いた引当金の計上方法が原則処理となりました。ただし、「他の方法によることがより適当であると認められる場合は、当該方法により算定することができる。」との規定が設けられたので、本市では、引き続き従来の算定方法を用いていく予定です。

4) 資金収支計算書

平成 25 度と平成 26 年度の増減につきましては下記のようになります。

(単位：百万円)

	平成 26 年度①	平成 25 年度②	増減①-②
A 期首資金残高	17,470	12,360	5,110
B 当期資金収支額	△1,934	5,110	△7,044
I. 経常的収支	9,724	10,602	△878
a 経常的支出	72,362	70,528	1,834
① 経常業務費用支出	36,132	35,827	305
③ 移転支出	36,230	34,701	1,529
b 経常的収入	82,086	81,130	956
① 租税収入	29,095	27,874	1,221
④ 社会保険料収入	6,823	6,566	257
④ 経常業務収益収入	16,744	17,803	△1,059
⑤ 移転収入	29,424	28,887	537
II. 公共施設整備収支(資本的収支)	△9,565	△2,285	△7,280
a 資本的支出	13,970	15,547	△1,577
① 固定資産形成支出	7,313	7,200	113
⑤ 長期金融資産形成支出	6,631	7,675	△1,044
⑥ その他の資本形成支出	26	672	△646
b 資本的収入	4,405	13,262	△8,857
① 固定資産売却収入	100	5,908	△5,808
⑥ 長期金融資産償還収入	3,874	2,162	1,712
⑦ その他の資本処分収入	431	5,192	△4,761
基礎的財政収支	159	8,317	△8,158
III. 財務的収支	△2,093	△3,207	1,114
a 財務的支出	21,094	12,559	8,535
① 支払利息支出	1,223	1,369	△146
⑦ 元本償還支出	19,871	11,190	8,681
b 財務的収入	19,001	9,352	9,649
① 公債発行収入	5,621	7,041	△1,420
⑧ 借入金収入	3,400	0	3,400
⑧ その他の財務的収入	9,980	2,311	7,669
期末資金残高	15,536	17,470	△1,934

「B 当期資金収支額」において、平成 26 年度の収支は平成 25 年度に比べて悪化し 19 億 3 千 4 百万円の減少となりました。その主な内訳としては「Ⅰ．経常的収支」が 97 億 2 千 4 百万円のプラスとなり、平成 25 年度に比べて 8 億 7 千 8 百万円の悪化となりました。また、「Ⅱ．公共施設整備収支（資本的収支）」は 95 億 6 千 5 百万円のマイナスで、こちらも平成 25 年度に比べ 72 億 8 千万円の悪化となりました。元々、地方自治体に求められている要望のひとつにインフラ資産等の整備があります。整備内容については施設や道路の新設のみならず劣化に対する運営維持も含まれているため、固定資産等の整備等に係る投資額が売却額を上回することは自然なこととも言え、その結果、「Ⅱ．公共施設整備収支（資本的収支）」がマイナスになること自体は特に不思議なことではありません。一方、「Ⅲ．財務的収支」は 20 億 9 千 3 百万円のマイナスとなっていますが、平成 25 年度に比べて 11 億 1 千 4 百万円悪化しています。

「Ⅰ．経常的収支」については「b 経常的収入」が 9 億 5 千 6 百万円増加しましたが、「a 経常的支出」も 18 億 3 千 4 百万円増加したため、前年度に比べて悪化しています。景気動向が微妙な昨今ではありますが、市民税並びに大規模マンションの新築等による固定資産税の増収となっています。

「Ⅱ．公共施設整備収支（資本的収支）」は、72 億 8 千万円悪化しているのは、「a 資本的支出」が 15 億 7 千 7 百万円減少したものの「b 資本的収入」も 88 億 5 千 7 百万円減少したことに伴い生じたものです。ただし、これは前年度に大きな不動産売却（旧仲よし幼稚園跡地等の売却）があったことの影響によるものです。

この結果、「基礎的財政収支」も 1 億 5 千 9 百万円となり、平成 25 年度に比べて 81 億 5 千 8 百万円の減少となっています。

一方、「Ⅲ．財務的収支」は、「a 財務的支出」が 210 億 9 千 4 百万円となり前年度より 85 億 3 千 5 百万円の支出増となったことに対して、「b 財務的収入」が 190 億 1 百万円と前年度に対して 96 億 4 千 9 百万円増加した結果、その差引として 11 億 1 千 4 百万円悪化しています。「a 財務的支出」は「①支払利息支出」12 億 2 千 3 百万円と「②元本償還支出」198 億 7 千 1 百万円との合計額となります。「②元本償還支出」が前年度より 86 億 8 千 1 百万円支出増となり、公債等の償還を進めています。一般会計のその他の元本償還支出増加分（約 77 億円）、習志野市開発公社の借入金返済増加分（約 23 億円）が主な増加内容です。「①支払利息支出」は、今年度が前年度に比べて 1 億 4 千 6 百万円の支出減となっていますが、公債残高が順調に低減していけば「①支払利息支出」は今後、減少していくものと思われます。これは公債残高の減少額のみならず、比較的利率の高かった古い公債から償還されることも影響します。「b 財務的収入」について前年度より 96 億 4 千 9 百万円多い 190 億 1 百万円となりましたが、「①公債発行収入」は前年度から 14 億 2 千万円減少しているものの、「②借入金収入」が 34 億円、「③その他の財務的収入」が 76 億 6 千 9 百万円増加したことにより、なお、公共下水道事業特別会計やガス事業会計、水道事業会計においては昨年度に引き続き順調に公債残高が減少しています。

6. 連結財務書類

連結貸借対照表

(円)

勘定科目	連結会計	
1. 金融資産		32,994,248,684
資金		15,535,687,646
金融資産(資金を除く)		17,458,561,038
債権	3,911,750,434	
税等未収金	2,797,770,060	
未収金	1,282,071,094	
貸付金	50,178,680	
その他の債権	24,118,806	
(控除)貸倒引当金	-242,388,206	
有価証券	190,005,287	
投資等	13,356,805,317	
出資金	48,467,516	
基金・積立金	13,002,906,722	
財政調整基金	3,944,784,836	
減債基金	985,328,331	
その他の基金・積立金	8,072,793,555	
その他の投資	305,431,079	
2. 非金融資産		467,268,877,006
事業用資産		110,122,986,600
有形固定資産	109,673,197,027	
土地	80,544,494,918	
立木竹	0	
建物	27,367,906,094	
工作物	871,159,731	
機械器具	302,828,573	
物品	277,567,734	
船舶	0	
航空機	0	
その他の有形固定資産	3,207,611	
建設仮勘定	306,032,366	
無形固定資産	25,414,349	
地上権	5,370	
著作権・特許権	2,638,132	
ソフトウェア	0	
電話加入権	2,172,510	
その他の無形固定資産	20,598,337	
棚卸資産	424,375,224	
インフラ資産	357,139,187,680	
公共用財産用地	214,671,923,265	
公共用財産施設	133,400,084,027	
その他の公共用財産	1,082,530,009	
公共用財産建設仮勘定	7,984,650,379	
繰延資産	6,702,726	
資産合計		500,263,125,690
1. 流動負債		10,664,185,210
未払金及び未払費用	2,128,761,864	
前受金及び前受収益	426,069,260	
引当金	664,756,979	
賞与引当金	664,756,979	
預り金(保管金等)	195,222,923	
公債(短期)	6,011,940,148	
短期借入金	1,136,505,000	
その他の流動負債	100,929,036	
2. 非流動負債		92,269,834,094
公債	66,386,046,711	
借入金	598,563,339	
責任準備金	0	
引当金	11,233,696,157	
退職給付引当金	10,864,685,231	
損失補償等引当金	11,371,000	
その他の引当金	357,639,926	
その他の非流動負債	14,051,527,887	
負債合計		102,934,019,304
純資産合計		397,329,106,386
負債・純資産合計		500,263,125,690

貸借対照表の科目についての内容説明

科 目 名	内 容 説 明
【資産の部】	市が所有する財産や権利
1. 金融資産	資金及び債権、有価証券等の資産
資金	現金及び3ヶ月以内の預金など
金融資産(資金を除く)	現金及び3ヶ月以内の預金以外の金融資産
債権	
税等未収金	税金等で収入できていない金額
未収金	使用料等で収入できていない金額
貸付金	貸し付けた金額
その他の債権	上記以外の短期保有目的の債権
(控除)貸倒引当金	上記未収金等のうち回収の見込みがないと見積もった金額
有価証券	株券、公債証券など
投資等	政策目的で外郭団体に投資した資金
出資金	出資団体等に投資した資金
基金・積立金	長期の保有を目的とする資産
財政調整基金	財政の健全な運営のための積立金
減債基金	地方債の償還のための積立金
その他の基金・積立金	目的をもった積立金
その他の投資	財団法人等に出資した資金
2. 非金融資産	土地・建物などの固定資産で長期に利用する資産
事業用資産	総務省より売却可能とされた資産
有形固定資産	
土地	庁舎、福祉施設、教育施設等の土地など
建物	庁舎、福祉施設、教育施設など
工作物	プール、テニスコートなど
機械器具	エレベーター、野球場の照明など
物品	物品、美術品、車両など
その他の有形固定資産	リース資産など
建設仮勘定	建設中の事業用資産に支出した金額
無形固定資産	
地上権	地上権
著作権・特許権	著作権、特許権
ソフトウェア	システム等のソフトウェア
電話加入権	電話加入権
その他の無形固定資産	上記以外の無形固定資産
棚卸資産	商品など
インフラ資産	売却ができないとされた資産
公共用財産用地	道路、公園、下水道等の土地など
公共用財産施設	道路、公園、橋梁、下水道、清掃工場など
その他の公共用財産	公共用財産施設以外のもの
公共用財産建設仮勘定	建設中のインフラ資産に支出した金額
繰延資産	支出した金額の効果が将来に発生する場合の金額 市債発行費、開発費など
資産合計	
【負債の部】	支払い義務のある金額
1. 流動負債	支払期限が1年以内に到来する負債
未払金及び未払費用	代金の支払いが済んでいない金額
前受金及び前受収益	翌年度の使用料等を先に受け取った金額
引当金	
賞与引当金	翌年度支払うことが予定されている賞与のうち、当年度負担分の金額
預り金(保管金等)	第三者からの預り金
公債(短期)	地方債のうち、翌年度償還を予定している金額
短期借入金	金融機関等からの借入金のうち、返済期限が1年以内のもの
その他の流動負債	その他、支払期限が1年以内に到来する負債
2. 非流動負債	支払期限が1年を超えて到来する負債
公債	市が発行した地方債のうち、償還期限が1年を超えるもの
借入金	金融機関等からの借入金のうち、返済期限が1年を超えるもの
引当金	
退職給付引当金	年度末に全職員が退職した場合に支払うべき金額
損失補償引当金	第三セクター等の債務のうち、将来市の負担となる可能性がある金額
その他の引当金	退職給付引当金・損失補償引当金以外に市が将来負担する可能性のある金額
その他の流動負債	その他の固定負債
負債合計	
【純資産の部】	現在までの世代が負担した金額で、正味の資産
純資産合計	
負債・純資産合計	(負債) + (純資産)

連結行政コスト計算書

(円)

勘定科目	連結会計	
1. 経常業務費用		38,920,574,141
①人件費	14,800,107,962	
議員歳費	245,001,600	
職員給料	9,910,644,091	
賞与引当金繰入	664,555,884	
退職給付費用	846,901,387	
その他の人件費	3,133,005,000	
②物件費	13,505,385,907	
消耗品費	1,863,844,015	
維持補修費	2,567,745,453	
減価償却費	1,991,718,103	
その他の物件費	7,082,078,336	
③経費	8,604,997,933	
業務費	47,054,734	
委託費	6,952,211,846	
貸倒引当金繰入	242,388,206	
その他の経費	1,363,343,147	
④業務関連費用	2,010,082,339	
公債費（利払分）	1,202,694,214	
借入金支払利息	19,220,668	
資産売却損	8,409,427	
その他の業務関連費用	779,758,030	
2. 移転支出		36,234,767,136
①他会計への移転支出	0	
②補助金等移転支出	26,567,033,572	
③社会保障関係費等移転支出	9,602,862,352	
④その他の移転支出	64,871,212	
経常費用合計（総行政コスト）		75,155,341,277
経常業務収益		21,717,726,221
①業務収益	15,228,659,441	
自己収入	15,199,675,925	
その他の業務収益	28,983,516	
②業務関連収益	6,489,066,780	
受取利息等	24,784,954	
資産売却益	4,162,209,795	
その他の業務関連収益	2,302,072,031	
経常収益合計		21,717,726,221
純経常費用（純行政コスト）		53,437,615,056

行政コスト計算書の科目についての内容説明

科 目 名	内 容 説 明
【経常費用】	
1. 経常業務費用	毎会計年度、経常的に発生する費用
①人件費	議員歳費、職員給料などの人にかかる費用
議員歳費	市議会議員に支払われる報酬
職員給料	職員等に対する給料
賞与引当金繰入	1 2月から3月までの期末手当・勤勉手当の見積額
退職給付費用	当年度の費用とすべき退職金の見積額
その他の人件費	共済費、災害補償費、賃金など
②物件費	物件費にかかる費用
消耗品費	消耗品費、燃料費、食料費、50万円未満の備品購入費など
維持補修費	資産の機能維持のために必要な修繕費等
減価償却費	使用や時の経過に伴う事業用資産の価値の減少額
その他の物件費	印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、保管料など
③経費	経費にかかる費用
業務費	旅費など
委託費	委託料
貸倒引当金繰入	貸付金等の債権について回収の見込みがないと見積もった金額
その他の経費	報償費、交際費、広告費、手数料、保険料など
④業務関連費用	利息、資産売却損など
公債費（利払分）	公債費の利息
借入金支払利息	借入金の利息
資産売却損	資産を売却して損失が発生した場合の金額
その他の業務関連費用	過年度分過誤納還付金、繰延資産の償却など
2. 移転支出	経常的に発生する非対価性支出
①他会計への移転支出	他会計への繰出金
②補助金等移転支出	負担金、補助金及び交付金など
③社会保障関係費等移転支出	児童手当や生活保護などの社会保障給付など
④その他の移転支出	補償、補填及び補償金、寄付金、公課費など
経常費用合計（総行政コスト）	（1. 経常業務費用+2. 移転支出）
【経常収益】	
経常業務収益	受益者負担による施設使用料・手数料・保険料など
①業務収益	行政サービス提供の対価として受け取る収益
自己収入	使用料及び手数料、業務にかかる負担金収入、財産貸付収入など
その他の営業収益	その他の営業に伴う収益
②業務関連収益	保有資産から発生する収益
受取利息等	利子及び配当金など
資産売却益	資産を売却して収益が発生した場合の金額
その他の業務関連収益	延滞金など業務関連の収益
経常収益合計	（経常業務収益）
純経常費用（純行政コスト）	（総行政コスト）－（経常収益）

連結純資産変動計算書

(円)

勘定科目	連結会計	
前期末残高		409,374,241,157
I. 財源変動の部		-12,699,729,852
1. 財源の使途		92,165,840,472
①純経常費用への財源措置	53,437,615,056	
②固定資産形成への財源措置	7,312,887,774	
事業用資産形成への財源措置	2,836,482,867	
インフラ資産形成への財源措置	4,476,404,907	
③長期金融資産形成への財源措置	6,657,352,694	
④その他の財源の使途	24,757,984,948	
直接資本減耗	6,646,812,888	
その他財源措置	18,111,172,060	
2. 財源の調達		79,466,110,620
①税収	29,110,629,817	
②社会保険料	6,823,180,903	
③移転収入	29,407,896,687	
他会計からの移転収入	0	
補助金等移転収入	20,913,380,625	
国庫支出金	16,626,503,658	
都道府県等支出金	4,286,876,967	
市町村等支出金	0	
その他の移転収入	8,494,516,062	
④その他の財源の調達	14,124,403,213	
固定資産売却収入（元本分）	1,547,730,564	
長期金融資産償還収入（元本分）	3,994,579,738	
その他財源調達	8,582,092,911	
II. 資産形成充当財源変動の部		7,289,810,373
1. 固定資産の変動		3,465,864,129
①固定資産の減少	4,999,122,910	
減価償却費・直接資本減耗相当額	2,454,514,521	
除売却相当額	2,544,608,389	
②固定資産の増加	8,464,987,039	
固定資産形成	7,312,887,774	
無償所管換等	1,152,099,265	
2. 長期金融資産の変動		2,662,772,956
①長期金融資産の減少	3,994,579,738	
②長期金融資産の増加	6,657,352,694	
3. 評価・換算差額等の変動		1,161,173,288
①評価・換算差額等の減少	24,408,437	
再評価損	24,408,437	
その他評価額等減少	0	
②評価・換算差額等の増加	1,185,581,725	
再評価益	528,395,225	
その他評価額等増加	657,186,500	
III. その他の純資産変動の部		-6,635,215,292
1. 開始時未分析残高の増減		-6,635,215,292
2. その他純資産の変動		0
その他純資産の減少	0	
その他純資産の増加	0	
当期純資産変動額		-12,045,134,771
期末純資産残高		397,329,106,386

純資産変動計算書の科目についての内容説明

科 目 名	内 容 説 明
前期末（期首）純資産残高	平成25年度期末の純資産の残高
I. 財源変動の部	（2. 財源の調達－1. 財源の使途）
1. 財源の使途	純資産の財源がどのように使われたかの分類
① 純行政コストへの財源措置	行政コスト計算書で計算された費用に対する財源措置
② 固定資産形成への財源措置	
事業用資産形成への財源措置	事業用資産形成のために支出した金額
インフラ資産形成への財源措置	インフラ資産形成のために支出した金額
③ 長期金融資産への財源措置	貸付金・出資金等の新たな長期金融資産の取得に支出した金額
④ その他の財源への使途	
直接資本減耗	使用や時の経過に伴うインフラ資産の価値の減少額
その他の財源措置	上記以外に対する財源措置
2. 財源の調達	純資産の財源をどのように調達したかの分類
① 税収	市税等の収入
② 社会保険料	国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の収入
③ 移転収入	
他会計からの移転収入	他会計からの繰入金
補助金等移転収入	
国庫補助金	国からの補助金収入
都道府県等支出金	都道府県等からの補助金収入
市町村等支出金	市町村等からの補助金収入
その他の移転収入	分担金・負担金などの収入
④ その他の財源の調達	
固定資産売却収入（元本分）	固定資産の売却による元本分の売却収入
長期金融資産償還収入（元本分）	国債等の償還による元本分の収入
その他財源調達	上記以外の収入
II. 資産形成充当財源変動の部	（1. 固定資産の変動＋2. 長期金融資産の変動＋3. 評価・換算差額等の変動）
1. 固定資産の変動	固定資産等の増減【開始時資産を除く】（②－①）
① 固定資産の減少	
減価償却費・直接資本減耗相当額	固定資産の減価償却による固定資産の減少
除売却相当額	固定資産の除却などによる固定資産の減少
② 固定資産の増加	
固定資産形成	固定資産の有償及び無償による増加
無償所管換等	所管換等による無償の固定資産増加
2. 長期金融資産の変動	貸付金・出資金等の長期金融資産の増減（②－①）
① 長期金融資産の減少	貸付金・出資金等の長期金融資産の減少
② 長期金融資産の増加	貸付金・出資金等の長期金融資産の増加
3. 評価・換算差額等の変動	資産の再評価や有価証券の評価差額による増減（②－①）
① 評価・換算差額等の減少	
再評価損	資産の再評価損による減少金額
その他評価額等減少	有価証券の評価差額等による減少金額
② 評価・換算差額等の増加	
再評価益	資産の再評価益による増加金額
その他評価額等増加	有価証券の評価差額等による増加金額
III. その他の純資産変動の部	（1. 開始時未分析残高＋2. その他の純資産の変動）
1. 開始時未分析残高	平成26年度期末までの純資産の減少
2. その他の純資産の変動	その他の純資産の増減
その他の純資産の減少	その他の純資産の減少
その他の純資産の増加	その他の純資産の増加
当期変動高	（I 財源変動の部＋II 資産形成充当財源変動の部＋III その他の純資産変動の部）
期末純資産残高	平成26年度期末の純資産の残高（期首純資産残高＋当期変動高）

連結資金収支計算書

(円)

勘定科目	連結会計
基礎的財政収支	158,761,723
I. 経常的収支	9,724,003,693
1. 経常的支出	72,362,095,424
①経常業務費用支出	36,131,877,688
人件費支出	14,948,698,099
物件費支出	12,069,543,306
経費支出	8,444,747,882
業務関連費用支出（財務的支出を除く）	668,888,401
②移転支出	36,230,217,736
他会計への移転支出	0
補助金等移転支出	26,567,233,572
社会保障関係費等移転支出	9,602,862,352
その他の移転支出	60,121,812
2. 経常的収入	82,086,099,117
①租税収入	29,095,328,696
②社会保険料収入	6,823,180,903
③経常業務収益収入	16,743,719,207
経常収益収入	15,331,557,519
業務関連収益収入	1,412,161,688
④移転収入	29,423,870,311
他会計からの移転収入	0
補助金等移転収入	20,929,329,779
その他の移転収入	8,494,540,532
II. 資本的収支	-9,565,241,970
1. 資本的支出	13,970,240,468
①固定資産形成支出	7,312,887,774
②長期金融資産形成支出	6,630,823,487
③その他の資本形成支出	26,529,207
2. 資本的収入	4,404,998,498
①固定資産売却収入	100,298,411
②長期金融資産償還収入	3,873,908,035
③その他の資本処分収入	430,792,052
III. 財務的収支	-2,092,620,574
1. 財務的支出	21,093,918,620
①支払利息支出	1,222,826,808
公債費（利払分）支出	1,202,694,214
借入金支払利息支出	20,132,594
②元本償還支出	19,871,091,812
公債費（元本分）支出	6,398,024,304
公債（短期）元本償還支出	6,398,024,304
公債元本償還支出	0
借入金元本償還支出	3,503,625,922
短期借入金元本償還支出	3,437,120,922
借入金元本償還支出	66,505,000
その他の元本償還支出	9,969,441,586
2. 財務的収入	19,001,298,046
①公債発行収入	5,621,619,900
公債（短期）発行収入	0
公債発行収入	5,621,619,900
②借入金収入	3,400,000,000
短期借入金収入	200,000,000
借入金収入	3,200,000,000
③その他の財務的収入	9,979,678,146
当期資金収支額	-1,933,858,851
期首資金残高	17,469,546,497
期末資金残高	15,535,687,646

資金収支計算書の科目についての内容説明

科 目 名	内 容 説 明
基礎的財政収支	プライマリーバランス（Ⅰ．経常的収支＋Ⅱ．資本的収支）
【経常的収支区分】	
Ⅰ．経常的収支	市政を運営する上で毎年度継続的に収入、支出されるもの
１．経常的支出	市政を運営する上で、毎年度継続的に支出されるもの
① 経常業務費用支出	
人件費支出	議員歳費、職員給料、退職金などの支出
物件費支出	物品購入費、維持補修費などの支出
経費支出	業務費、委託費などの支出
業務関連費用支出（財務的支出を除く）	上記以外の業務関連費用（財務的支出を除く）
② 移転支出	
他会計への移転支出	他の会計への繰出金
補助金等移転支出	各種団体への補助金など
社会保障関係費等移転支出	児童手当や生活保護費などの社会保障給付費
その他の移転支出	上記以外の移転支出
２．経常的収入	市政を運営する上で、毎年度継続的に収入されるもの
① 租税収入	市民税、固定資産税などの収入
② 社会保険料収入	国民健康保険料、介護保険料などの収入
③ 経常業務収益収入	
業務収益収入	使用料、財産売却収入など
業務関連収益収入	その他業務関連収入
④ 移転収入	
他会計からの移転支出	他の会計からの繰入金
補助金等移転収入	国や県からの補助金などの収入
その他の移転収入	分担金、寄附金などの収入
経常的収支	
【資本的収支区分】	
Ⅱ．資本的収支	道路や学校、公園など主に公共資産形成のための支出
１．資本的支出	公共資産形成のための支出
① 固定資産形成支出	固定資産の購入に伴う支出など
② 長期金融資産形成支出	基金の積立、有価証券の購入に伴う支出など
③ その他の資本形成支出	その他の債権の取得に伴う支出など
２．資本的収入	公共資産の売却等による収入
① 固定資産売却収入	固定資産の売却による収入
② 長期金融資産償還収入	基金の取崩、有価証券の売却による収入
③ その他の資本処分収入	その他の債権等の売却による収入など
資本的収支	
【財務的収支区分】	
Ⅲ．財務的収支	地方債等の元本償還などの支出と地方債発行等の収入の収支
１．財務的支出	地方債の元本償還や支払利息など
① 支払利息支出	
公債費（利払分）支出	地方債にかかる支払利息
借入金支払利息支出	借入金にかかる支払利息
② 元本償還支出	
公債費（元本分）支出	
公債（短期）元本償還支出	短期地方債の元金償還による支出
公債元本償還支出	長期地方債の元金償還による支出
借入金元本償還支出	
短期借入金元本償還支出	短期借入金の元金償還による支出
借入金元本償還支出	長期借入金の元金償還による支出
その他の元本償還支出	地方債、借入金以外の元金償還による支出
２．財務的収入	地方債の発行や借入金等による収入
① 公債発行収入	
公債（短期）発行収入	短期地方債の発行による収入
公債発行収入	長期地方債の発行による収入
② 借入金収入	
短期借入金収入	金融機関等からの短期借入による収入
借入金収入	金融機関等からの長期借入による収入
③ その他の財務的収入	預り金等の収入など
財務的収支	
当期資金収支額	（Ⅰ．経常的収支＋Ⅱ．資本的収支＋Ⅲ．財務的収支）
期首資金残高	平成25年度期末資金残高
期末資金残高	平成26年度期末資金残高（期首資金残高＋当期資金収支額）

7. 注記事項

(単体対象範囲)

会計名	連結方法	摘要欄
一般会計	全部連結	普通会計と公営事業会計の一部
国民健康保険特別会計	全部連結	公営事業会計
公共下水道事業特別会計	全部連結	法非適用・公営企業
介護保険特別会計	全部連結	公営事業会計
後期高齢者医療特別会計	全部連結	公営事業会計
ガス事業会計	全部連結	法適用・公営企業
水道事業会計	全部連結	法適用・公営企業

(連結対象範囲)

会計名	連結方法	摘要欄
習志野市開発公社	全部連結	一般財団法人・出資比率50%以下・市が実質的主導的な立場
習志野文化ホール	全部連結	公益財団法人・出資比率50%以下・市が実質的主導的な立場
習志野市スポーツ振興協会	全部連結	公益財団法人・出資比率50%以上
北千葉広域水道企業団	比例連結	広域連合・持分比率3.7%

(連結財務書類の作成)

1. 連結調整勘定(のれん)及び少数株主持分について

早期に一定程度の制度を有する財務書類の作成を優先させること等の観点から、当面はのれんの計上及び少数株主分の計上を行わずに段階的に精度を高めることとした。

2. 法定決算書類の読替(組替)について

連結対象団体は発生主義に基づく法定決算書類により読替をした。

読替えについては「新地方公会計モデルにおける連結財務書類作成実務手引【基準モデル編】

(平成21年4月・地方公会計の整備促進に関するワーキンググループ)を参考とした。

北千葉広域水道事業団については当年度より、平成24年改正後の新地方公営企業会計基準を適用して財務諸表等を作成している。

3. 資金収支の作成について

連結対象法人等の資金収支計算書の読替において、当該法人が発生主義により作成しているので金銭的に重要なものを除き、そのすべてについて発生主義から現金主義の数値への修正を行わず、支出については「物件費」で、収入については「事業収入」で調整した。

4. 消費税の処理による調整について

消費税を税抜処理をしている会計との連結における修正は「物件費」又は「事業収入」で調整した。

5. 連結貸借対照表の純資産の部及び連結純資産変動計算書の取扱いについて

連結財務書類四表の作成・開示を優先する観点から、当面の間、連結貸借対照表の純資産の部については内訳を開示することを省略し、一括表示をした。

これに連動して、連結純資産変動計算書においても内訳ごとの変動の開示を省略し、合計額のみを表示とした。

(単体財務書類の作成)

1. 法定決算書類の読替(組替)について

ガス事業会計及び水道事業会計は発生主義に基づく法定決算書類により読替をした。

読替えについては「新地方公会計モデルにおける連結財務書類作成実務手引【基準モデル編】

(平成21年4月・地方公会計の整備促進に関するワーキンググループ)を参考とした。

2. 資金収支の作成について

ガス事業会計及び水道事業会計の資金収支計算書の読替において、当該会計が発生主義により作成をしているので金銭的に重要なものを除き、そのすべてについて発生主義から現金主義の数値への修正を行わず、支出については「物件費」で、収入については「事業収入」で調整した。

3. 消費税の処理による調整について

消費税を税抜処理をしているガス事業会計及び水道事業会計との連結における修正は「物件費」又は「事業収入」で調整した。

4. 単体貸借対照表の純資産の部及び単体純資産変動計算書の取扱いについて

単体財務書類四表の作成・開示を優先する観点から、当面の間、単体貸借対照表の純資産の部については内訳を開示することを省略し、一括表示をした。

これに連動して、単体純資産変動計算書においても内訳ごとの変動の開示を省略し、合計額のみを表示とした。

(重要な会計方針)

1. 有価証券等評価基準及び評価方法
 - ① 満期保有目的有価証券
償却原価法による。
 - ② 満期保有目的以外の有価証券
市場価格のあるものについては、年度末日の市場価格に基づく時価法による。
市場価格のないものについては、取得原価による移動平均法による。
2. 固定資産の減価償却・直接資本減耗の方法
 - ① 有形固定資産(事業用資産・インフラ資産)……定額法を採用。
 - ② 無形固定資産…定額法を採用。
3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
個別原価法による。
なお販売用土地について、棚卸資産と計上していたが、平成23年度より、
土地として集中管理することに変更している。
4. 繰延資産の処理方法
定額法を採用
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
本年度該当なし。
6. 引当金の計上基準及び算定方法
 - ① 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、主として貸倒実績率により、
貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上している。
 - ② 賞与引当金
翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する
本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上。
 - ③ 退職給付引当金
本年度末に特別職を含む全職員(本年度末退職者を除く)が普通退職した場合として算定。
 - ④ 損失補償引当金
損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準
(平成20年総務省告示第242号)による。
7. 資金収支計算書における資金の範囲
現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物(3ヶ月以内の短期投資の他、
出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含む)を、資金の範囲としている。
8. 消費税の会計処理
ガス事業会計及び水道事業会計を除いて税込方式によっている。
9. リース取引の処理について
適正な期間損益計算を重視することとし、平成23年度よりリース資産の計上を行わず、
リース期間に応じた会計処理に変更している。
10. 開始時における道路等の公共用財産用地について
開始時において道路(土地)については平成19年度路線単価に道路台帳で把握している面積を乗じて
算出して評価額を算出した。この件について、平成23年度において、登記済みの土地のみに変更し、
他の土地と同様に固定資産税評価額による算定としている。

(会計方針の変更)

ガス事業会計・水道事業会計については当年度より、平成24年改正後の新地方公営企業会計基準を適用して
財務諸表等を作成している。

(重要な後発事象の注記)

該当なし。

(偶発債務)

会計年度末においては現実の債務ではないが、将来、一定の条件を満たすような事態が生じた場合に債務となるものは、次のとおり。

① 保証債務及び損失保証債務負担の状況

一般財団法人習志野市開発公社に対して	61,338,667 円
千葉県信用保証協会に対して	428,069,470 円

② 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

平成25年（ワ）第1599号損害賠償請求事件	129,977,998 円
------------------------	---------------

(追加情報の注記)

財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項は次のとおり。

① 出納整理期間について

ガス事業会計及び水道事業会計を除き、出納整理期間を設け、出納整理期間における現金の受払等を終了した後の計数をもって会計年度の末の計数としている。

(根拠条文: 地方自治法235条の5)

「普通地方公共団体の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。」

② 利子補給等に関する債務負担行為の翌年度以降の支出額

四市複合事務組合(元利合計分)	100,085,181 円
(社福)南台五光福祉協会	19,470,000 円
(社福)習愛会	7,250,000 円
(一財)習志野市開発公社	1,239,035,472 円
大和リース(株)	48,195,000 円
千葉県電子自治体共同運営協議会	3,053,251 円
富士通株式会社千葉支社	1,347,840 円
大豊企業株式会社	373,267,236 円
株式会社ユニホー	270,000,000 円
IBJL東芝リース(株)	140,674,320 円
(株)JECC	21,231,504 円
千葉銀行	384,230,378 円
京葉銀行	151,856,425 円
千葉興業銀行	151,856,425 円

③ 繰越事業に係る将来の支出予定額

逓次繰越額(一般会計)

京成津田沼駅耐震対策事業	278,000 円
芝園清掃工場老朽化対策事業	565,315,400 円
JR津田沼駅南口周辺地域開発整備事業	22,300,000 円
第2分団詰所建替事業	6,748,800 円
第二中学校体育館改築事業	4,845,200 円
災害復旧事業(文化施設)	43,944,800 円

繰越明許費(一般会計)

地方創生先行事業(地域活性化)	18,409,000 円
地方創生先行事業(総合戦略策定)	5,724,000 円
地方創生先行事業(定住促進)	283,000 円
地方創生先行事業(地域定着促進)	263,000 円
民間認可保育所施設整備費補助事業	50,999,000 円
地方創生先行事業(子育て環境改善)	5,000,000 円
地方創生先行事業(保育所環境改善)	9,787,000 円
地方創生先行事業(こども園環境改善)	2,750,000 円
地方創生先行事業(療育支援センター環境改善)	370,000 円
地方創生先行事業(発達相談センター環境改善)	4,046,000 円
地方創生先行事業(予防接種情報環境改善)	1,758,000 円
地域消費喚起・生活支援事業(プレミアム付市内共通商品券)	152,695,000 円
地域消費喚起・生活支援事業(子育て世帯商品券)	83,600,000 円

交通安全施設維持管理事業	21,290,400 円
橋りょう対策事業	9,500,000 円
災害復旧事業(道路)	1,094,810,013 円
市道00-101号線道路拡幅整備事業	43,927,920 円
バリアフリー対策事業	114,740,000 円
都市計画課事務費	3,344,000 円
JR津田沼駅南口周辺地域開発整備事業	12,117,420 円
3・4・11号線整備事業	24,478,400 円
3・4・4号線整備事業	63,894,320 円
市営住宅駐車場整備事業	30,024,000 円
地方創生先行事業(消防環境強化)	2,960,000 円
地方創生先行事業(防災環境強化)	2,700,000 円
小学校施設改善整備事業	14,536,800 円
幼稚園耐震対策事業	21,700,000 円
地方創生先行事業(幼稚園環境改善)	4,114,000 円
事故繰越額(一般会計)	
橋りょう対策事業	11,880,000 円
災害復旧事業(道路)	67,446,600 円
通次繰越額(公共下水道事業特別会計)	
津田沼処理区処理場補助事業	195,890,000 円
津田沼処理区単独事業	11,000,000 円
繰越明許費(公共下水道事業特別会計)	
下水道維持管理事業	13,213,038 円
津田沼処理区単独事業	131,200,000 円
印旛処理区単独事業	39,030,000 円
事故繰越額(公共下水道事業特別会計)	
下水道維持管理事業	108,605,600 円
津田沼処理区処理場補助事業	118,000,000 円
津田沼処理区補助事業	53,000,000 円
津田沼処理区単独事業	20,804,000 円
高瀬処理区単独事業	17,302,000 円
地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額(ガス事業特別会計)	
ガス管布設工事	9,579,528 円
地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額(水道事業特別会計)	
水道管布設工事	11,818,720 円
通次繰越額(水道事業特別会計)	
第1給水場更新工事 基本・実施設計業務委託	8,180,000 円
④ 組合又は地方開発事業団が起こした地方債の償還に係る負担等見込額	
四市複合事務組合	24,971,856 円
北千葉広域水道企業団	7,414,000 円

(開始時資産の評価について)

ガス事業会計及び水道事業会計は法適用企業により、発生主義会計に基づく貸借対照表の数字を基本とした。
それ以外の会計については下記の基準により開始時資産を評価した。

事業用資産

1. 土地・・・原則として固定資産税評価額を採用

2. 建物・・・再調達価額により評価

・取得価額判明

再調達価額 = 建築額 × デフレータ

開始時簿価 = 再調達価額 - 減価償却累計額

・取得価額が不明の場合

① (社) 全国市有物件災害共済会の保険申込時における建築価額を取得価額とみなし、上記判明分と同様に算定した。

② ①により判明しなかった場合は以下の式により算定した。

再調達価額 = 対象建物の延床面積 × 建物構造別・用途別単価

開始時簿価 = 再調達価額 - 減価償却累計額

3. 工作物

A. 耐震性井戸付貯水槽

再調達価額 = 取得価額(事業費) × デフレータ

開始時簿価 = 再調達価額 - 減価償却費累計額

(デフレータは建設工事費デフレータの工事種別「水資源機構」を利用)

B. プール

再調達価額 = 取得価額(事業費) × デフレータ

開始時簿価 = 再調達価額 - 減価償却費累計額

(デフレータは建設工事費デフレータの工事種別「非住宅 その他」を利用)

・取得価額が不明である場合の再調達価額は、事業費が判明しているものの再調達価額から主要構造に応じて、水面面積1㎡あたりの単価を算出。

主要構造：鋼板　うち事業費が判明しているプール　5箇所

$429,164,648円 \div 2,070㎡ = 207,326円/㎡$

主要構造：鉄筋コンクリート　うち事業費が判明しているプール　6箇所

$62,832,828円 \div 700㎡ = 89,761円/㎡$

これに、各プールの水面面積を乗じて算出した。

C. スポーツ施設

再調達価額 = 取得価額(事業費) × デフレータ

開始時簿価 = 再調達価額 - 減価償却費累計額

(デフレータは建設工事費デフレータの工事種別「公園」を利用)

・取得価額には、付属設備も含めた。

・取得価額が不明のものうち、秋津多目的広場(少年野球場)については、類似施設(実籾本郷公園多目的広場の野球場)の事業費より、取得価額を算出。

平成9年度実籾本郷公園多目的広場：野球場(防球ネット、芝生)

事業費 $59,661,000円 \div$ デフレータ $102.2 \times 85.7 = 50,028,842円$

4. 機械器具

学校にあるポンプ設備、照明灯の一部については、それぞれ取得価額が建物、工作物【スポーツ施設】に含まれているため、機械器具としての算定はしなかった。

取得価額が不明のものうち、照明灯については同性能の資産の取得価額をもって再調達価額とした。

プラネタリウムについては、保険による再調達価額を利用した。

5. 物品

物品については、取得価格または見積価格が50万円以上の重要物品を計上した。

A. 物品

開始時簿価 = 取得価額 - 減価償却費累計額

取得価額が不明である場合の開始時簿価は、同性能の当該資産の市場価額をもって再調達価額とし、下記の式により算定した。

再調達価額 = 同性能の当該資産の市場価額

開始時簿価 = 再調達価額 - 減価償却費累計額

B. 美術品

美術品については購入金額が判明した分は購入価額を取得価額とした。

寄贈等により取得価額が不明の場合は、保険価額を取得価額とした。

その他不明分については、美術年鑑等により評価をした。

開始時簿価 = 取得価額

(美術品については時の経過により資産価値が減少しないため減価償却を要しない)

C. 車両運搬具

車両運搬具は、市の重要な資産との認識から、開始時簿価が50万円未満であっても、全て計上することとした。

使用に要されている間は耐用年数経過後も1円の備忘価額とした。

開始時簿価 = 取得価額 - 減価償却費累計額

- ・取得価額が不明である場合の開始時簿価は、同性能の当該資産の市場価額をもって再調達価額とし、下記の式により算定した。
再調達価額 = 同性能の当該資産の市場価額
開始時簿価 = 再調達価額 - 減価償却費累計額

インフラ資産

1. 公共用財産用地

インフラ資産のうち、道路、水路、河川、港湾等、土地とその上部構造の工作物等が不可分一体（当該工作物等が移動不可能または移動しないと想定されるケース等）とみられる場合、かかる土地の取得価額が不明な場合がほとんどあり、事業用資産と同様に固定資産税評価額を再調達価額として開始時簿価とした。

但し、道路（土地）については平成19年度路線単価に道路台帳で把握している面積を乗じて算出した。

平均単価

$$\text{平成19年の路線単価の合計} \div \text{路線本数} = \text{平成19年路線単価の平均}$$

$$404,528,705 \text{円} \div 4,403 = 91,900 \text{円（百円単位四捨五入）}$$

○平成23年度決算にて変更

道路用地についても、全て登記済の土地を固定資産税評価額により算定した。

2. 公共用財産施設（建物）

$$\text{再調達価額} = \text{建築額} \times \text{デフレータ}$$

$$\text{開始時簿価} = \text{再調達価額} - \text{減価償却費累計額}$$

- ・原則として、デフレータは（社）全国市有物件災害共済会のデフレータ 建物構造別・用途別デフレータを利用した。
- ・取得価額が不明の場合
 - ①（社）全国市有物件災害共済会の保険申込時における建築価額を取得価額とみなし、上記判明分と同様に算定した。
 - ② ①により判明しなかった場合は以下の式により算定した。
再調達価額 = 対象建物の延床面積 × 建物構造別・用途別単価
開始時簿価 = 再調達価額 - 減価償却費累計額
- ・建物に付された火災保険の建物構造別・用途別の単価は建物構造別・用途別の単価表を利用。

3. 公共用財産施設（工作物）

A. 防火水槽

$$\text{再調達価額} = \text{取得価額（事業費）} \times \text{デフレータ}$$

$$\text{開始時簿価} = \text{再調達価額} - \text{減価償却費累計額}$$

（デフレータは建設工事費デフレータの工事種別「水資源機構」を利用）

- ・供用開始年月日が不明のものは、昭和33年以前に供用を開始したものとして算定。
- ・取得価額が不明である場合の再調達価額は、事業費が判明しているものの再調達価額から容量1㎡あたりの単価を算出。

$$\text{事業費が判明している防火水槽 37箇所}$$

$$165,431,285 \text{円} \div 1,660 \text{㎡} = 899,657 \text{円/㎡}$$

これに、各防火水槽の容量を乗じて算出した。

B. 道路

$$\text{開始時簿価} = \text{再調達価額} - \text{減価償却費累計額}$$

<再調達価額>

- ① 幹線1級・2級・一般市道ごとに実延長をもとに実面積を算出した。
- ② 幹線1級及び2級の道路についてはモデル道路築造費（W=11.0m L=1.0m 両サイド側溝設置・道路照明灯含む）により1㎡あたりの単価（千円単位四捨五入）を算出し、その単価に基づき再調達価額とした。
- ③ 一般市道については、舗装工事費をもとに1㎡あたりの単価（百円単位四捨五入）を算出し、その単価に基づき再調達価額とした。

【道路—標準単価1㎡あたり】

道 路 種 類	単 価
幹線1級	26,000円
幹線2級	26,000円
一般市道	7,300円

- ・道路台帳が管理されていない昭和61年度以前の道路は把握することが困難なので、使用開始年度は48年前（耐用年数）の昭和31年（1956年）と昭和62年（1987年）の中間をとり、昭和47年（1972年）とみなした。
- ・道路については個別に把握は困難なので1年度1資産とした。
- ・認定外道路は、供用開始日がないために、昭和61年度以前部分に含めた。
- ・昭和62年度以降は台帳から算出した。
- ・赤道は算出しなかった。

C. 公園

$$\text{開始時簿価} = \text{再調達価額} - \text{減価償却費累計額}$$

<再調達価額>

- ① 事業費が判明した公園については、事業費をもって再調達価額とした。
- ② 事業費が不明の公園については事業費が判明した公園の種類ごとの事業費を現況地積で割り返し、1㎡あたりの単価（百円単位四捨五入）を算出し、その単価に基づき再調達価額とした。

【公園—標準単価】

公園種類	単価
①地区公園	12,100円
②近隣公園	11,000円
③街区公園	9,900円
④都市緑地・都市緑道	1,200円
⑤その他(※1)	個別に判断

※1 谷津干潟公園は事業費
 谷津干潟公園は都市緑地の単価を適用
 秋津公園は事業費
 香澄公園は事業費
 海浜公園は地区公園の単価を適用
 鷺沼台2丁目暫定広場は街区公園の単価を適用

・地区公園標準単価について

実籾本郷公園 事業費 501,392,100円÷41,328.74㎡≒12,100円

・近隣公園標準単価について

袖ヶ浦西近隣公園 事業費 203,970,650円 現況地積 22,225.00㎡
 袖ヶ浦東近隣公園 事業費 223,797,730円 現況地積 22,073.27㎡
 屋敷近隣公園 事業費 291,682,610円 現況地積 20,444.49㎡
 計 719,450,990円 計 64,742.76㎡
 719,450,990円÷64,742.76㎡≒11,100円

・街区公園標準単価について

東習志野ふれあい広場 事業費 90,125,837円 現況地積 8,998.87㎡
 屋敷ふれあい公園 事業費 62,118,000円 現況地積 6,309.47㎡
 計 152,243,837円 現況地積 15,308.34㎡
 152,243,837円÷15,308.34㎡≒9,900円

・緑地等標準単価について

谷津5丁目公園 事業費 4,831,730円÷ 現況地積 4,020.88㎡≒1,200円

D. 下水道管きょ

下水道管きょについては市施工分と移管分にわけて開始時簿価を算定した。

①市施行分

再調達価額 = 取得価額(事業費) × デフレーター
 開始時簿価 = 再調達価額 - 減価償却費累計額
 市施行分については昭和41年度以降の事業費の積み上げにより算定した。

②移管分

開始時簿価 = 再調達価額 - 減価償却費累計額
 移管分については事業費が不明なので、管の工法・種別・口径ごとに1㎡の単価を算出し、その単価に基づき再調達価額とした。

開 削	(万円)												
管 径	φ 100	φ 150	φ 200	φ 250	φ 300	φ 350	φ 400	φ 450	φ 500	φ 600	φ 700	φ 800	φ 900
平成9年度 1m当り単価	9.439	9.621	9.864	10.169	10.535	10.963	11.452	12.003	12.615	14.024	15.679	17.58	19.727
補正率	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011
1m当り 採用単価	9.543	9.727	9.973	10.281	10.651	11.084	11.578	12.135	12.754	14.178	15.851	17.773	19.944
管 径	φ 1000	φ 1100	φ 1200	φ 1300	φ 1350	φ 1500	φ 1600	φ 1650	φ 1800	φ 2000	φ 2100	φ 2200	φ 2400
平成9年度 1m当り単価	22.12	24.759	27.644	30.775	32.433	37.775	41.644	43.671	50.12	59.58	64.679	70.024	81.452
補正率	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011
1m当り 採用単価	22.363	25.031	27.948	31.114	32.790	38.191	42.102	44.151	50.671	60.235	65.390	70.794	82.348
小口径推進	(万円)												
管 径	φ 200	φ 250	φ 300	φ 350	φ 400	φ 450	φ 500	φ 600	φ 700				
平成9年度 1m当り単価	27.096	28.003	29.117	30.44	31.97	33.709	35.655	40.172	45.521				
補正率	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011				
1m当り 採用単価	27.394	28.311	29.437	30.775	32.322	34.080	36.047	40.614	46.022				
推 進	(万円)												
管 径	φ 800	φ 900	φ 1000	φ 1100	φ 1200	φ 1350	φ 1500	φ 1600	φ 1650	φ 1800	φ 2000	φ 2200	φ 2400
平成9年度 1m当り単価	53.58	54.041	54.99	56.427	58.352	62.155	67.055	70.932	73.054	80.15	91.32	104.442	119.516
補正率	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011
1m当り 採用単価	54.169	54.635	55.595	57.048	58.994	62.839	67.793	71.712	73.858	81.032	92.325	105.591	120.831

E. 橋りょう

開始時簿価 = 再調達価額 - 減価償却費累計額
 <再調達価額>

- ① 橋梁ごとに実延長をもとに実面積を算出した。
- ② 橋梁を跨線橋と一般橋梁に分類し モデル事業築造費により1㎡当たりの単価(百円単位四捨五入)を算出し、その単価に基づき再調達価額とした。

【橋梁—標準単価1㎡当たり】

橋 梁 種 類	単 価
跨線橋	560,900円
一般橋梁	356,800円

- ・道路台帳が管理されていない昭和61年度以前のすべての橋梁は把握することが困難なので、供用開始が不明の場合は使用開始年度を60年前(耐用年数)の昭和19年(1944年)と昭和62年(1987年)の中間をとり、昭和42年(1967年)とみなした。
- ・橋梁については個別に特定できるので個別に管理することとする。

F. 人工地盤

開始時簿価 = 再調達価額 - 減価償却費累計額
 <再調達価額>

- ① 人工地盤は、道路の一部を構成しているが、一般の道路とは構造が異なるため、別途価額を算定した。
- ② 該当3箇所について、次のとおり算定した。
 - ・ペDESTリアンデッキ南口・・・事業費にデフレータ(道路橋梁)を使い再調達価額を算定。
 - ・ペDESTリアンデッキ北口・・・事業費が不明なので南口事業費1㎡当たりの再調達価額をもとに算定。
 - ・津田沼駅構内跨人道橋・・・事業費にデフレータ(道路橋梁)を使い再調達価額を算定。
- ③ 耐用年数は橋梁と同じ60年とした。

G. 水門・護岸

港湾は3件確認できたが、事業費を特定することが困難であったので備忘価額1円とし、今後の検討課題とする。

4. 公共用財産施設(機械器具)

機械器具については、財産上の観点から取得価額をもって価額算定の基礎としたが、建物等と一体となって機能を果たしているものについては、建物に準じて減価償却資産として価額算定をした。

<対象施設>

- ・ポンプ室、地下水浄化施設、水質測定機、ポンプ場、芝園清掃工場、リサイクルプラザ、茜浜衛生処理場、消防指令装置、津田沼浄化センター

○ポンプ室、地下水浄化施設、水質測定機の開始時簿価は、下記の式により算定。

開始時簿価 = 取得価額 - 減価償却費累計額

- ・公園にあるポンプ室については、取得価額が工作物【公園】に含まれているため、機械器具としての算定はしなかった。
- ・取得価額が不明の2件については、再調査することとし、開始時簿価は1円とした。

○ポンプ場、芝園清掃工場、リサイクルプラザ、茜浜衛生処理場、消防指令装置、津田沼浄化センターの開始時簿価は、下記の式により算定。

再調達価額 = 取得価額(事業費) × デフレータ

開始時簿価 = 再調達価額 - 減価償却費累計額

- ・清掃工場、リサイクルプラザなどは一連の工程でその機能を果たしていることから、一体とみなして算定した。
- ・取得価額が不明のものうち、ポンプ場については費用関数にて取得価額を算定した。

5. 公共用財産施設(物品)

物品については、事業用と同様に「物品」「車両運搬具」の区分に分類し、車両運搬具は、市の重要な資産との認識から、開始時簿価が50万円未満であっても、全て計上することとした。

使用に要されている間は耐用年数経過後も1円の備忘価額とした。

開始時簿価 = 取得価額 - 減価償却費累計額

- ・取得価額が不明である場合の開始時簿価は、同性能の当該資産の市場価額をもって再調達価額とし、下記の式により算定した。

再調達価額 = 同性能の当該資産の市場価額

開始時簿価 = 再調達価額 - 減価償却費累計額

8. 5ヶ年の推移

1) 貸借対照表

(単位：百万円)

A 資産の部	平成 26 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度
1 公共資産	467,262	471,621	472,829	475,119	558,183
a 事業用資産	109,699	110,184	109,887	108,111	111,164
b インフラ資産	357,139	361,038	362,546	366,411	446,447
c 売却可能資産	424	399	396	597	572
2 投資等	13,547	13,534	7,954	6,282	5,596
a 投資及び出資金	544	792	584	557	375
b 基金等	13,003	12,742	7,370	5,725	5,221
3 流動資産	19,447	21,418	16,147	16,233	13,938
a 資金	15,535	17,470	12,360	12,422	10,044
b 未収金など	3,912	3,948	3,787	3,811	3,894
4 繰延資産	7	7	7	7	8
資産合計	500,263	506,580	496,937	497,641	577,725
B 負債の部	平成 26 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度
1 固定負債	92,270	79,152	80,186	81,909	81,843
a 地方債	66,386	66,778	67,401	68,587	67,628
b 退職手当引当金	10,865	11,085	11,508	11,522	11,890
c 借入金等	15,019	1,289	1,277	1,800	2,325
2 流動負債	10,664	18,054	10,344	10,562	11,270
a 翌年度償還予定地方債	6,012	6,396	6,438	6,161	6,635
b 未払金等	4,652	11,658	3,906	4,401	4,635
負債合計	102,934	97,206	90,530	92,471	93,113
C 純資産の部	平成 26 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度
純資産合計	397,329	409,374	406,407	405,170	484,612
負債・純資産合計	500,263	506,580	496,937	497,641	577,725

2) 行政コスト計算書

(単位: 百万円)

A 総行政コスト	平成 26 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度
a 人にかかるコスト	14,801	14,658	14,804	14,789	14,997
① 人件費	13,289	13,164	13,148	13,208	13,058
② 退職給付費用	847	899	1,083	985	1,320
③ 賞与引当金繰入	665	595	573	596	619
b 物にかかるコスト	22,110	20,848	20,349	21,096	17,963
① 物件費・経費	19,876	18,736	18,199	18,912	15,571
② 減価償却費	1,992	1,936	2,007	2,023	2,154
③ 貸倒引当金繰入	242	176	143	161	238
c 移転支出的なコスト	36,235	34,720	33,056	33,600	31,917
① 社会保障関係費等	9,603	9,069	8,462	8,534	7,774
② 補助金等	26,567	25,504	24,516	24,960	23,936
③ 補償費・公課費等	65	147	78	106	207
d その他のコスト	2,010	2,081	2,077	2,150	2,077
① 公債費(利払分)・借入金支払利息	1,222	1,369	1,541	1,757	1,709
② その他の業務関連費用等	788	712	536	393	368
総行政コスト合計	75,156	72,307	70,286	71,635	66,954
B 経常収益	平成 26 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度
a 業務収益	15,229	15,048	14,899	13,932	13,722
b 業務関連収益	6,489	1,724	1,601	1,879	1,833
経常収益合計	21,718	16,772	16,500	15,811	15,555
C 純行政コスト	平成 26 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度
純行政コスト	53,438	55,535	53,786	55,824	51,399

3) 純資産変動計算書

(単位: 百万円)

	平成 26 年 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年 年度	平成 22 年度
A 期首純資産残高	409,374	406,407	405,170	484,612	479,925
B 当期純資産変動額	△12,045	2,967	1,237	△79,442	4,687
I 財源変動の部	△12,700	△1,081	1,723	2,546	3,399
a 財源の用途	92,166	75,513	69,012	71,266	66,218
① 純行政コストへの財源措置	53,438	55,535	53,786	55,824	51,399
② 固定資産形成への財源措置	7,313	7,180	5,665	6,412	6,641
③ 長期金融資産形成への財源措置	6,657	6,230	2,937	2,278	1,347
④ その他の財源措置	24,758	6,568	6,624	6,752	6,831
b 財源の調達	79,466	74,432	70,735	73,812	69,617
① 税収	29,111	27,906	26,985	27,203	27,245
② 社会保険料	6,823	6,672	6,532	6,236	6,230
③ 移転収入	29,408	28,888	27,220	30,185	25,534
④ その他の財源の調達	14,124	10,966	9,998	10,188	10,608
II 資産形成充当財源変動の部	7,290	9,092	5,825	△75,565	8,423
a 資産等の減少	9,018	6,354	11,951	87,777	3,538
① 固定資産の減少	4,999	3,548	10,560	2,331	1,754
② 長期金融資産の減少	3,995	2,146	1,328	1,638	1,641
③ 評価・換算差額等の減少	24	660	63	83,808	143
b 資産等の増加	16,308	15,446	17,776	12,212	11,961
① 固定資産の増加	8,465	7,792	6,057	6,470	7,633
② 長期金融資産の増加	6,657	6,230	2,937	2,278	1,347
③ 評価・換算差額等の増加	1,186	1,424	8,782	3,464	2,981
III その他の純資産変動の部	△6,635	△5,044	△6,311	△6,423	△7,135
a 開始時未分析残高	△6,635	△5,035	△6,300	△6,348	△7,105
b その他純資産の変動	0	△9	△11	△75	△30
C 期末純資産残高	397,329	409,374	406,407	405,170	484,612

4) 資金収支計算書

(単位：百万円)

	平成 26 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度
A 期首資金残高	17,470	12,360	12,422	10,044	8,247
B 当期資金収支額	△1,934	5,110	△62	2,378	1,797
I. 経常的収支	9,724	10,602	10,509	10,707	10,760
a 経常的支出	72,362	70,528	67,377	68,914	63,931
① 経常業務費用支出	36,132	35,827	34,341	35,294	32,249
③ 移転支出	36,230	34,701	33,036	33,620	31,682
b 経常的収入	82,086	81,130	77,886	79,621	74,691
① 租税収入	29,095	27,874	27,013	27,161	27,173
④ 社会保険料収入	6,823	6,566	6,441	6,131	6,075
④ 経常業務収益収入	16,744	17,803	17,207	16,138	16,149
⑤ 移転収入	29,424	28,887	27,225	30,191	25,294
II. 公共施設整備収支(資本的収支)	△9,565	△2,285	△6,991	△6,776	△6,866
a 資本的支出	13,970	15,547	9,396	9,277	8,675
① 固定資産形成支出	7,313	7,200	5,749	6,343	6,508
⑤ 長期金融資産形成支出	6,631	7,675	2,968	2,302	2,161
⑥ その他の資本形成支出	26	672	679	632	6
b 資本的収入	4,405	13,262	2,405	2,501	1,809
① 固定資産売却収入	100	5,908	445	235	150
⑥ 長期金融資産償還収入	3,874	2,162	1,335	1,641	1,659
⑦ その他の資本処分収入	431	5,192	625	625	0
基礎的財政収支	159	8,317	3,518	3,931	3,894
III. 財務的収支	△2,093	△3,207	△3,580	△1,553	△2,097
a 財務的支出	21,094	12,559	11,963	20,221	18,497
① 支払利息支出	1,223	1,369	1,541	1,756	1,761
⑦ 元本償還支出	19,871	11,190	10,422	18,465	16,736
b 財務的収入	19,001	9,352	8,383	18,668	16,400
① 公債発行収入	5,621	7,041	6,064	8,566	6,817
⑧ 借入金収入	3,400	0	0	140	0
⑧ その他の財務的収入	9,980	2,311	2,319	9,962	9,583
期末資金残高	15,536	17,470	12,360	12,422	10,044

第6章

習志野市の財務面 からみた意見書

公認会計士 中神 邦彰

1. 習志野市（連結）経営指標を用いた現状分析

平成 26 年度の習志野市の実態（連結）につき経営指標を用いて分析した結果は下記のようになります。

<公会計における発生主義経営指標一覧>

<指標の観点>	<具体的な指標の例>
A. 世代間の負担割合	純資産比率
B. ストックの財政能力	安全比率
C. 効率性の分析	住民1人当たり人件費 住民1人当たり総行政コスト 住民1人当たり純行政コスト
D. 公共サービスの分析	受益者負担割合

A. 純資産比率：純資産合計／総資産合計

純資産合計	総資産合計	純資産比率
3, 973億円 (4, 094億円)	5, 002億円 (5, 066億円)	79. 4% (80. 8%)

(注) () 内は平成 2 5 年度の数字

資産のうち、どれくらいの割合が正味の資産、すなわち借金の返済を必要としない資産かを示しています。その反対（負債合計／総資産合計）は負債比率であり、資産のうちどの程度が借入金に依存しているのかを示します。純資産比率 79.4%とは、習志野市の総資産のうち、約 8 割が正味の資産であり、約 2 割は借入金に依存しているということを意味します。平成 26 年度は平成 25 年度の 80.8%に比べて 1.4ポイント低下し、前年度の 1.0ポイントに引き続き低減しています。これは公営企業であるガス事業及び水道事業において会計制度の変更があり、その結果、純資産額が 166 億円減少したことによるものです。これは、会計上の表示には大幅な変更がありますが実態は何等変わることがありません。なお、その影響額を考慮すれば、純資産比率は 80.1%となり、財務状況として特に問題があるとは思われません。

この比率は、民間では企業の財務能力の判断のために最も重視される比率です。破綻しているかどうかを判断する際には、まず最初に確認される比率といえます。

一方、地方自治体にとっては、民間のようにこの比率がすぐに破綻かどうかといった緊急性の高い比率ではありません。しかし、現在持っている資産が現在世代の負担の蓄積なのか、あるいは将来世代への負担となっているかを表すものであり、そうした観点から意味のあるものとなります。この比率が高ければ、現在世代が習志野市に

おける資産の形成コストの大きな部分を負担していることになります。反対に低ければ、将来世代がそのコストの相当部分を負担しなければならないことを意味します。

将来の世代もこの有形固定資産を利用するので、負担するのは当然、という考えもありますが、社会資本は今後も充実が求められており（例：下水道）、過去の形成資本への負担は一定限度を超えてはならないといわれています。

因みに、民間企業は利益獲得が本源的目的とも捉えられ、借入金は将来稼得する利益で返済することを予定していますので、借入金の額やあり方については比較的柔軟に考えることができます。しかし、地方自治体の第一義的な目的は、利益の追求ではなく住民福祉の向上にあるといわれており、元来、地方自治体は利益が出る構造にはなっていません。

従って、将来獲得する利益の見込みが至って低いため、借入金の返済も将来の税収に頼らざるを得ない面を持ち合わせています。もちろん、税収全てを返済に回すわけではありません。借金返済に充てられる税金は、当年度に支出した費用支出等や基金などの積み増し分を引いた残りしかないので、借入の比率が高いと財政不安となってしまう、そうした観点からは純資産比率には一定の意味があると言えます。

他市との比較についていえば、本市はこの純資産比率が比較的高く、相対的には健全な部類に入ります。

B. 安全比率：（純資産－インフラ資産）／（総資産－インフラ資産）

純資産	インフラ資産	総資産	インフラ資産	安全比率
3,973億円 (4,094億円)	3,571億円 (3,610億円)	5,002億 (5,066億円)	3,571億円 (3,610億円)	28.1% (33.2%)
402億円 (484億円)		1,431億円 (1,456億円)		

（注）（ ）内は平成25年度の数字

これはインフラ資産の価値をゼロと考えたときの純資産比率です。インフラ資産とは、住民の社会生活の基盤として、必要不可欠のネットワークをなすものです。これらの資産の整備は、地方自治体の重要な仕事のひとつであり、道路や橋、上下水道、ガス、公園（それらの底地も含む）などが該当します。しかし、道路・公園のような資産は、市民に、サービスの源泉とはなっていますが、経済的取引にはなじまない（売却可能性が低い）資産です。純資産比率における説明でも言及したとおり、地方自治体においては借入金の返済原資になりうる利益の獲得は難しいため、資産の売却額を直接的な原資として借入金を返済することが考えられます。この場合、インフラ資産のように売却に支障があるものは返済原資になり得ないとの考え方があります。換言すると、この種の資産は借金の担保能力をもたないとも言えます。したがって、地方自治体の借金返済能力を厳密に検討するためには、これらインフラ資産を除いて、負

債と比べることが最も堅い（無難な）考え方となります。

このため、民間企業では純資産比率から財務能力を判断しますが、地方自治体においてはどちらかといえばこの安全比率で判断することが妥当といえます。この比率がマイナス、すなわち分子がマイナスになるときは、事実上の債務超過であり、財政的には危機的な状況と考えるべきです。

債務超過とは、持っている資産の総額よりも、借金等の負債の総額の方が多い状態です。毎年の地方債返済額が、毎年の財政を圧迫しているだけでなく、新たな起債に関しても多くの制約を受ける可能性もあり、困難な状況が生まれます。安全比率がマイナスとなると、借金等のための担保は事実上ないということであり、財務の安全性を直接表現する指標と言えます。本市の平成 26 年度における安全比率 28.1%は平成 25 年度に比べ 5.1 ポイント低下しています。これは前述の通り、ガス事業会計および水道事業会計における会計制度の変更により当該事業の純資産評価額が減少したことによるもので、特に実態が悪化したという性質のものではありません（詳細については後述）。

C. 効率性比率

住民1人当たり人件費

人件費 / 住民人口

人件費	平成 27 年 1 月 1 日 住民基本台帳人口	1 人当たり人件費
148億円 (146億6千万円)	166, 523人 (165, 536人)	8万9千円 (8万9千円)

住民1人当たり純行政コスト

純行政コスト / 住民人口

純行政コスト	平成 27 年 1 月 1 日 住民基本台帳人口	1 人当たり純行政コスト
534億4千万円 (555億4千万円)	166, 523人 (165, 536人)	32万1千万円 (33万6千円)

住民1人当たり総行政コスト

総行政コスト / 住民人口

総行政コスト	平成 27 年 1 月 1 日 住民基本台帳人口	1 人当たり総行政コスト
751億6千万円 (723億1千万円)	166, 523人 (165, 536人)	45万1千円 (43万7千円)

（注）（ ）内は、平成 25 年度の数字、住民基本台帳人口は平成 26 年 3 月末現在

平成 26 年度の住民 1 人当たりの人件費 8 万 9 千円は、平成 25 年度に比べ同程度と言えます。一方、住民 1 人当たりの総行政コストは増加していますが住民 1 人当たりの純行政コストは、前年対比において減少しています。これは、扶助費の増加と一般会計における東日本大震災からくる道路復旧等の維持修繕費の増加により総コスト自

体は増加していますが、経常収益も増加したため、差引後の純行政コストは減少するに到りました。

これら3つは市の行政活動の本当の意味での効率性を表す重要な指標です。

行政内容については、民間における企業活動ほど、地方自治体によって差異は生じないので、その住民1人当たりコストを比較することは極めて大きな意義を持ちます。そして、発生主義の採用により、このコストの中には実際に現金は支出されていない退職給付引当金や減価償却費などが当年中に負担すべき費用として算入されていますので、これまでよりはずっと正確なコストとなります。基準モデルの今回の会計手法では、人件費の中には所定の給料と退職給付引当金、賞与引当金が含まれるほか、現行の「決算統計」や従来の会計では物件費に含まれている一般職非常勤職員の賃金等も人件費に含むこととなり、経営上の様々な改善のためのより有効なデータとなります。ただ、規模のメリットにより効率性が高くなるため、大規模な地方自治体の方が住民1人当たりのコストは小さくなることは十分にあり得ます。従って、同規模の地方自治体間で比較することのほうがより有用となります。

D. 受益者負担率：使用料・手数料等 ／ 経常費用

	使用料・手数料等	経常費用	受益者負担率
連結会計全体	152億円 (150億2千万円)	751億6千万円 (723億1千万円)	20.2% (20.8%)
(一般会計)	20億8千万円 (19億9千万円)	432億8千万円 (402億9千万円)	4.8% (4.9%)
(ガス事業会計)	75億1千円 (73億6千円)	66億1千万円 (65億6千万円)	113.6% (112.2%)
(水道事業会計)	17億4千万円 (17億7千万円)	11億9千万円 (11億6千万円)	146.2% (152.6%)

(注) () 内は平成25年度の数字

地方自治体の費用にはいろいろな性格のものがあります。中にはサービスの受益者が直接的に負担すべきことが望ましいコストがあり、具体的には使用料および手数料となります。経済学の世界で使われる“受益者負担の原則”に基づいた考え方です。そして、経常費用に対して使用料および手数料が占める割合を表すものが上記に掲げる受益者負担率となります。

平成26年度の連結会計における受益者負担率は20.2%となり、平成25年度に比べると0.6ポイント低くなっています。国の財政状態の改善が難しいと予測されるなか、市町村に対して支給される補助金も現状の水準にて今後も行われるとは限りません。その場合、自主財源の確保が急務となります。この点から観れば、受益者負担率は長期的にはもっと上昇させていかなければなりません。

2. 習志野市 公会計からみる地方自治体における業績評価

(1) 業績評価の指標

地方自治体では独自の方法、いわゆる官庁会計によって決算を行い、議会の承認を受けて年度を締めくくり、次年度の予算の承認へと繋がっていきます。ところが税収が頭打ちするなかで社会保障費等の支出が増大し財政状態が急激に悪化するに伴って決算内容への世間の関心も変化してきました。そのため公会計改革として新たに民間会計（企業会計）に準じた形で決算が追加的に作成公表されるに到り、地方自治体の財政状態や運営状況につき住民への開示が始まりました。

一方、公会計も会計である以上、一定の期間を区切って、その内容につき評価されることになります。状況を適切に把握し評価を下し、その結果、改善を行うことが本質的な会計の目的とも言えるからです。そこで、財政状態の開示については資産の評価方法が重要となりますが、運営状況の開示すなわち業績評価についてはどのような指標にて行うか（どの数値で業績を判断するか）ははっきりしません。

具体的には2つ挙げられ、①民間会計（企業会計）における利益に相応する指標②純資産変動額による指標となります。

①民間会計（企業会計）における利益に相応する指標

民間会計（企業会計）においては、1会計期間の評価を判断する指標として利益が用いられます。企業（事業）が存続するためには、長期的な利益の計上は必須となります。これを地方自治体にあてはめた場合、税収等と様々な支出（費用）との差額を民間会計（企業会計）における利益概念と同様にみなし、これによって地方自治体の会計年度における評価とする考え方です（税収等を行政コスト計算書に含めて計上しその差額によって判断する考え方）。

一方、地方自治体の目的は地方自治法において“住民の福祉の増進”であると規定されています（地方自治法第1条の2）。従って、利益の捻出が第一義的には求められてはいません。しかし、公会計においても利益を重視する意見も根強くあり、総務省“今後の新地方公会計の推進に関する研究会”でも議論されました。しかしながら、利益の重要性を説く主張の理由には核たるものはなく、単に税収等の範囲内にて支出を行うべきとの収支バランスを重視した考え方に留まるものと解されます。

しかし、この考え方の場合、ひとつ重要な問題が欠落しています。補助金等の存在です。補助金等は、民間会計（企業会計）では雑収入のような存在ですが、実はこれがかかなり重要な存在となります。元々、国が行政を担うに際して、全てを行うことに無理があり、地方自治体に対して行政の一部を委託し、地方自治体は受託する関係にあります。よって、一方だけで存在することは元来難しいものであり、その結果、委託関係を補完するためにも財政的な繋がりも必然となります。そのひとつとして補助金があります。東京都に代表される一部を除く多くの地方自治体では、国や県からの補助金をあてにしながら行政を行っているのが実態です。故に、公会計においても補助金等の扱いを無視して理解し判断することは出来ません。

②純資産変動額による指標

一方、地方自治体も長期に存続しなくてはならず、その点を鑑みると純資産額の増

減は一定の指標となりえます。具体的には、純資産変動計算書における当期純資産変動額の増減に基く判断によって地方自治体を評価することです。税収等に限らず補助金等も含まれた収入（歳入）に対して、現金支出を伴う自治体運営費や現金支出を伴わないが資産の劣化費用たる減価償却費等をも総合的に考慮した増減額を判断していくことになります。これがマイナスとなれば、自治体は実質的に純財産が減少していき、ゆくゆくは自治体の消滅に近づくものとなります。従って、純資産額が現状維持以上となること、即ち、純資産変動額がプラスであることが自治体の存続を支えるひとつの指標になり得ると考えられます。

（２）習志野市の判定 ＜（当期）純資産変動額の推移＞

	（連結ベース）	（一般会計）
平成 24 年度	12 億 3 千 7 百万円	12 億 1 千 9 百万円
平成 25 年度	29 億 6 千 7 百万円	25 億 2 千 8 百万円
平成 26 年度	△120 億 4 千 5 百万円	68 億 2 千 3 百万円

ここ数年の（当期）純資産変動額については、上記のような推移を辿っています。連結ベースの平成 26 年度を除けば、総じて黒字（増加）となっておりますので、純資産変動額を指標とした場合の業績は良好なものと評価されます。

平成 26 年度の連結ベースの赤字（減少）は、ガス事業会計と水道事業会計の影響によるものです。これらは公営企業と呼ばれますが、その会計制度（地方公営企業会計制度）が大幅に変更され、平成 26 年度決算から適用が義務付けられました。改正内容は複数に渡りますが、償却資産の取得等のために補助金を受領していた場合、従来は資本の部に計上されていましたが、改正後は負債として計上され、資産の減価償却とともに取崩され収益化されることになりました。そうした制度会計に伴う修正により純資産は減少し（当期）純資産変動額はマイナスとなります。具体的には、ガス事業では△38 億円、水道事業では△128 億円が平成 26 年度で計上されているため、上図のように、（当期）純資産変動額において、一般会計ではプラスであっても連結ベースではマイナスとなりました。これは、あくまで会計制度改正に伴う評価上の影響のため、実態が変わったわけではなく、変動額自体の判断には留意する必要があります（当該変更を除外すると連結ベースでの（当期）純資産変動額は＋46 億円となります）。

最終的には、習志野市の純資産変動額は到って健全なものと考えられます。

(3) 資産更新費用と純資産変動額

新公会計 習志野市H26

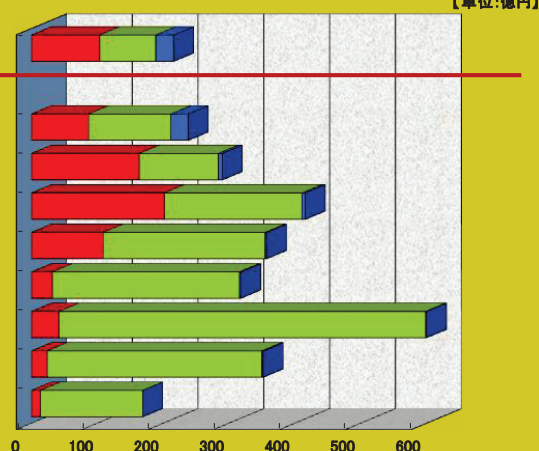
基準モデルからわかる

将来の資産更新必要額

H28.2

年度	建物	公共施設 (道路含む)	その他	合計	年平均
～2014	104	85	27	215	

2015～ 2019	87	125	26	238	48 億円
2020～ 2024	164	120	6	290	58 億円
2024～ 2029	202	209	5	416	83 億円
2030～ 2034	109	246	2	357	71 億円
2035～ 2039	32	284	2	318	64 億円
2040～ 2044	42	557	1	600	120 億円
2045～ 2049	24	326	2	352	70 億円
2050～ 2054	14	155	0	169	34 億円



この他に公債の返済、新設備の建設費が必要です。
(全ての資産を現在価格で作直す。耐用年数終了時に設備の更新を行う。)の二つの前提をして集計しています。

日本列島改造論が1972年(昭和47年)に発表され、日本各地で多くの施設が造られてきましたが、あと数年経つと50年を迎えます。それらの施設の多くは、会計上の耐用年数が50年とされています。実際はもう少し使えますが、公共施設としての保全上、早めの対応が必要であることから、上記耐用年数経過時点での大規模修繕は避けられないと思われます。資産の更新自体は不可避ですが、問題なのはそれが一定期間に集中することです。戦後日本の急激な復興の経緯からすれば必然とは言え、資産の更新時期が集中し、結果、莫大な更新費用の需要も集中してしまうことは国家の課題とも言えます。習志野市も例外ではなく、上図のように今後40年間で2,740億円、毎年平均約70億円が必要となります。このシミュレーションは、現状の施設につき耐用年数経過時点において、従前と同様のものを当初の費用により再造成することが前提となります。一方、今後、資産の更新を検討する際、人口減少に応じた必要規模、同種施設の統廃合等が具体的なポイントとなります。更に、技術革新による建築コストの低減もあり、今後必要となる資産更新費用ももっと抑えられることが予想されます。いずれにしても早急な対応が必要ですが、更新対象資産の選定から始まる一連のスケジュールとは別に、資金の捻出も同時に必要となります。この点、習志野市としては毎年の定額積立および資産売却代金を基金に積立てて準備するだけでなく、無駄の排除に伴う資金プールも行っています。その結果、施設の新規取得等が抑制され、他方では減価償却が実施されるため、市保有資産の総価値は逡減しています。

(公共資産がここ2年間で約55億円減少(4,728億円→4,673億円)しています)

新たな資産取得の抑制は、具体的な施設の統廃合プランが決まるなかで順次検討されていきますので、それまでは純資産額が自然減少していくことになります。故に一定期間は当該影響を前提にして純資産額の増減を判断していく必要があります。

第7章

財務書類作成における 土地評価について

(監修)公認会計士 浅田 隆治

(執筆)不動産鑑定士 塚田 拓士

以下の表は、平成 26 年度末における習志野市の固定資産台帳から抜粋した、固定資産の評価額の一覧と、習志野市の平成 26 年度末の勘定科目別の資産一覧です。

固定資産一覧表は、例として、事業用の土地、建物を中心に掲載しています。
次ページ以降では、これらの個別の資産、特に土地の評価がどのようにされているのかについて、説明をしたいと思います。

習志野市固定資産一覧表（例）

公有財産地	地番	資産名称	所在地	取得年度	耐用年数	勘定科目	資産類別	会計名称	主管課名称	数量	単位	期首簿価	当期償却額	当期評価増減	当期除売却	期末簿価
土地00009-01	0	警沼1丁目377番2	警沼1丁目377番2	昭和38年度	0	土地	事業用資産	一般会計	契約検査課	152	平方メートル	13,702,952	0	0	0	13,702,952
土地00007-01	0	警沼1丁目377番3	警沼1丁目377番3	昭和38年度	0	土地	事業用資産	一般会計	契約検査課	591	平方メートル	53,279,241	0	0	0	53,279,241
土地00014-01	0	警沼1丁目368番8	警沼1丁目368番8	昭和39年度	0	土地	事業用資産	一般会計	契約検査課	314	平方メートル	28,311,020	0	0	0	28,311,020
土地00015-01	0	警沼1丁目368番2	警沼1丁目368番2	昭和39年度	0	土地	事業用資産	一般会計	契約検査課	522	平方メートル	47,086,768	0	0	0	47,086,768
土地00016-01	0	警沼1丁目368番13	警沼1丁目368番13	昭和39年度	0	土地	事業用資産	一般会計	契約検査課	159	平方メートル	14,304,259	0	0	0	14,304,259
土地00017-01	0	警沼1丁目369番3	警沼1丁目369番3	昭和39年度	0	土地	事業用資産	一般会計	契約検査課	56	平方メートル	5,065,584	0	0	0	5,065,584
土地00018-01	0	警沼1丁目368番9	警沼1丁目368番9	昭和39年度	0	土地	事業用資産	一般会計	契約検査課	307	平方メートル	27,715,121	0	0	0	27,715,121
土地00024-01	0	警沼1丁目368番7	警沼1丁目368番7	昭和40年度	0	土地	事業用資産	一般会計	契約検査課	185	平方メートル	14,900,157	0	0	0	14,900,157
土地00028-01	0	警沼1丁目365番1	警沼1丁目365番1	昭和43年度	0	土地	事業用資産	一般会計	契約検査課	492	平方メートル	44,354,232	0	0	0	44,354,232
土地00029-01	0	警沼1丁目366番2	警沼1丁目366番2	昭和45年度	0	土地	事業用資産	一般会計	契約検査課	16	平方メートル	1,442,416	0	0	0	1,442,416
...																
建物00001-01	0	本庁舎(本館)	警沼1-1-1	昭和38年度	50	建物	事業用資産	一般会計	契約検査課	4,971	平方メートル	3	2	0	0	1
建物00002-01	0	本庁舎(新館)	警沼1-1-1	昭和44年度	50	建物	事業用資産	一般会計	契約検査課	1,889	平方メートル	66,955,386	11,159,230	0	0	55,796,156
建物00003-01	0	庁舎分室	津田沼5-12-12	昭和52年度	50	建物	事業用資産	一般会計	契約検査課	1,330	平方メートル	204,128,161	14,580,582	0	0	189,547,579
建物00004-01	0	土庫所	警沼1-1-1	昭和54年度	50	建物	事業用資産	一般会計	契約検査課	973	平方メートル	57,231,360	3,576,960	0	0	53,654,400
建物00005-01	0	本庁舎・バス庫	警沼1-1-1	昭和60年度	31	建物	事業用資産	一般会計	契約検査課	59	平方メートル	468,576	153,333	0	0	315,243
建物00006-01	0	第二分室	警沼2-1-46	昭和63年度	38	建物	事業用資産	一般会計	契約検査課	1,294	平方メートル	84,383,900	6,479,688	0	0	77,904,112
建物00007-01	0	本庁舎増築分	警沼2-1-1	平成04年度	34	建物	事業用資産	一般会計	契約検査課	11	平方メートル	835,611	64,209	0	0	771,402
建物00008-01	0	第三分室	警沼2-1-47	昭和58年度	38	建物	事業用資産	一般会計	契約検査課	1,569	平方メートル	52,941,600	6,598,880	0	0	46,342,720
建物00070-01	0	環境保全センター庁舎	秋津3-7-1	昭和56年度	50	建物	事業用資産	一般会計	契約検査課	1,342	平方メートル	123,286,453	6,849,246	0	0	116,437,207
建物00072-01	0	秋津測定局	秋津4-20	昭和56年度	41	建物	事業用資産	一般会計	環境保全課	10	平方メートル	1,323,744	144,633	0	0	1,179,111
...																

習志野市平成 26 年度末現在 勘定科目別資産一覧

会計	勘定科目	当期取得価	減価償却累計額	評価増減累計	除売却累計	期首簿価	当期償却額	当期評価増減	当期除売却	期末簿価
一般会計	土地	2,549,696	0	3,575,173,580	8,511,970,456	81,253,389,383	0	1,935,450	1,444,446,088	79,813,428,441
	建物	743,251,770	51,706,321,585	-568,340,805	363,630,120	20,970,371,467	1,406,755,386	0	2,442,546	20,304,425,305
	建物(付)	2,578,820,385	560,844,751	743,700,255	148,734,232	3,848,117,065	296,126,710	0	2,676,314	6,133,266,586
	工作物	324,737,923	3,285,405,479	0	54,645,333	639,336,191	97,526,821	0	1,185,467	865,361,826
	機械器具	4,924,800	564,185,165	0	0	353,799,068	55,945,395	0	0	302,778,473
	物品	72,033,407	570,351,515	1,364,031	9,978,498	168,347,370	22,188,395	2,406,915	5	220,599,292
	建設仮勘定	213,323,500	0	-1,198,076,021	1,459,500	1,209,256,937	0	-1,107,537,708	9,010,365	306,032,366
	地上権	0	0	0	0	4	0	0	0	4
	著作権・特許権	0	264,717,244	0	538,000	4,908,756	2,270,624	0	0	2,638,132
	電話加入権	0	0	0	0	526	0	0	0	526
	道路(公共用地)	1,018,898,205	0	126,758,536,876	190,012,249,618	136,709,462,625	0	406,880,028	289,579,761	137,846,335,467
	公園(公共用地)	259,812,190	0	-4,685,923,525	5,987,497,098	63,745,271,504	0	113,861,645	38,547,200	64,800,398,139
	下水道(公共用地)	0	0	0	271,148	0	271,148	0	0	271,148
	ごみ処理(公共用地)	0	0	-312,840,864	0	1,990,981,337	0	0	0	1,990,981,337
	その他(公共用地)	0	0	-32,441,393	285,974,800	950,364,192	0	0	2,549,696	947,814,496
	橋梁(公共施設)	0	3,601,228,226	0	0	4,284,883,192	140,441,599	0	0	4,144,441,593
	道路(公共施設)	113,130,000	21,978,496,688	0	0	7,328,246,171	615,449,715	0	0	6,827,222,456
	公園(公共施設)	109,559,698	7,362,900,930	0	1	5,189,449,164	303,850,120	0	0	4,995,158,742
	下水道(公共施設)	1,242,000	517,860	0	0	14,980,140	309,960	0	0	15,912,180
	防火水槽(公共施設)	0	1,221,488,870	24	4,426	236,990,015	16,254,256	0	0	220,735,759
	ゴミ処理(公共施設)	1,236,021,120	10,763,602,394	0	0	11,567,728,959	463,819,789	0	0	12,339,930,290
	その他(公共施設)	81,244,080	5,004,040,686	0	5,705,512	3,422,905,711	233,888,738	0	4,246,193	3,266,014,860
	公共用財産建設仮勘定	116,801,620	0	-520,184,632	0	4,901,874,932	0	-15,896,662	0	5,003,276,690
国民健康保険特別会計	物品	0	1,658,998	0	0	2	0	0	0	2
公共下水道事業特別会計	物品	600,210	7,723,442	0	0	8	0	0	0	600,218
	地上権	0	0	0	0	2	0	0	0	2
	道路(公共用地)	0	0	0	0	287,282	0	0	0	287,282
	下水道(公共用地)	0	0	-800,851,835	1,803,556	5,889,698,042	0	0	0	5,889,698,042
	下水道(公共施設)	186,887,700	62,429,614,714	0	629,842,000	64,579,649,896	2,581,349,243	0	0	62,185,188,353
	下水処理(公共施設)	0	13,397,640,475	0	0	16,070,372,252	712,374,372	0	0	15,357,997,880
	その他(公共施設)	0	14,069,999	0	0	4	0	0	0	4
	公共用財産建設仮勘定	1,086,544,328	0	-4,002,644,562	229,335,065	1,081,823,654	0	-70,938,000	0	2,097,429,982

I. 習志野市の土地の評価について

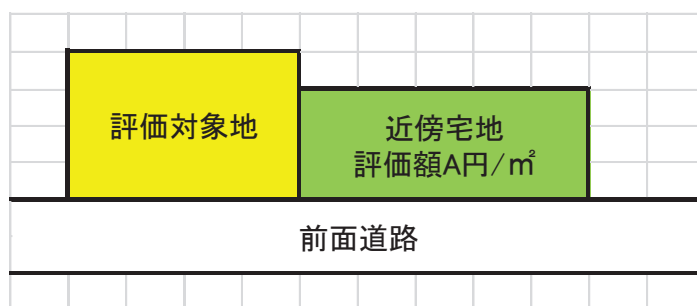
習志野市の財務書類の注記事項に記載されている、資産の評価方法によると、土地の評価は、事業用資産、インフラ資産ともに、原則として固定資産税評価額により評価するものとされています。道路用地についても平成 23 年度以降、全て登記済みの土地を固定資産税評価額により算定しています。

地方公共団体が保有する不動産は固定資産税が非課税（地方税法 348 条）となりますので、公会計における土地評価では、通常、固定資産税評価額がありませんので、公会計の為に土地の評価をすることが必要になります。

具体的な評価方法は、近傍宅地から㎡単価を算出し、これに面積をかけて評価額としています。なお、一部の土地については、個別評価を行っています。

近傍宅地の㎡単価とは、評価対象地に近接し、かつ類似した土地の固定資産税評価額の㎡単価のことです。

（例：近傍宅地の㎡単価 A 円を、評価対象地の㎡単価として評価します）



このように評価した結果、例として挙げられた前ページの固定資産一覧表に記載の土地の㎡単価は、90, 151 円となり、これに数量（㎡）を乗じて、帳簿価格となっています。

この評価方法が、公会計の不動産の評価方法の中でどういった位置づけなのかについて、検証していきたいと思います。

II. 公会計と不動産評価（土地の評価について）

公会計における不動産評価は、財務書類のための補助簿となる固定資産台帳における資産評価であり、さらに公共施設マネジメントに有用な情報を載せることが望ましいと思われます。

全ての土地を測量し、境界を確定させ、不動産ごとに個別の特徴を捉えた評価をすれば、正確な評価ができますが、膨大な時間と費用がかかります。公会計の目的は、現金主義では見えにくい資産やコストの把握をすることにより、中長期的な財政運営への活用や、公共施設マネジメントにおける活用、さらに予算編成への活用することにあります。資産の評価はこの目的を達成

する目的の範囲内で精緻なものであることが必要ですが、その反面、市民の税金を使って評価をすることになるので、経済的、効率的に評価することも重要です。

したがって、評価方法について客観的で分かりやすい一定の基準を設けて、それに従って評価をすることが必要です。

1. 評価対象

公会計における評価対象の問題は、固定資産台帳にどの資産を計上するか基準の問題ですが、実務的には、固定資産税課税台帳及び非課税台帳（以下、「課税台帳等」といいます）に記載されている土地が基準となります。

なお、明治以前からある道路、赤道（あかみち。古くからの道であったが道路法の適用がなく、道路として認められてない道。）、水路の底地など、もともと地番がついていない土地については、資料がなく把握しきれないため、評価対象からは除かれる、または備忘価格（1 円）とするのが通常です。

習志野市においても同様に課税台帳等に記載されている土地を基準とし、その他、課税台帳等に記載されている以外の土地で、公有財産台帳などで把握しているものを評価の対象としています。なお、赤道は地番が無く、道路台帳にも載っていないため、把握のしようがなく、評価の対象とはしていません。

登記されているにもかかわらず、固定資産税課税台帳にも公有財産台帳にも載っていない土地があるかもしれませんが、市内の不動産の登記簿をすべて調べることは時間的にも費用的にも困難ですので、この方法が合理的であると言えます。

この結果、習志野市において評価対象となる土地は、8,100 筆以上にのぼります。これを一筆一筆評価するということを、公会計ではしています。これは大変な労力です。

2. 評価単位

評価単位は、原則として登記簿上の筆単位とするのが妥当であると考えられますが、利用単位が把握できる場合には利用単位ごととするほうが望ましいと考えられます。

習志野市の土地は、筆ごとに固定資産台帳に計上されています。またまった利用単位ごとに㎡単価を算出して、利用単位ごとに評価していると言えます。

3. 総務省統一モデルでの評価方法について

「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」によると、土地の評価について、事業用資産とインフラ資産の開始時簿価については、取得原価が判明しているものは、原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは、原則として再調達原価とします。ただし、道路、河川及び水路の敷地のうち、取得原価が不明なものについては、原則として備忘価額1円とします。

なお、既に固定資産台帳が整備済または整備中であって、基準モデル等に基づいて評価されている資産について、合理的かつ客観的な基準によって評価されたものであれば、引き続き、当該評価額によることを許容することとします。ただし、その場合でも、道路、河川及び水路の敷地については、上記による評価額を注記することとされています。

したがって、土地の取得価額が不明な場合、原則として「固定資産評価基準」に基づく固定資産税評価額を基礎とした評価を行うこととなりますが、その具体的な評価方法には、いくつかの方法が考えられます。調査項目を増やせば増やすほど、作業負担は大きくなりますが、評価は正確になります。

以下、具体的な評価方法を例示します。

① 固定資産税概要調書による市町村ごとの地目別平均単価

土地ごとの地目と面積が分かれば評価できるので、作業の負担は最も少ないですが、地目が同じならば市内のすべての場所で同じ単価を使用することになるため、評価の精度は低いものになります。

② 町丁目（大字、小字）単位の平均単価

丁目ごとの地目別固定資産税平均単価を求めることができれば評価できるため負担は少なく、また、上記の地目別平均単価と比較すると、やや正確ですが、同じ丁目で一括という評価になり、個別の不動産の事情を考慮したものではありませんので、評価の精度はまだ低いものになります。

③ 用途地区単位の平均単価

固定資産評価基準における用途地区ごとの固定資産税評価額の平均単価を採用する方法で、市内における、普通商業地区、普通住宅地区などの用途地区（都市計画における用途地域とは異なり、固定

資産税評価をする際に用途地区に分類しているものです) ごとの水準が反映された評価となります。用途地区内の地域差や街路の状況(幅員等)、間口・奥行等の要因については、用途地区別の単純平均的な状況としての評価となります。

上記の2つの方法と比較すると、用途という概念が登場し、用途地区単位で評価しますので、正確性が増します。宅地の評価方法としては少なくともこの水準であることが望まれます。

④ 状況類似地域(地区)単位

固定資産評価基準における地域単位である状況類似地域(地区)ごとの固定資産税評価額の平均単価を採用する方法です。街路の状況(幅員等)や間口・奥行等の要因については、地域別の単純平均的な状況としての評価となります。評価に必要な事項は、土地ごとの地目、地積、当該土地の属する状況類似地域(地区)番号、当該地域における宅地の固定資産税評価額の平均単価です。

上記③の方法と類似するよう見えますが、さらに細かい地域別の用途の区分ごとの評価になります。

⑤ 路線単位

いわゆる固定資産税路線価が付設された路線ごとに、その路線に面する宅地の固定資産税評価額の平均単価を採用して評価する方法です。平均単価による評価でもっとも精度が高いものとなりますが、各土地の正面路線を確定する必要があります。評価に必要な事項は、土地ごとの地目、地積のほか、当該土地の接面する路線の番号及び当該路線の固定資産税評価額の平均単価です。

平均単価を求める方法の中では最も精緻な方法となります。

⑥ 個別評価

上記①～⑤は平均単価を求める方法ですが、より精緻な方法として、個別評価をすることも可能です。

不動産鑑定評価による方法、地価公示・地価調査基準地価格から求める方法及び相続税評価額を基礎とした方法等を採用することで、固定資産税評価を基礎とする方法に比べ、より適切な評価が算定できると認められる場合には、これらの評価方法を採用することも考えられます。

中でも、不動産鑑定評価による方法が最も精緻な方法と言えます

が、最も費用がかかります。

⑦ 習志野市の土地評価について

習志野市の土地の評価は、固定資産税評価額を基礎としているものの、平均単価を用いておらず、上記⑥の個別評価とはやや意味合いが異なりますが、不動産ごとに個別に評価をしますので、かなり精緻に評価していると言えます。

III. 公的な土地評価の特徴

ここまでの評価で出てきた固定資産税評価額のほかにも、公的な土地評価方法は存在します。

公的な土地評価には以下のものがあり、それぞれ目的別に利用されており、いずれも原則として不動産鑑定士による評価をもとにされており、それぞれが有効なものですが、一括大量評価のため限界もあります。以下、公的な評価方法を説明します。

1. 地価公示価格及び基準地価

地価公示は、地価公示法に規定され、毎年1月1日時点の標準地の正常な価格を公示し、一般の土地の取引価格に対して指標を与えるとともに、公共事業用地の取得価格算定の規準とされるもので、適正な地価の形成に寄与することを目的としています。

都道府県地価調査は、国土利用計画法による土地取引の規制を適正かつ円滑に実施するため、都道府県知事が毎年7月1日時点の基準地の価格調査を実施し、その結果を公表するものです。

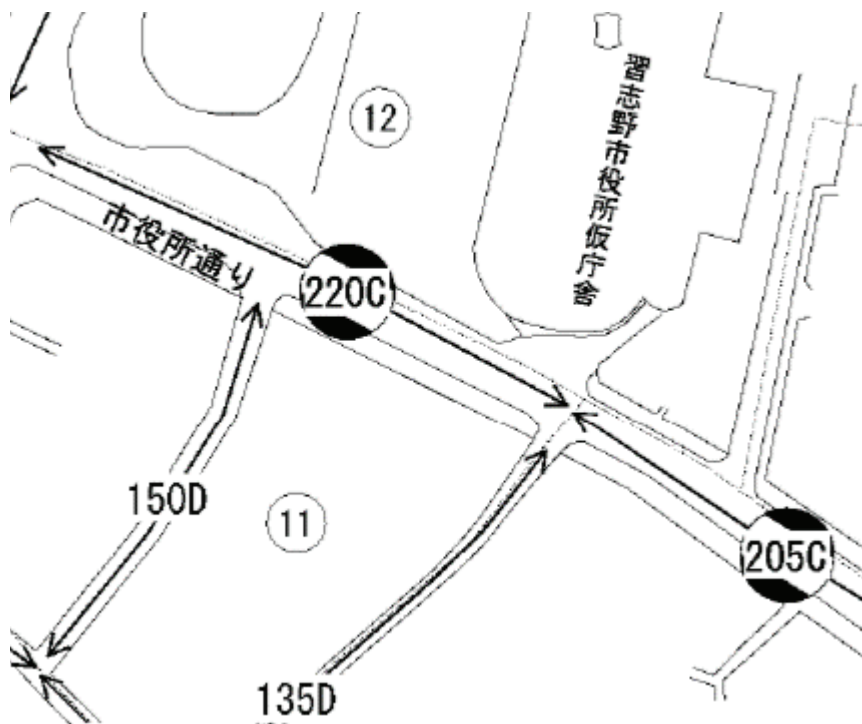
国の行う地価公示と都道府県が行う地価調査とあわせて一般の土地の取引価格の指標ともなるもので、ともに不動産鑑定士により評価が行われます。

2. 相続税評価額（路線価）

相続税路線価は、相続税・贈与税の申告の際に、土地を評価する場合に適用するものです。路線価は道路に付されており、その道路に面している宅地の1平方メートル当たりの価格は、路線価を基に計算されます。路線価は毎年7月に発表されますが、公示価格の80%を基準に作成されています。

参考までに、習志野市役所仮庁舎前の路線価図を示します。単価は千

円単位で記載されていますので市役所仮庁舎の路線価は 1 m²あたり 22 万円ということになります。



(国税庁発表 平成 27 年分 財産評価基準書より)

公示価格は毎年 1 月 1 日現在の 1 平方メートルあたりの価格で、毎年 3 月に発表されますので、路線価は、公示価格の約 4 ヶ月遅れで、同じ時点の価格を発表しているということになります。

路線価を作成するための元データとして、不動産鑑定士による鑑定評価が毎年行われております。

路線価による評価は、以下のような数式になります。

$$\begin{aligned} \text{相続税評価額} &= \text{路線価 (円/m}^2\text{)} \times \text{面積 (m}^2\text{)} \times \text{補正率 (※)} \\ &(\text{路線価} \div \text{公示価格} \times 80\%) \end{aligned}$$

(※) 補正率は、間口狭小や不整形地などを補正する係数で、対象不動産の該当する補正率を掛けることにより相続税評価額を求めます。

3. 固定資産税評価額

固定資産税評価額は、固定資産税の課税のための価格で、地方税法の

規定に基づき、総務省の固定資産評価基準により評価されます。

固定資産税評価額は、相続制評価額と同様に、道路に路線価が付され、路線価の㎡単価に面積をかけて、固定資産税評価額を求めます。

相続税路線価が公示価格の80%であるのに対して、固定資産税評価額は公示価格の70%が基準となりますので、固定資産税評価額の方が相続税評価額よりも評価額は低くなります。

固定資産税評価額は3年に1度、全国一斉に評価替えをすることになっています。直近では、平成27年度に評価替えが行われました。

評価替えの際には、不動産鑑定士による鑑定評価が行われます。

固定資産税にも路線価が付いています。こちらは円単位となっています。

市役所仮庁舎の固定資産税路線価は、1㎡あたり、19万7千円となっています。相続税路線価よりも低いことがわかります。



(一般財団法人資産評価システム研究センター 全国地価マップより)

4. 公的評価の特徴

上記の公的評価は、不動産鑑定士の評価を基礎として、目的により80%とか、70%といった割合を乗じて行うことになります。

不動産の鑑定評価がどのようにして行われるかについては後述しま

すが、公的評価で重視されるのは公平性や前年との比較です。

たとえば、道路一本隔てた土地の価格が大きく異なることは、現実にはあり得ることですが、それによって納税額に大きな差が生まれると不公平感が生じます。同じように、同じ市内の土地の評価額が、一方の土地は前の年と比べて10%上昇、一方では5%下落、ということも、現実にはあり得ますが、これをそのまま評価することも、不公平間が生じます。

このように、不公平感が生じないように、地域間のバランス、前年の価格とのバランス等を考慮しながら、全体の土地の評価をします。公的評価というのは、一つの土地の評価だけではないため、このような複雑な評価をしているのです。

IV. 不動産（土地）評価について（不動産鑑定評価の見地から）

習志野市の土地評価が固定資産税評価額をベースにしており、その中でも正確性が高い方法によって評価されていることはこれまでに説明した通りです。ここでは、不動産の鑑定評価がどのような考え方で、どのような方法で行われているのかについて、説明したいと思います。

不動産は、通常、土地とその定着物をいう。土地はその持つ有用性の故にすべての国民の生活と活動とに欠くことのできない基盤である（不動産鑑定評価基準総論第1章）。

全ての公共施設は公有、民有を問わずすべて土地の上に存在しておりますので、土地を基準にして把握することが重要です。

ここでは、不動産の評価について、不動産鑑定ではどのように行っていくのか、ということに触れながら、考察していきたいと思います。

1. 評価対象と評価単位

① 不動産の評価対象

不動産の評価にあたっては、その対象をどこにおくか、対象の範囲をどうするかが問題となります。所有権のみか、借地を含むか、借地には借地借家法の対象となる借地権が発生しているものと、していないものがありますがどこまでを含むか、議論があります。

② 不動産の評価単位

土地は分割・併合が可能なので、一つの土地という概念は自由に決めることができます。したがって、地方公共団体のように広大な土地や、

複数の不動産を所有している場合に、どこからどこまでを一体として評価するか、という評価単位の問題が生じます。すなわち、一団の土地を所有している場合に、利用状況に関らず一体で評価するのか、建物で分けるのか、利用単位ごとに分けるのか、建物や利用単位ごとに分ける場合に、どこまで細かく分けて評価するのかが問題となります。

固定資産税評価額などでは、登記簿上の筆ごとの評価になっていますが、不動産を評価するにあたっては、それは適切な評価方法ではない場合があります。

土地の評価単位については、国税庁が公表している、財産評価基本通達 7-2 が参考になります。(※)

(※) 宅地は、1 画地の宅地（利用の単位となっている 1 区画の宅地をいう。以下同じ。）を評価単位とする。

2. 評価の条件

① 対象確定条件

対象確定条件とは、評価の対象とする評価単位ごとの不動産（対象不動産）の所在、範囲等の物的事項及び所有権、賃借権等の対象不動産の権利の態様に関する事項を確定するための条件のことです。

公共施設の評価において問題になるのは、下記の事項についてです。

- A) 土地建物を一体として、現況のまま評価するのか、土地を建物とは別に評価するのか
- B) 土地を建物とは別に評価する場合に、土地を更地として評価するのか（独立鑑定評価）、建物がある状態のままで土地だけの評価をするのか（部分鑑定評価）
- C) 用地買収や一部売却がある場合には、不動産の併合または分割を前提として、併合後の不動産を一体として評価（併合鑑定評価）、または分割後の不動産を単独のものとして評価（分割鑑定評価）

② 想定上の条件

都市計画の変更があり用途制限が変更になることを条件として、道路が開通することを条件として、などの条件を、評価に付加する場合があります。想定上の条件は、実現性、合法性等の要件を満たさなければ付加することはできませんが、地方公共団体は行政上の許認可権を持つため、民間と比較して、都市計画の変更や建設や開発に係る許認可を前提とした、想定上の条件を付加することができる範囲が大きくなります。

③ 価格時点

不動産の価格は変動するものなので、いつの時点での評価かが重要となります。価格時点は通常は新しければ新しいほどよいのですが、会計上の目的評価対象不動産の数が多い場合や他の評価と比較するためには、価格時点を特定の日付（平成 27 年 3 月末など）に揃えたほうが良い場合があります。

④ 価格の種類

基本的には正常価格ですが、評価の条件により限定価格、特定価格等の価格を求める場合もあります。会計上、時価とされるのは、原則として正常価格のことです。

A) 正常価格

正常価格とは、一般に、時価や実勢価格と呼ばれるものです。専門的には、時価とは何かという議論はありますが、皆さんが一般的に思い浮かべる時価と同じと考えて差し支えないと思われます。

公共用地の評価は、この正常価格が基準となります。

B) 限定価格

「隣の土地は倍出してでも買え」と言われるように、隣の土地を買うことは、土地を併合して元の土地が大きくなり使いやすくなるなどの利点があるため、隣地の所有者が土地を購入する場合には、正常価格より高い価格で買うことが合理的となります。

公共用地の買収の場合、もともとの市が所有していた土地の隣地を買う場合がありますので、限定価格となる場合もあり得ます。また、公有地の売却の時も同じことが言えます。

C) その他（特定価格、特殊価格）

特定価格とは、資産流動化法や民事再生法などの法律の要請により、その法律に規定された条件のもとでの価格をいいます。

特殊価格とは、文化財のような、一般的に市場価格を持たないと考えられる不動産についての経済価値を表す価格をいいます。

⑤ その他実務上重要な点

1. 土地面積を公簿面積（登記簿の登記面積）とするか、実測面積とするか

実測面積とする場合には、どの図面をもとにするかが問題となります。座標が付いている測量図は正確なものと見慣れされます。不動産登記法が全面改正された平成 17 年以降の地積測量図には必ず座標が付いており、それ以降の地積測量図以外の測量図は座標が付いているものが多いため、正確であるといえます。

2. 境界が確定されているか

これは実務上非常に重要です。境界が確定されていない場合、分筆ができません（上記の座標付きの地積測量図がある場合を除く）。また、境界に争いがある土地は購入したくない人が多いですし、銀行の融資も付きにくくなりますため、価値は低くなります。

3. 越境の有無、越境している場合に覚書の有無等

樹木、建物、工作物などの越境がある場合、越境された側（被越境側）の土地は十分に使いませんので、越境の程度によっては、被越境側の土地の利用価値に制限をうけます。被越境側は、越境側に対して、工作物の撤去等を求めることができますが、建物等の工作物の場合には簡単に撤去できませんので、次回建て替えの際に越境を解消するなどの覚書を交わしておくことがあります。この覚書も銀行融資で求められることがあります。

越境には建物や工作物だけでなく、水道管やガスの埋設管の越境、電線などの空中越境があり、特に埋設管の越境は外観からは分かりにくいためトラブルになることがあります。

境界塀は、古いものだと帰属がはっきりしないものが多く、共有と推定される場合があります。この場合、どちら側が主体的に壊すことができるのか、どちら側の費用負担で行うのかなどをあらかじめ決めておくことで、後々のトラブル防止になります。

4. 私道に面している場合、私道の所有形態

私道のみ面に面している土地の場合には特に重要となります。私道の所有形態はさまざまなものがあります（以下、図により説明）

また、私道持ち分がない場合、私道所有者から、通行掘削の承諾を得ているかどうか等の問題もあります。どちらもない場合には通

行や掘削に制限を受けることがあります。

3. 価格形成要因

不動産の価格を形成する要因を価格形成要因といい、一般的要因、地域要因、個別的要因があります。

① 一般的要因

一般的要因とは、一般経済社会における不動産のあり方及びその価格の水準に影響を与える要因をいいます。一般的要因でとくに重要なのは経済的要因で、景気動向や株価は不動産価格に重要な影響を及ぼします。

② 地域要因

地域要因とは、各地域の特性を形成し、その地域に属する不動産の価格の形成に全般的な影響を与える要因をいいます。

地域要因は、地域の種別によって影響の度合いが異なります。

住宅地域であれば駅からの距離や住環境、実務的には学区も重要です。

商業地域であれば駅の乗降者数や商業施設の集積度、交通量などが重要です。

③ 個別的要因

個別的要因とは、不動産に個別性を生じさせ、その価格を個別的に形成する要因をいいます。

個別的要因で特に重要なのは都市計画の規制と道路幅員、土地の面積と形状です。

4. 最有効使用

不動産の評価において重要なのは、対象不動産の最有効使用がなんであるかを見極めることです。最有効使用とは、対象不動産の効用が最も高く発揮される可能性が高い使用方法のことで、現実の使用方法にかかわらず、客観的に見て、通常の使用能力を持つ人にとって合理的かつ合法的な使用方法のことをいいます。

最有効使用の判定は、上記の地域要因、個別的要因の分析を経て行われます。

最有効使用の判定により、住宅用地（戸建、マンションなど）、商業用地（ビル、低層店舗など）、工業用地（工場、倉庫など）に分類し、それぞれの再有効使用に適した評価方法により評価します。

5. 評価手法

不動産の評価の方法には、原価法、取引事例比較法、収益還元法、開発法があります。どの方法が重視されるかは、その不動産の主たる需要者層、すなわちどのような者が購入者になりうるか、によって異なります。

① 原価法

原価法は、価格時点における対象不動産の再調達原価を求め、この再調達原価について減価修正（古くなって価値が下がった分の修正）を行って対象不動産の試算価格を求める手法です。

原価法は、通常、土地の評価には使うことができませんが、建物の評価又は土地建物一体での評価において、この手法を適用することができます。

② 取引事例比較法

取引事例比較法は、まず多数の取引事例を収集して適切な事例の選択を行い、これらの取引価格に必要に応じて補正、修正を行って価格を求め、この補正後の価格を比較考量して対象不動産の試算価格を求める手法です。

取引事例比較法は、近隣の地域や類似の地域等において対象不動産と類似の不動産の取引が行われている場合に有効で、土地の評価方法としては最も標準的な方法です。

③ 収益還元法

収益還元法は、対象不動産が将来生み出す収益を予測して、その純収益を基準にして対象不動産の試算価格を求める手法です。

収益還元法は、一般的に投資用とされ、利回りによって取引される、賃貸用不動産又は事業の用に供する不動産の価格を求める場合に特に有効ですが、公共用地で賃貸の対象ではない不動産においても賃貸を想定することにより適用することができます。

また、不動産の価格は、一般にその不動産の収益性を反映して形成されるものであり、収益は不動産の経済価値の本質を形成するものである、という考え方から、この手法は、文化財の指定を受けた建造物等の一般的に市場性を有しない不動産以外のものには基本的にすべて適用すべきものであり、自用の不動産といえども賃貸を想定することにより適用されるものです。

したがって、後述する、地価公示等の公的な土地評価においても適用される手法となっています。

④ 開発法

標準的な画地規模と比較して大きい土地の評価においては、こうした土地の主たる需要者となる、開発事業者（デベロッパー）の投資採算性を考慮して評価を行います。これを開発法といいます。最有効使用がマンションの土地にはマンション開発を想定して、開発図面を作成し、総分譲価格から建築費、販売経費、金利等を控除して土地価格を算定します。最有効使用が戸建住宅の土地には戸建分譲を想定して、道路等の公共用地と土地の区割案を作成し、総分譲価格から建築費等のコストを控除して、採算の合う土地価格を査定します。

6. 不動産鑑定評価が必要な場合

公会計において、不動産（土地）を時価評価するのは、財務書類を作成することが第一の目的です。適正な時価評価により、適正な財務指標（純資産残高、純資産比率など）が算定され、これにより財政状態の正確な判断ができ、他の自治体との比較が可能となります。したがって、不動産の時価評価は、市が所有する不動産の総額がほぼ正確であれば足り、個別の不動産について鑑定評価をする必要性は無いと思われます。

公共施設マネジメントにおいて重要なのは、建物の維持管理コストと建て替え費用、老朽化度ですので、土地の時価を精緻に求める必要性は薄いです。

土地について精緻な評価をする必要があるのは、不動産の売却等を検討する場合です。不動産を売却する前に、いくらで売却可能なのかを見積もることは有用です。また、実際に売却する際に、売却価格が適正かどうかの判断基準にもなります。

また、不動産を貸し付けるときにも、不動産の鑑定評価によって適正な賃料を求めることが必要です。

なお、不動産の価格（賃料）は変動しますので、一度鑑定評価をすれば永久にその価格が有効ということではありません。実際に不動産を売却（貸し付け）するときにはあらためて鑑定評価をする必要があります。リーマンショックや大震災など、不動産価格に影響するような出来事がない限り、1年以内の鑑定評価書であればほぼ正確なものと考えて差し支えないと思います。

習 志 野 市

公会計改革ネットワーク (JAGA)

協働事業

千 葉 大 学

ナラシドと行く♪

習志野市バランスシート探検隊

レ ク チ ャ ー ノ ー ト



バランスシート博士

平成28年3月



ナラシド♪

1. バランスシート探検隊について

習志野市では、千葉大学との協働事業として、平成 23 年度に「バランスシート探検隊」事業を開始しました。バランスシート探検隊は、多くの市民に市の財務状況を理解してもらうことを目的とした、全国でも初めての取り組みです。平成27年現在、愛媛県砥部町や鹿児島県大島郡和泊町でも行われており、バランスシート探検隊は、全国的にも注目を浴びています。

当市では、過去 2 回行われており、平成 23 年度は下水道や消防など様々な施設を、平成 25 年度は橋梁を対象としました。今回は千葉大学に加え、新たに*公会計改革ネットワークとも協働し、「習志野文化ホール・習志野市民会館・菊田公民館講堂」を研究テーマとして、勉強会や現地視察といった取り組みを行いました。

今回のメンバーは、千葉大学大塚教授を隊長とし、千葉大学学生(大学生隊員)、習志野文化ホールを音楽活動で利用している東邦大学学生(市民隊員)、市職員隊員で構成されています。

*公会計改革ネットワーク(JAGA=Japan Association of Governmental Accounting)とは、公共経営と公会計そして公会計学に関する情報の拠点となるべく発足した組織であり、公会計改革についての研究活動や、公共経営における会計の重要性を体験し、理解してもらうための啓もう活動を行っています。

2. 習志野市への「習志野文化ホール」移管

従来、習志野文化ホールは(公財)習志野文化ホールが所有し管理運営をしていましたが、建物の老朽化により将来の更新費用が掛かるなどの理由から、習志野市への寄附申し出があり、これを承認したことから、平成 27 年 4 月 1 日より習志野市が直営施設として管理することになりました。なお、運営については引き続き、(公財)習志野文化ホールが「指定管理者」として行います。

これを受けて、今回のバランスシート探検隊事業では、習志野文化ホール・習志野市民会館・菊田公民館講堂という、**芸術文化の振興及び市民活動に寄与する、規模の異なる3施設**を比較検証し、「**施設を市が管理運営することにより、将来に向けてどのような影響があるのか**」ということに着目して活動しました。

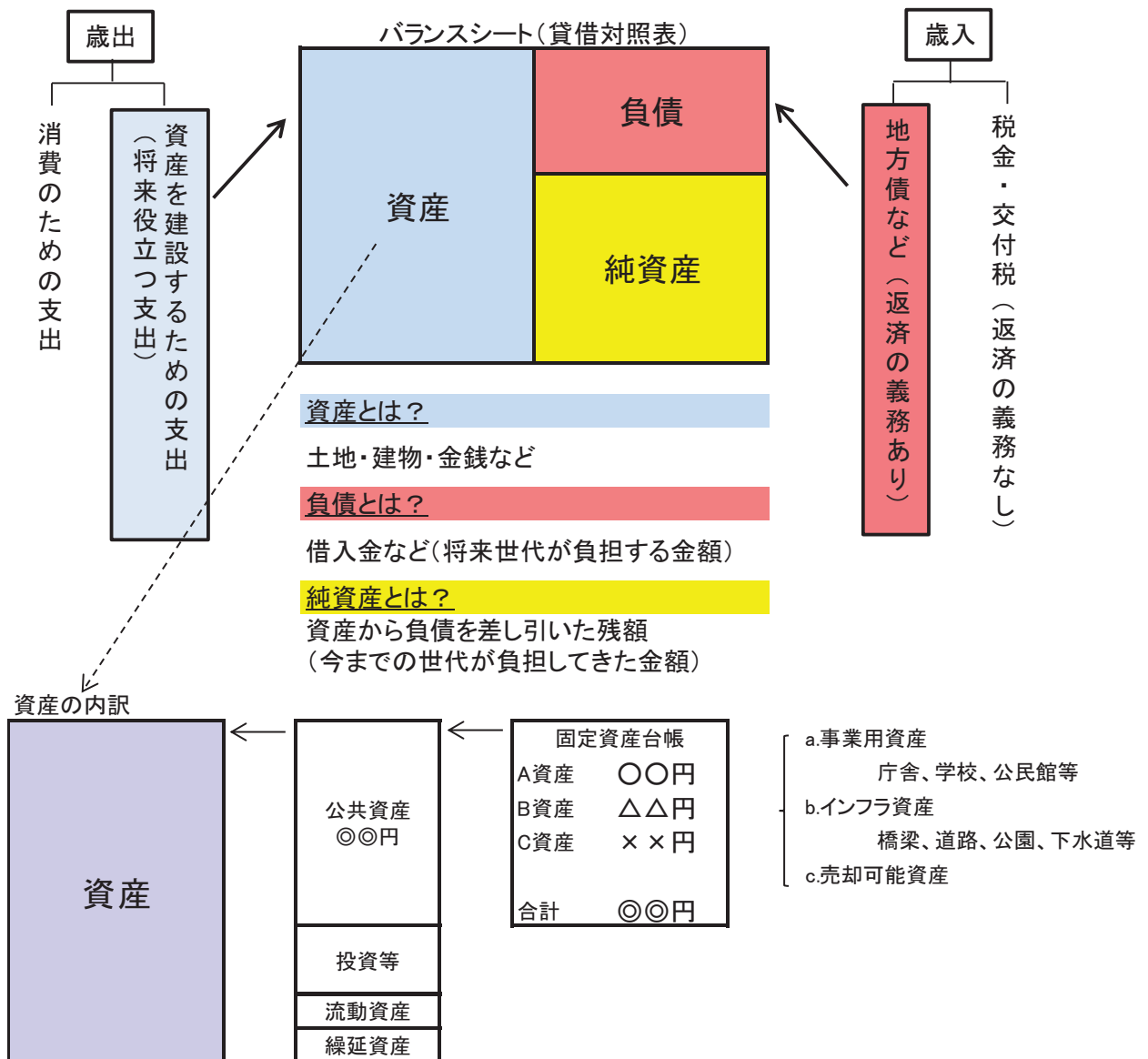
3施設の概要

項目	習志野文化ホール	習志野市民会館	菊田公民館講堂
所在地	習志野市谷津	習志野市本大久保	習志野市津田沼
建物の特徴	民間商業施設との複合ビル	大久保公民館併設	菊田公民館3階
設置	昭和53年12月	昭和41年10月	昭和46年4月
施設延床面積	7083. 35㎡ (文化ホール部分のみ)	2, 007. 2㎡ (大久保公民館含む)	1, 491. 54㎡ (菊田公民館全体)
ホール・講堂の面積	1, 599㎡	425. 6㎡(市民会館)	149. 16㎡
収容人数	1, 475席(固定席)	364席(固定席)	160人
主な付帯施設	楽屋・シャワー室・リハーサル室	楽屋・シャワー室・控室	
ホール・講堂の特徴	公共大規模ホールとしては初のパイプオルガンを設置	3施設の中では、最も老朽化が進んでいる	市内公民館の中で、1部屋あたりの面積が最大

3. バランスシート(貸借対照表)とは

バランスシート(貸借対照表)とは、毎年3月31日時点において保有する資産と、負担している負債、そしてその差額である純資産を一覧で表した報告書のことです。

習志野市のバランスシートの資産の主なものは、公共資産で、その金額は、ひとつひとつの資産ごとに作成されている固定資産台帳を積み上げた金額になっています。



上図で示しているように、**資産(土地・建物・金銭など)**は、**純資産(今までの世代が負担してきた金額)**と**負債(将来世代が負担する金額)**から形成されています。

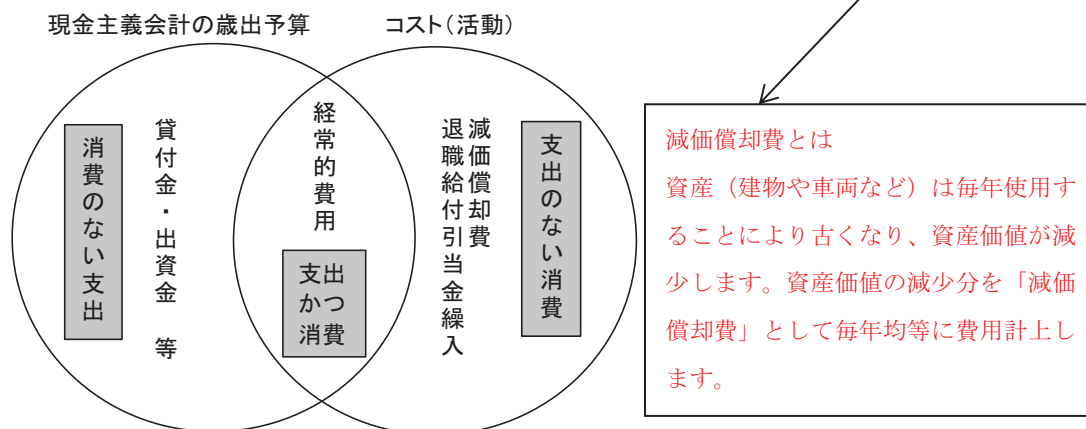
今回学習する各施設についても、後ほど確認する各施設のバランスシートには、平成27年3月31日現在の資産・負債・純資産の状況が表れています。

※当ページは大塚隊長作成資料を基に構成しています

4. 行政コストとは

行政コストとは、**自治体が行政サービスの提供のために消費した費用**のことです。

今までの官庁会計(現金主義会計)では、実際に現金を支出した費用しか把握できませんでしたが、発生主義会計を取り入れた新地方公会計では、現金支出を伴わない費用(**減価償却費**など)も計上します。



総務省から作成が要請されている「行政コスト計算書」では、どのような目的でコストを消費したかによって、以下のように区分されます。

人にかかるコスト	職員給与費・退職給付引当金繰入 など
物にかかるコスト	消耗品費・維持補修費・減価償却費 など
移転支出	扶助費・社会保障給付・繰入金 など

前述のバランスシートは、資産形成に関係する状況を表すものですが、行政コスト計算書は、人にかかるコストや物にかかるコストなど「**資産形成にはつながらない支出**」を計上し、**行政サービスの提供のために、どのように、どれくらいお金を消費して活動したのか**を表しています。

今後、中長期的な視点に立って行政運営を考えていくためには、資産の状況や行政コストを正確に把握することが非常に重要となります。

また、施設ごとのバランスシートや行政コスト計算書を作成することで、各施設の資産やコストを把握することが可能となり、分析や検証に必要不可欠な資料となります。

コストとロスの違いについて

コスト(Cost): 行政サービスを提供し、地域社会の福祉を増進するための経済的資源の消費

ロス(Loss): 行政サービスの提供や福祉の増進に結びつかなかった経済的資源の滅失



コストの発生は行政活動の実施を意味するものであることから、削減するものではありません。**支出した費用の中で無駄であったもの、すなわちロスを削減することが重要**となります。

※当ページは大塚隊長作成資料を基に構成しています

5. バランスシート探検隊の任務について

バランスシートや行政コスト計算書をみて、資産やコストの状況を把握することが、とても大切だということがわかりました。それでは、バランスシート探検隊では、どのようなことに着目すればよいのでしょうか。

☑ バランスシート探検隊の任務①

自治体は、住民が資産を使い続けることができるように、その資産を維持・管理しなければなりません。どんな資産も老朽化し、建て替えや取り換えをすることが必要となります。

つまり、「**資産がある**」ということは、**その資産を使い続けることができるようにする責任(負担)を負っている**ということが言えます。

また、前述のとおり、バランスシートには、自治体が現在までに資産の建設のために使ってきたお金の大きさと、それに伴って生じた将来の返済負担が示されています。



「資産＝負担」といえるから、どんな資産があるのかを自治体はしっかりと把握しておかなければなりません。そこで、バランスシート探検隊の活動では、

- ・現実に、市が保有している資産は、どのようなもののなか？
- ・その資産はどのように役立っているのか(いかに住民の生活に役立っているか)？
- ・その「役立ち」は将来の負担に見合っているのか？

に着目しました。

☑ バランスシート探検隊の任務②

資産に関するコストは、毎年の維持補修費だけではありません。例えば、施設の維持・管理には人手が必要となります(＝人件費)。維持補修費に人件費や減価償却費などを加えたものを「**フルコスト**」といいます。

自治体を使うことができる資源の量は限られているので、負担できるコストの大きさにも限度があります。そこで、バランスシート探検隊の活動では、

- ・具体的な資産について、どれほどのコストがかけられているのか？
- ・その資産のコストは、その資産の「役立ち」に見合っているのか？
- ・コストに比べて、支出が抑えられていることで、負担が将来に先送りされていないか？

に着目しました。



バランスシート探検隊では、グループに分かれ、実際に3つの施設について視察を行ったのじゃ。さっそく次ページから、ナラシド♪と一緒に学習の成果を見てみるかのう。

※当ページは大塚隊長作成資料を基に構成しています

6. 習志野文化ホールについて



習志野文化ホールグループ 隊員紹介

大学生隊員（千葉大学）

白井 美有 松村 彩香
安藤 雅和 代田 和也

市民隊員（東邦大学）

原 茉咲 三浦 優奈

市職員隊員（社会教育課）

中村 裕美

私たちは、3施設のうちに最も規模が大きい、習志野文化ホールについて調べました。



習志野文化ホール概要

- ホール
 - 客席数 1475席（ワンスロープ形式）
可動席 後部立ち見兼用 27席（立ち見108人）
身障者席用18席（車椅子12台）
オーケストラピット部分138席
 - プロセニウム 幅19.0m 高さ9.0m
 - 舞台 奥行16.0m
 - 舞台機構 オーケストラピット迫り
間口20.2m 奥行3.9m
 - 音響反射板
間口19.0m 奥行13.0m
 - 楽屋 楽屋(1)69㎡ 楽屋(2)18㎡ 楽屋(3)44㎡
楽屋(4)30㎡ 楽屋(5)21㎡（和室） 特別室15㎡
 - リハーサル室 105㎡
 - シャワー室 男女各1室
- ギャラリー 広さ36㎡

■ホール使用料

上段 税込(8%)
下段（本体価格）

曜日	区分					
	午前	午後	夜間	午前＋午後	午後＋夜間	全日
	9:00～12:00	13:00～16:30	17:30～21:30	9:00～16:30	13:00～21:30	9:00～21:30
金・土・日・祝日	77,760円 (72,000円)	169,560円 (157,000円)	178,200円 (165,000円)	247,320円 (229,000円)	347,760円 (322,000円)	425,520円 (394,000円)
月・火・水・木	54,432円 (50,400円)	118,692円 (109,900円)	124,740円 (115,500円)	173,124円 (160,300円)	243,432円 (225,400円)	297,864円 (275,800円)



習志野文化ホールは、平成27年度から、習志野市の資産となったんじゃ。そこで、平成27年4月1日時点のバランスシートを見てみよう。

H27年度期首 バランスシート（百万円）

資産 655	負債 665
	純資産 △10



H27期首（円）

資産 計	655,089,303
土地	0
建物	2,560,753,193
建物減価償却累計額	-1,919,134,117
その他	833,663,871
その他減価償却累計額	-820,193,644

負債 計	665,068,339
固定負債	598,563,339
流動負債	66,505,000
純資産	-9,979,036

資産の内訳

（円）

名称	取得価格	帳簿価額 H27.4.1	減価償却累計額	老朽化比率
建物合計（建物本体・パイプオルガンなど）	2,560,753,193	641,619,076	1,919,134,117	75%
構築物合計（屋外広告塔）	3,538,500	2,182,075	1,356,425	38%
機械及び装置合計（舞台装置など）	609,457,216	50,100	609,407,116	100%
什器備品合計（ホール客席椅子など）	220,668,155	11,238,052	209,430,103	95%
合計	3,394,417,064	655,089,303	2,739,327,761	81%

老朽化比率とは・・・

当初取得した時よりもどれくらい資産価値が下がっているかという比率で、この比率が高いほど、老朽化が進んでいることがわかります。

$$\text{老朽化比率} = \text{減価償却累計額} \div \text{取得価額}$$

※減価償却累計額

使用年数に伴って減少する資産の価値の減少したものを減価償却費といい、その減価償却費のいままでの累計額を減価償却累計額といいます。

資産より負債（借入金など返さなくてはいけないお金や、将来の退職金相当分）が多くて、純資産がマイナスになっているけど、これってどのようなこと？



バランスシート上では、債務超過になっているということじゃ。このバランスシートの大きな特徴は、「土地」が0円となっていることである。通常、市の所有する施設は、市が所有する土地の上に建設されているから、バランスシート上の資産として「土地」の金額が計上されているんじゃ。

しかし、当ホールは、大きな建物の中の一部に存在しており、土地部分は市の所有ではないため、バランスシート上は0円と表記されておる。

そして、資産である建物や機械装置のほとんどが、建造から40年近く経った今では老朽化が進んでおる。



建物全体のうち、4階～7階部分が習志野文化ホールなんだね！

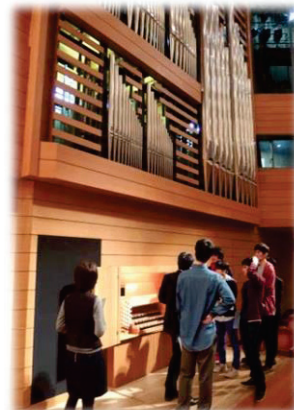
土地をバランシートに計上できない上に、減価償却によって建物などの資産価値が減少した結果、負債が資産価値総額より大きくなってしまったということだね。



そのとおりじゃ。
また、視察をしたときに、隊員が特に注目していたのが、当ホールの象徴である「パイプオルガン」じゃった。当ホールは公共施設の大ホールとしては日本で初めて、大型パイプオルガンを設置したんじゃ。



「音楽のまち習志野」が誇るパイプオルガン！



近くに行くとより一層、大きさを感じました

名称	耐用年数	取得月	取得価格	帳簿価額 H27.4.1	減価償却累計額	老朽化比率
パイプオルガン	40	S53年12月	103,490,000	18,886,925	84,603,075	82%

老朽化比率82%・・・ けっこう老朽化が進んでいるんだね。
それに、視察のときにパイプオルガンを維持するためにもお金がかかっているという話を聞いたよ。



【維持費用(コスト)】平成26年度委託費

業務名	金額(円)
パイプオルガン保守業務	579,960



そうじゃな。パイプオルガンを常に良い状態に保っておくためには、専門的な点検を、定期的に行う必要がある。パイプオルガンは設備としても大変立派だから、掛かるお金も大きいんじゃ。
また、パイプオルガンに限らず、建物や設備は、状態を保つために、保守費用が掛かっておる。

そういえば勉強会で大塚隊長は、保守の他にも、施設には様々な費用が掛かってるって言ってたけど...



うむ。

例えば、施設を運営するには人手が必要じゃ。つまり人件費が掛かる。

全ての費用(＝フルコスト)について、入場料などの収益(＝経常業務収益)でどれほど賄えているかを表しているのが、行政コスト計算書である。

(市)習志野文化ホール 行政コスト計算書(円) 平成27年度(予算による見込)

費用		250,601,544
人に係るコスト	人件費	7,968,041
	退職給付費用	596,947
	物件費	34,959,996
物に係るコスト	施設管理費	122,684,240
	減価償却費	68,659,487
	公債費利子	5,780,833
その他	運営費補助金	9,952,000

収益		83,513,775
自己収入(受益者負担)	自己収入(受益者負担)	83,246,871
	その他の業務関連収益	266,904

純行政コスト	費用－収益	167,087,769
受益者負担率	自己収入(受益者負担)/費用	33.2%

受益者負担率とは...

施設に掛かるフルコストのうち、受益者(利用者)がどの程度負担しているかを表しています。

受益者負担(利用料)÷費用

施設の維持管理にかかる費用は、入場料だけじゃ補てんできないのね...



自治体は利益を得るためではなく、住民サービスのために施設を所有しているから、基本的にはどの施設も同様であり、足りない分は税収などで補っておる。当ホールは、習志野市民会館や菊田公民館講堂と比べると、受益者負担率は高いようじゃ。

施設の使用料や利用形態によっても違いが出てくる。

今後、施設の利用料を見直す際には、こういったデータも判断材料となるのじゃ。

個別の施設について、バランスシートや固定資産台帳による「資産の把握」や、行政コスト計算書による「フルコストの把握」が、施設の維持管理に役立つんだね！



視察の感想をまとめました！
勉強会と視察でわかったことを、大学生隊員がまとめました！



習志野文化ホールグループ 視察の感想

白井 美有 大学生隊員

大塚先生に以前のバランスシート探検隊のことを聞いてからずっと参加してみたいと思っていました。また、今回は馴染みのある習志野文化ホールを探検できるということで参加できて嬉しかったです。

今回探検隊として視察を行い、実際の見たと財務書類上での数値の違い、普段は目に見えない所での老朽化などさまざまなことに気づけました。この探検隊の活動での経験から今後の施設などに対する見方が変わってきそうです。

安藤 雅和 大学生隊員

今回の見学では、普段は決して見られないような施設の裏側を見ることができ、非常に貴重な体験をさせていただきました。

実際に施設を見学することで、施設がどれだけ活用されているのか、地域の人々にどれだけ貢献しているのかなど、財務書類上の数字だけでは読み取れないことがたくさんあるということを感じました。

財務書類が何のためにあるのかということを改めて考え、今後の学習に役立てていきたいです。

代田 和也 大学生隊員

私は習志野文化ホールを見学してバランスシートだけではわからない部分をたくさん知ることができました。

バランスシートは全てが数字で示されるため、資産が十分に活用されているのかどうか、文化ホールの建設に携わったりそれを利用したりしている人々の思い、運営している方々の苦勞など数字で表現できなくても見過ごしてはならないことがたくさんあるとわかり、実際に目で見て調査することの大切さを勉強することができました。



習志野文化ホールのホワイエ部分のみの貸し出しは現在行っていないため、隊員からは「広いスペースであるホワイエ単体を借りることができればいいのに・・・」といった声も。

原 茉咲 市民隊員

普段の演奏者や観客としての視点とは全く異なる視点で習志野文化ホールを見たことで、新たな発見や改めて気づかされたことが非常に多くありました。

また、紙面上だけでは見えてこない問題点等も数多く発見することができました。パイプオルガンの維持の難しさと利用件数の問題、現在の施設の貸し出しの仕組みの問題点、ホールの老朽化が進むと共に発生している問題等、今まで全く気にしたことなかった様々なことに目を向けることができ、とても貴重な体験となりました。

三浦 優奈 市民隊員

今回の視察では、使用側ではわからないことが見えました。オケピットの存在や、グランドピアノの保有数、特別控室の存在など全く知りませんでした。

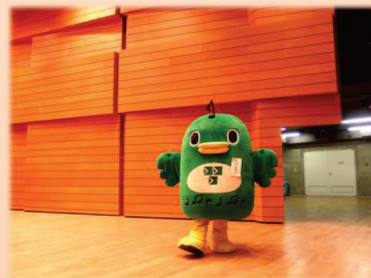
また、土地がない、ということがこのホールの特徴の一つだと思いますが、それが会計学的に考えるうえで重要なポイントになっていることは勉強になりました。

ホールが習志野市の管轄になったとき、なぜだろうと思っていたのですがホールを工事する際の資金が出せなかったためと聞いてとても納得しました。音響にこだわってつくられたこのホールを守っていくためにも会計は忘れてはいけないものだと考えさせられました。

ナラシド♪も習志野文化ホールの視察に参加しました！



音楽を中心とした芸術文化活動を支える習志野文化ホールのバックステージを見ることができて、とってもいい勉強になりました♪他ではなかなか見られないパイプオルガンの裏側や音響にこだわった天井裏を見学できて、習志野文化ホールへの愛着がより一層強くなりました♪ただ、こういう施設を末永く維持管理していくことも忘れちゃいけない大切なことなんだなあ、と思いました。



大学生隊員によるまとめ(習志野文化ホール)

大学生隊員 代田 和也・安藤 雅和

・バランスシートを通じて

習志野文化ホールについてバランスシートから以下のことがわかりました。

バランスシートからは他の二か所の施設と比べて純資産が唯一マイナスでした。これは文化ホールが他の施設と合わさった複合ビルの 4～7 階に位置し減価償却されない資産である土地を所有していないため、建物のほとんどの資産が減価償却されてしまったからです。

建物を修理・改修した際に、建物の価値を高めたり、建物自体の寿命を延ばしたと認められる場合は支出した金額を資産として計上できます。しかし、通常の維持にとどまる場合は、費用として計上することになります。つまり、修理・改修に掛かる金額を、全額借入金により調達した場合、負債は借入金の額だけ増加しますが、その金額が全額資産の増加に繋がらず、資産<借入金となってしまったことも、純資産がマイナスである要因の一つといえます。

行政コスト計算書からは他の施設と比べて利用件数(263 件)が少ないことが挙げられます。また規模が大きい文化ホールでは維持費などを含めた費用も大きく1人当たりの費用の額も同様に大きくなっています。それに比べて収益は少なく利用件数の少なさが影響していると思われます。

・施設の見学を通じて

まず利用件数 263 件については文化ホールの予定表を確認すると、施設の利用以外にも工事や点検などの行事を含めるとほぼ毎日スケジュールが埋まっている状態で利用件数を増やすのには限界があるとわかりました。また建設当時の最高水準の音楽ホールとして立派な設備である反面、音響設備などうまく活用しきれていない設備も多くありました。特にパイプオルガンについては演奏者を用意するのが難しく(パイプオルガンが旧式であることも要因)、年間の利用数は 10 件程度になっています。また、パイプオルガンの修理には、必要に応じて、専用の部品をドイツから取り寄せる場合もあります。ホワイエのみの利用など施設の部分的な利用が出来ず、施設全体を借りなければならないためパイプオルガンの練習やイベントのリハーサルに関しても費用の面から利用しにくい側面があります。その他エレベーターを使わないと機材を搬入出来ないこと、冷暖房の切り替えが施設一律で行うため適時調節が出来ないこと、イベントによっては楽屋が足りなくなりエキストラと演者が同じ部屋になることもわかりました。複合ビルであるため工事等で他企業の施設との兼ね合いを取るということが難しいという課題も見つかりました。

・バランスシートと見学を通じた比較

バランスシートを見たときは行政コスト計算書から利用件数を増やすべきと考えましたが、実際は毎日スケジュールが埋まっていて、利用料金を上げることは公共施設として目的に反することから収益を増やすことは難しいとわかりました。その結果費用を減らすことが重要であり、無駄な経費やうまく活用されていない設備に関わる費用は減らして、修繕工事ではより費用のかからない設備に変える必要があると思いました。しかし、職員の方がおっしゃっていたようにパイプオルガンなど十分に活用されているとは言えなくても地域住民の思いが詰まった資産もあり単純な収益と費用の観点からだけでは判断してはいけなくとも勉強することができました。

7. 習志野市民会館について



習志野市民会館グループ 隊員紹介

大学生隊員（千葉大学）

宮崎 紘夢
 富樫 雅光
 中村 健太

市職員隊員（社会教育課）

若松 由実子

私たちは、3施設のうちで最も古くに建設された、習志野市民会館について調べました。

習志野市民会館概要

住所: 習志野市本大久保3丁目8番20号
 舞台の広さ: 172.5㎡(舞台裏楽屋等も含む)
 最大人数: 400名(固定席 364席 パイプ椅子 36席)
 客席の広さ: 253.1㎡
 舞台の間口9.9m 高さ4.5m 奥行き(最大)6.75m 舞台の高さ1.08m

使用料金(市外者は2倍の料金)

	午前9時～午後1時	午後1時～午後5時	午後5時～午後9時
平日	12,740円	15,930円	15,930円
土曜日曜・祝日	14,140円	17,680円	17,680円
	午前9時～午後5時	午後1時～午後9時	午前9時～午後9時
平日	28,670円	31,860円	44,600円
土曜日曜・祝日	31,820円	35,360円	49,500円



習志野市民会館は昭和41年10月に設置されており、今回題材とした3施設の中では、最も古いんじゃ。
 まずは、平成27年3月31日時点のバランスシートを見てみよう。

H26末 バランスシート (百万円)

資産 125	負債 8
	純資産 117



H26末(円)

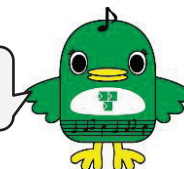
資産 計	124,979,913
土地	116,121,510
建物	200,845,098
建物減価償却累計額	-191,986,695
その他	0
その他減価償却累計額	0

負債 計	7,654,478
固定負債	7,654,478
流動負債	0
純資産	117,325,435

資産の内訳

資産名称	取得年度	取得価額	評価増減累計	減価償却累計額	期末簿価	老朽化比率
本大久保3丁目450番-(A)	S35	121,401,540	-5,280,030	0	116,121,510	-
土地 合計		121,401,540	-5,280,030	0	116,121,510	-
市民会館	S41	199,760,448		191,769,984	7,990,464	96%
市民会館 非常照明器具	H23	1,084,650		216,711	867,939	20%
建物 合計		200,845,098	0	191,986,695	8,858,403	96%

習志野文化ホールや菊田公民館に比べて、老朽化比率が高いね。



うむ。年月の経過によって、建物の資産価値がほぼ無しといっているくらいに減少しておる。

老朽化比率が96%という、建物自体がボロボロで、ほとんど利用できない状態をイメージするけど、視察に行ったときに見た感じでは、まだまだ使えそうだったな。



舞台上から客席方向を見る



ステージ裏の天井にはヒビ割れや雨漏りの跡が！



あくまで老朽化比率は、どれだけ減価償却が進んでいるかを表す目安である。老朽化比率が高いからといって、それをもって施設が使えなくなるわけではないじゃ。施設の維持管理に大事なものは、老朽化比率の把握に加え、実際の傷み具合もしっかりと把握することである！

実際に施設の視察を行って、隊員みんなもそのことを実感していたね。



それでは、次は行政コスト計算書じゃ。

市民会館 行政コスト計算書(円)			平成26年度
費用	人に係るコスト	人件費	11,530,675
		退職給付費用	579,728
	物に係るコスト	物件費	591,307
		施設管理費	18,614,649
		維持補修費	689,472
		減価償却費	4,067,445
	その他	公債費利子	0

収益			4,674,070
	自己収入(受益者負担)	4,674,070	
	その他の業務関連収益	0	

純行政コスト	費用－収益	31,399,206
受益者負担率	自己収入(受益者負担)/費用	13.0%

費用の中で、施設管理料が一番多いんだね。どんな内訳なのかな。



H26施設管理費用(一部)

業務名	金額(円)
受付管理業務	2,644,149
舞台設備操作業務	15,525,000
舞台保守点検委託	206,820
グランドピアノ調律	64,800



施設に掛かる費用は、建物本体の維持補修費用だけではないんじや。

習志野市民会館の場合、利用者が快適に舞台を使えるように、これらのことを専門業者に委託して行っておる。



舞台裏の設備や、照明・音源の操作管理などは専門業者が行っています。

利用者の方々が快適に施設を使うためには、欠かせないものばかりだね。



施設管理費用は、施設運営を円滑に行うためには、必ず必要なお金である。大塚隊長が勉強会で説明していた「地域社会の福祉を増進するための必要経費」とのことじゃな。

これらを必要以上に削減することは、サービスの低下を招きかねないんじや。なにが必要な費用で、何が不要な費用なのか、じっくり考える必要がある！

**視察の感想をまとめました！
勉強会と視察でわかったことを、大学生隊員がまとめました！**



習志野市民会館グループ 視察の感想

宮崎 紘夢 大学生隊員

施設の老朽化の程度や備品や設備の詳細などといったバランスシート上だけでは知ることができなかった事実を、施設見学を通じて数多く発見することができました。このことから、バランスシート上の数字と実際の資産を比較して考えることの重要性を実感しました。

また、バランスシート上の内容と、実際の資産との間に差異があったことから、公会計上の数値を工夫する必要性があるのではないかと感じました。

富樫 雅光 大学生隊員

バランスシート探検隊での、財務書類上に示された資産を、実際に足を運んで見学させていただき、帳簿上で正しく評価されているか確かめるという経験は、会計を学んでいる私たちにとって大変勉強になりました。

習志野市民の方々にも、ぜひ自分たちの市が保有している資産が今どのような状態にあるのか知っていただき、どんどん活用していただきたいと感じました。

中村 健太 大学生隊員

私はこのバランスシート探検隊の体験を通して改めて帳簿の数値と現実の設備との差異を実際の目で見て体感することが大切であると気づくことができました。

また数値では廃棄すべき設備がまだ継続して使われていることについても上手く会計上の書類に表していくことが必要になってくると感じました。

若松 由実子 市職員隊員

市民会館は、今回見学した3施設の中で最も老朽化比率が高いですが、見学して改めてそれを実感しました。建設当時と現在では必要とされる設備も異なり、不足している設備をその時々で備え付けていくことで、当初に予定のないコストも生じていることがわかりました。



市民会館にはエレベーターが無いので、足腰が不自由な方が階段を利用する際に使用する、階段昇降機能付車椅子が備えられています。

隊員は、バリアフリーについて、個々で感じるものがあつたようです。

大学生隊員によるまとめ(習志野市民会館)

大学生隊員 宮崎 紘夢・中村 健太・富樫 雅光

・バランスシートを通じて

市民会館に関してバランスシートを通じてわかったことは、非常に老朽化が進んだ施設であるということです。建物の簿価が約2億円ある中で、減価償却累計額は約1億9000万円にものぼり、施設の96%がすでに償却されているという状態にありました。このことから、市民会館は今回視察した3施設の中で最も老朽化が進んだ施設であると言えます。

また、平成26年度では1年間に328件の利用があることから、古い施設でありながらもたくさんの市民の役に立っているという事実も確認することができました。

・施設の見学を通じて

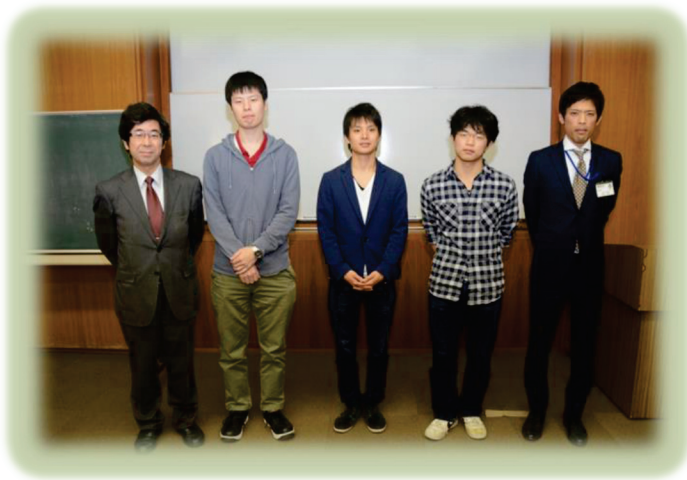
3施設の中で最も老朽化が進んでいるということもあり、施設自体に雨漏りなどの欠陥が多く見られました。このことから、これからも修繕費の負担がますます増えていくことが予想されます。

また、障害者用のトイレが女子トイレの中にあったり、エレベーターがないため車椅子用の昇降機がリースされていたりと後付けの設備が多い印象を受けました。一部の階段や手すりに関しては高齢者が使用しやすいように修繕を行っており高齢者が快適に利用できるような配慮が感じられましたが、施設全体としては急な階段が多く足腰の悪い方は利用しにくいのではないかと印象を受けました。施設を管理している方から高齢者の利用が多いというお話を伺っていたので、今後も施設を運営していくのであれば高齢者が快適に利用できるようなさらなる改善が必要になってくるのではないかと感じました。

・バランスシートと見学を通じた比較

バランスシート上では老朽化が進んでいながらもたくさんの市民の役に立っている施設であるということが確認できましたが、実際に施設を見学してみたところ市民の皆さんが快適に施設を利用するためにはさらなる修繕が必要になってくるということがわかりました。修繕費は老朽化に伴って減少するのではなく、むしろ増加していくため建設の際に長期的な目線で将来世代の負担を考えていかなければならないと感じました。

8. 菊田公民館（講堂）について



菊田公民館（講堂） 隊員紹介

大学生隊員（千葉大学）

荒井 友樹
田中 俊太郎
奥脇 征宙

市職員隊員（会計課）

河北 誠仁

私たちは、3施設のうちで最も規模の小さい、菊田公民館（講堂）について調べました。
※バランスシートや行政コスト計算書について、講堂分だけを正確に算出することが困難なため、菊田公民館全体の数値を載せています（なお、講堂部分の面積は公民館全体の約1/10）。



菊田公民館（講堂）概要

住所：習志野市津田沼7丁目9番20号

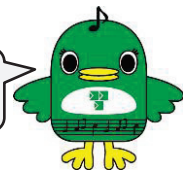
面積：149.16㎡

収容可能人数：160人

講堂使用料金

9時～12時	12時～13時	13時～15時
1,170円	390円	780円
15時～17時	17時～18時	18時～21時
780円	390円	1,170円

菊田公民館の講堂って、どんなところ？



菊田公民館には、多くの公民館と同様に、会議室や調理室、和室などがある。それに加え、160人収容可能な「講堂」があり、かつては映写室からスクリーンに映像を流したりしていたんじや。現在、映写室は使用していないが、講堂自体は広いスペースを生かして、ダンスサークルやピアノの発表会に使用されておる。



講堂正面



後方の映写室。かつてはココから映像を流していました！

広いスペースを生かして、他の公民館にはないサービスを提供しているんだね。



うむ。
ここで、菊田公民館(全体)のバランスシートを見てみよう。

H26末 バランスシート (百万円)

資産 399	負債 26
	純資産 373



H26末(円)

資産 計	399,133,539
土地	335,371,838
建物	334,746,050
建物減価償却累計額	-271,595,230
その他	3,800,450
その他減価償却累計額	-3,189,569

負債 計	26,202,043
固定負債	26,193,943
流動負債	8,100
純資産	372,931,496

資産の内訳

資産名称	取得年度	取得価額	評価増減累計	減価償却累計額	期末簿価	老朽化比率
津田沼7丁目83番2-(A)	S38	352,135,843	-16,764,005		335,371,838	-
土地 合計		352,135,843	-16,764,005		335,371,838	-
菊田公民館	S46	302,116,500		259,820,190	42,296,310	86%
吸収式冷温水機(菊田公民館)	H20	25,200,000		10,069,920	15,130,080	40%
高圧気中負荷開閉器(菊田公民館)	H20	897,750		358,740	539,010	40%
菊田公民館・陶芸作業小屋	S59	572,000		552,540	19,460	97%
菊田公民館屋外電灯動力幹線改修工事	H24	612,626		81,600	531,026	13%
菊田公民館キューピクル改修工事	H24	198,658		26,460	172,198	13%
菊田公民館3階電灯分電盤改修工事	H24	438,216		58,370	379,846	13%
菊田公民館駐車場利用に関する看板	H24	510,300		67,970	442,330	13%
菊田公民館階段室廻り外壁改修工事	H24	4,200,000		559,440	3,640,560	13%
建物 合計		334,746,050	0	271,595,230	63,150,820	81%
菊田公民館空調機軸受交換工事	H20	1,017,450		406,572	610,878	40%
電気式陶芸窯	H19	1,025,850		1,025,849	1	100%
備品台帳19-K-1陶芸窯(菊田公民館)	H19	1,025,850		1,025,849	1	100%
軽自動車: 習40は9269	H06	731,300		731,299	1	100%
その他 合計		3,800,450	0	3,189,569	610,881	84%

「工事」が資産になっているって、どういうこと？



工事をすることによって、新たな設備が増えたり、建物自体の寿命を延ばしたと判断する場合、工事金額を資産として計上するんじゃ。
建物を建設した時に支出した金額だけを資産として計上しているわけではない。



菊田公民館階段室廻り
外壁改修工事(建物)も
見学しました！

さまざまなものが「資産」としてバランスシートに計上されているんだね。

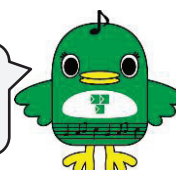


そのとおり。
現在までの様々な積み重ねがバランスシート上の「習志野市の資産」なんじゃ。
では、次は行政コスト計算書じゃ。

菊田公民館 行政コスト計算書(円)			平成26年度
費用	人に係るコスト	人件費	30,598,929
		退職給付費用	1,779,364
	物に係るコスト	物件費	7,333,728
		施設管理費	6,105,033
		維持補修費	474,768
		減価償却費	8,263,540
	その他	公債費利子	8,100
			54,563,462
収益			2,007,205
	自己収入(受益者負担)		1,865,920
	その他の業務関連収益		141,285
純行政コスト		費用－収益	52,556,257
受益者負担率		自己収入(受益者負担)/費用	3.4%

※物件費と維持補修費は市内公民館7館分の合計額を1/7している

受益者負担率が習志野文化ホールや習志野市民会館と比べて、とても低いね。
どうしてかな？



公民館は他の2施設と比べて、公民館は地域の社会教育施設ということで、使用料が比較的安価であることが要因の一つじゃな。

利用料の収入を増やすには、たくさんの人に、できるだけ多く施設を利用してもらう必要があるんだね。
隊員たちも視察の際に、講堂や他の部屋、空きスペースの有効活用ができないか、じっくり考えていたね。



そうじゃな。
あわせて、現在、全国的に各自治体の施設について、「受益者負担の原則」といって、「施設の利用者が応分の負担をする」という考え方を取り入れた利用料の見直しが行われておる。
また、費用についても、無駄なものは削減することが重要である。
①利用の促進②利用料の見直し③無駄な費用の削減
この3つを的確に行うことが、今後の公共施設の運営には欠かせないのじゃ！

**視察の感想をまとめました！
勉強会と視察でわかったことを、大学生隊員がまとめました！**



菊田公民館講堂グループ 視察の感想

荒井 友樹 大学生隊員

私が視察した菊田公民館は、老朽化比率が81%と非常に古い建物であり、事前学習では公民館は必要ないのではないか、という気持ちでいました。しかしながら、実際に視察に行ってみると、講堂が思っていた数倍も広く、図書スペースや幼児室など、地域に無くてはならない施設なのだと気づかされました。財務書類の数値で判断するのではなく、実際にいって見てみることの重要性を学ぶことができました。

奥脇 征宙 大学生隊員

今回バランスシート探検隊に参加することで、色々と貴重な経験ができました。バランスシート上の数値と実際の設備の間に差があるのだと言葉の上では知っていたのですが、実際に今回公民館などを見ることでその認識がより一層強まりました。

また、音響や舞台下の設備、それに防災設備など普通に生活していたら見る事ができないであろう公民館や文化ホールの裏側を今回見る事ができたのも貴重な経験でした。

田中 俊太郎 大学生隊員

今回のバランスシート探検隊を通じて最も強く感じたことは、帳簿上の現存価格と実際に存在している資産の価値はイコールではないということです。今回私たちが調査した習志野文化ホール、菊田公民館、習志野市民会館はどれも償却率のかなり進んだ、帳簿上の価値は低いものでした。実際に、私の担当した菊田公民館の帳簿上の資産価値は取得原価の20%未満でした。しかし、実際に行ってその施設の職員の方のお話を聞き、利用者の様子を見てみると、決して帳簿上の価値しかない資産ではありません。利用者の満足やそこに関わっている職員の生活など、紙の上からでは確認することのできないことを理解するためには実際に現地に行くということが大切であると感じました。

河北 誠仁 市職員隊員

菊田公民館を視察した際、各部屋の稼働率の高さに驚いたと同時に、通常は目に見えない建物の裏側の傷みが印象に残りました。

また、3階建てであるにもかかわらず、エレベーターが無く、建設当時と現代のバリアフリーに対する概念の違いも目の当たりにしました。

固定資産台帳に計上されている各種資産(吸収式冷温水機や階段室廻り外壁改修工事)を実際に見ることで、バランスシートがそれぞれの資産の積み重ねであるということを再認識できました。

大学生隊員によるまとめ(菊田公民館講堂)

大学生隊員 荒井 友樹

菊田公民館に関する財務書類をみると、老朽化比率が高いことがまず一つ特徴としてあげられます。つまり、減価償却がほとんど終了していることを示しており、建物の老朽化比率は建物で81%です。近年行われた改修工事などで老朽化比率は多少低くなっていますが、依然として8割と、帳簿上では残存価額は2割程度にしか過ぎません。建物は相当に古くなっていると予想されます。

さらにもう一つの特徴は、公民館という性質上、多くの方に利用されているということです。利用件数は839件と、他に視察した2施設と比べて、その件数が多いです。しかし、利用人数は24,313人と、他2施設と比べて、その人数は少なくなっています。つまり、小規模な利用が多く、その利用頻度も多いことが分かります。多くの方に利用されていることが予想されます。

以上のように、財務書類上でも、菊田公民館の現状がみえてきました。しかし、実際に視察に行ってみると、財務書類では分からなかった情報を得ることができました。

まず気づいたことは、市民の方に使われるための、設備が整っていることです。公民館のメインである講堂が非常に広いことに、まず驚きました。市内で最も古い公民館ながら、その広さは申し分なく、ダンス・空手・映画上映など様々な用途に使われています。さらに、公民館には公園が併設され、公民館内には図書スペースがあります。もともとは、図書館の分館だったようで、いまでも図書があり、相当の数の図書が用意されています。ここは、小学生や保護者の方などがよく利用されているそうです。以上から、菊田公民館が住民の方にとってなくてはならない存在だということが分かりました。しかし、使われていない映写室を有効活用するには、どうすればよいかなどの課題も併せて発見しました。

今回の視察を通して、事前学習で発見した公民館の特徴は実際の視察でリンクさせることができたし、新たな発見もありました。帳簿上の残存価額以上の価値が菊田公民館にはあるのではないのでしょうか。

ただ、メインの講堂に関しては、半日使用しても利用料金が1,000円台と非常に安く、スペースもあるのに、固定客が多いということは、少しもったいないなと感じました。もし、公民館での収益を上げることを考えるのならば、利用料金を上げるのではなく、積極的なPR活動をしていくことで、利用者を増やしていくことが重要なのではないかと考えます。

【参考】 3 施設の比較

バランスシート (円)	習志野文化ホール	習志野市民会館	菊田公民館(全体)	(参考) 菊田公民館講堂
	平成27年度期首	平成26年度	平成26年度	平成26年度
資産 計	655,089,303	124,979,913	399,133,539	39,913,354
土地	0	116,121,510	335,371,838	33,537,184
建物	2,560,753,193	200,845,098	334,746,050	33,474,605
建物減価償却累計額	-1,919,134,117	-191,986,695	-271,595,230	-27,159,523
その他	833,663,871	0	3,800,450	380,045
その他減価償却累計額	-820,193,644	0	-3,189,569	-318,957
負債 計	665,068,339	7,654,478	26,202,043	2,620,204
固定負債	598,563,339	7,654,478	26,193,943	2,619,394
流動負債	66,505,000	0	8,100	810
純資産	-9,979,036	117,325,435	372,931,496	37,293,150

※菊田公民館(講堂)の金額は面積按分(全体の1/10)。

行政コスト計算書 (円)		習志野文化ホール	習志野市民会館	菊田公民館(全体)	(参考) 菊田公民館講堂
		平成27年度 (予算による見込)	平成26年度	平成26年度	平成26年度
費用		250,601,544	36,073,276	54,563,462	5,456,346
人に係るコスト	人件費	7,968,041	11,530,675	30,598,929	3,059,893
	退職給付費用	596,947	579,728	1,779,364	177,936
物に係るコスト	物件費	34,959,996	591,307	7,333,728	733,373
	施設管理費	122,684,240	18,614,649	6,105,033	610,503
	減価償却費	68,659,487	689,472	474,768	47,477
その他	公債費利子	5,780,833	4,067,445	8,263,540	826,354
	運営費補助金	9,952,000	0	8,100	810
収益		83,513,775	4,674,070	2,007,205	776,969
	自己収入(受益者負担)	83,246,871	4,674,070	1,865,920	762,840
	その他の業務関連収益	266,904	0	141,285	14,129

純行政コスト	費用－収益	167,087,769	31,399,206	52,556,257	4,679,378
受益者負担率	自己収入(受益者負担)/費用	33.2%	13.0%	3.4%	14.0%

※菊田公民館(講堂)は「自己収入」は講堂分の使用料収入、その他の金額は面積按分(全体の1/10)。

9. バランスシート探検隊に参加して

大学生隊員 松村 彩香

今回、習志野市との協働事業にバランスシート探検隊の大学生隊員として千葉大学から10名の学生が参加しました。普段ゼミナールでは会計学、おもにその理論や手法を学んでいたため、バランスシートを目にする機会は多くありました。しかし今回の事業ではバランスシートを読むだけでなく、記載してある内容を実際に自分たちの目で確かめる、という新たな経験でした。

また私たちにとって新たに勉強になったこととしては、今回視察した資産は『公共施設』であり、目にするバランスシートは『公会計』に従って作成されたものであるという点です。今までは営利企業を主に学習していた私たちにとって、利益をはじめとする数字だけでは測れない資産価値というものを見極めることが今回の課題でした。

この取り組みを通して意識していたこととしては、『バランスシートを市民の方々にわかりやすく周知すること、そして自分たちの市が持つ資産の価値を知って現状と将来を考えてもらうきっかけを作る』というものでした。バランスシートに関する知識は多少持っているのに対し、習志野市についてあまり馴染みがなかった大学生隊員一同は、客観的な視点を持ちつつ会計について考えることができました。そのような意味で市民の方々と習志野市の会計をつなぐ架け橋としての役割を果たせたのではないかと思います。

事業の具体的な内容としては習志野文化ホール、習志野市民会館、菊田公民館講堂の3つを視察させていただきました。この3つはそれぞれ規模が異なり使用されている用途も多様です。実際に視察することで、数字としての利益を上げていなくても市民の方々の役に立っているならば市の資産として残すべき理由になりうるということを実感しました。『音楽のまち習志野』をアピールしていることもあり、特に習志野文化ホールは施設設備としても素晴らしいものを備えています。市民会館および公民館に関しては地域の人々のサークル活動や学生の発表の場として使用されており、施設としての存在意義をとっても強く感じられました。

しかしホールには多くの維持費等、費用が掛かってしまうのも事実です。その点を考慮して私たちが考えたこととしては、「費用がかかるから無くすという単純な考えではなく、そうまでしても保有する意義を市民みんなに周知し、有効に活用していくべきである」ということでした。このような結論に至ったのは実際に利用されている状況を目の当たりにできたからであり、とてもよい活動ができたと思います。

今回の事業を主導し、また大学生隊員の拙い意見を汲んでくださった市職員の方々、知識を教え私たち隊員を見守ってくださった先生方、貴重な経験をさせていただき本当にありがとうございました。

市民隊員 原茉咲

「バランスシート」という言葉の意味すら知らないところからのスタートでした。バランスシート探検隊事業を終えた今でも、難しいことはわかりませんし、すべてが理解できたわけではありません。しかし、このバランスシート探検隊事業を通して新たに得たことも数多くありました。

今回、バランスシート探検隊員として施設を見たことで、一利用者とは異なった視点から施設を見ることができました。それぞれの施設が抱える様々な問題に気づけたことはとても勉強になりましたし、同時に、視点を少し変えるだけでこんなにも見えてくるものが違うのかと驚かされました。

3つの施設に共通していることは、老朽化や維持管理の費用等の面で様々な問題を抱えているという点だと思います。しかし、地域の人たちのふれあいの場となっていたり、その施設にしかない貴重な設備を持っていたりと、古くから今の場所にあることで、今ではそれぞれの施設が無くてはならないものとなっているのではないかと感じました。

バランスシート探検隊に参加したことで多くのことを学ばせていただきました。ありがとうございました。

市民隊員 三浦優奈

バランスシート探検隊と聞いて、何をするのかよくわかっていませんでした。隊長である大塚教授の勉強会で初めてバランスシートという言葉が貸借対照表という意味であり、これらはすべて会計学に関係するものであると学びました。理系大学で、教養でも会計学の授業を受けたことがない私にとっては、未知の世界であり新たな視野をもつきっかけでした。自分たちが普段使用する習志野文化ホールが、素晴らしいホールとして維持され続けていくためには「会計学」の視点を忘れてはならないということを学びました。そこには様々な問題があり、単純に「壊れたから直せばいい」「足りないから増やせばいい」とお金を使えるわけではないのだなと会計学を通してわかりました。ただホールを使っているだけでは、施設のみえない事情は見えてこないなので今回は大変貴重な機会をいただきました。ありがとうございました。

市民隊員 深澤友樹

最後の協働学習から参加しました。

参加してみて、自分の知らない習志野文化ホールの持っている悩みがよく理解できました。例えば、ドイツ製のパイプオルガンのため、修理をする際に、ドイツから部品を取り寄せる場合があることや、パイプオルガンは本番ではなかなか使われない(ましてや練習ではもっと)といった具合です。

今まで演奏会で演奏者として、観客としてしか使っていなかったもので、ホールの中身がどうなっているのか、会計学の面から見てみるとどういったことがわかってくるのかなんて考えたことがありませんでした。演奏者や観客としてではなく、うまく機能しているのかという視点で考えることでぐんと視野が広がりました。ホールの抱える悩みだとか内面を見ることが大事であると気づかされたことが今回のバランスシート探検事業に参加しての一番の収穫でした。

市職員隊員 社会教育課 中村 裕美

バランスシートを市民にわかりやすく周知することを目的に、3回目となる「バランスシート探検隊」が結成されました。今回は平成27年度から市の公共施設となった「習志野文化ホール」がテーマとして取り上げられ、施設担当である社会教育課も事業経営の立場から財務書類の理解と作成をめざし、探検隊事業に参加いたしました。

「音楽のまち習志野」の象徴とも言える習志野文化ホールは、昭和53年に開館し37年が経過する施設で、商業施設との複合ビルの4階部分から上に建築されたことから、土地を所有していません。この施設の資産価値を客観的に捉えるためには、官庁会計による分析、把握ばかりではなく、資産・負債の視点に立ち、現状価値を見極め、資金調達や運営管理コストなどを総合的に検証し、今後の施設の長寿命化へ向けての戦略を考えていかなければなりません。

そこで、学生隊員の皆さんと一緒に、施設の概要や官庁会計による予算決算、バランスシートの理解から、ホール施設の見学を通しコストの検証を行いました。さらに、今後どのようにしたら健全な運営ができるのかを話し合ってきました。

探検隊の活動はバランスシートの理解と周知であり、事業としては終了となりますが、この成果を引継ぎ、施設の維持管理や今後予定されている習志野文化ホール大規模改修工事に向けた研究などに取り組んでいきたいと思います。

市職員隊員 社会教育課 若松 由実子

今回、バランスシート探検隊に参加し、普段は足を踏み入れない施設の裏側まで見学したことで、施設には来場者の目に触れないスペースもあり、それを維持していくために莫大な費用がかかることを改めて感じました。また、建設当初には必要とされていた最新設備が不要になったり、当初は想定になかった設備についても、時代のニーズにより設置していることから、将来にわたる負担を見据えた上で、施設を建設、維持していくことが必要だと感じました。

それに加えて、当初からある設備も修繕していかなければならないことは将来への大きな負担になっていることがわかりました。

施設更新の重要性を市民の皆様と共通に理解していくために、今回学生の皆さんと見学する機会に恵まれたことは非常に有意義でした。

これを機に、目に見える老朽化だけでなく、資産価値の面でも施設を見ていきたいと思います。

市職員隊員 会計課 河北 誠仁

自治体の会計制度は現金の流れの情報のみを表してきました(＝官庁会計)が、「公会計改革」により、大きく変化しています。

習志野市では、資産・負債を正確に把握するために、平成20年度決算から、総務省の新地方公会計制度研究会報告書に示された「基準モデル」により貸借対照表(バランスシート)を作成するとともに、さらに行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4つの財務書類を作成し公表しています。このことにより、財務体系が一目でわかるようになり、健全な自治体経営が可能になります。

今回、私は公会計担当課の職員として参加しました。勉強会の場で、バランスシートや行政コストについて説明する機会がありましたが、専門的な用語を「わかりやすく説明する」ということの難しさを実感しました。市民の方に公会計を身近に感じてもらうためには、理解しやすい表現をすることが重要なので、今回の経験を生かし、今後も公会計の周知に取り組みたいです。

また、大学生隊員、市民隊員の方々と一緒にディスカッションをすることで、様々な視点からの意見を聞くことができ、とても参考になりました。

公共施設については、現在、全国的に、統廃合に向けた議論がされていますが、その判断材料の一つとして、バランスシートや行政コスト計算書の数字が必要になると思います。それら「会計の情報」と、各施設所管課が保有する「施設の実態・利用状況」を議論の場で共有することが大切だということを、勉強会や視察を経て、改めて実感しました。

公会計によって表れる数字は、今後の市政運営に必要不可欠となりますので、より正確で、より充実した会計情報の作成に励みたいと思います。



10. まとめ



バランスシート探検隊隊長（千葉大学教授） 大塚 成男

習志野市バランスシート探検隊の活動も、今年度で3回目になります。1回目の活動では、習志野市の資産を幅広く調査し、「市が保有している資産とはどのようなものなのか」という点を明らかにしました。2回目の活動では、インフラ資産の代表である橋梁に対象を絞って調査を行い、資産は建設するだけでなく、その後もしっかりと管理していくことが必要であることを明らかにしました。そして今回の探検の対象としたのは、習志野文化ホールに代表される公共施設でした。

今回調べた習志野文化ホール、習志野市民会館、および菊田公民館は、すべて市民の皆さんに活動のためのスペースを提供する施設です。これらの施設があることで市民の皆さんが様々なグループで活動をすることができ、たいへんに役に立っている施設であることが確認できました。ただ、提供されるものがスペースであると言っても、それらの施設が建物としてあるだけでは駄目であることもわかりました。それらの施設が市民の皆さんにとって役に立つスペースであるためには、その施設を管理する職員が配置され、それらの施設を役立たせるための様々な設備を毎日動かしていかなければならないことが探検によって明らかになりました。そしてそれらの職員や設備のためには、毎年相当額の経費が必要になっていました。すなわち、今回の探検の対象とした資産は、建設のための負担だけでなく、建設後にも相当の経費を負担していかなければならない資産の典型例であると考えられます。

探検をした3つの施設は、現在も利用者が多く、それらの利用者からは使用料が徴収されています。しかし、その使用料だけでは、それぞれの施設を維持する経費を賄うことができてはいませんでした。そのため、これらの施設を維持していくためには、毎年、習志野市は相当額の資金を投入していかなければいけません。それだけに、これらの施設の運営は、単に利用者との関係だけでなく、市全体の問題として考えていかなければならないことが確認できました。たとえ利用者がいて、その利用者にとっては役に立っている施設であっても、習志野市全体としての負担がとて大きくなっているのであれば、その維持・運営を見直す必要があることという点が隊員の中での共通した考えになったように思います。

また、従来の決算では、施設を維持・管理するための職員や設備稼働の経費は計上されていても、施設が市民の皆さんに供用されていること自体は表れていませんでした。それに対してバランスシートでは、施設に対する減価償却という手続きが行われています。減価償却は、習志野市が市民の皆さんに供用している施設について、毎年、減価償却費というコストを計上するとともに、その金額の分だけバランスシート上の施設の評価額を小さくしていく手続きです。今回の探検隊の活動によって、習志野文化ホール、習志野市民会館、および菊田公民館が大きな役割を果たしていることがわかり、単に職員や設備稼働の経費を計上するだけでなく、それらの施設が使われているという意味での減価償却費というコストを毎年把握していることが重要であることもわかりました。毎年の減価償却費が大きければ、それだけ市民に皆さんに供

用されている施設が大規模なものなのであり、その維持・管理の問題も大きいと言えるでしょう。

また、いずれの施設も老朽化が問題になっていました。施設の老朽化は、バランスシートにおいてそれぞれの施設の評価額が減価償却によって小さくなっていくことで表されます。特に老朽化が進んでいる菊田公民館や習志野市民会館は、バランスシート上の評価額は小さくなっています。ただし、評価額が小さい施設であるとしても、これらの施設が役に立たなくなっているわけではありませんでした。しかしながら、現実にはこれらの施設の建物等が傷んでいるのも事実でした。したがって、施設のバランスシート上の評価額が相当に小さくなっているとしても、その施設が重要ではなくなっているのではなく、むしろその施設の維持・管理の問題や、新たな施設建設を検討する必要性が高まっていると考える必要がありました。

ただし、施設の建て替えは簡単にはできません。対象となる施設が大規模なものであるほど、それに替わる施設を建設するための負担は大きくなります。その負担を軽減するためには、単純な建て替えではなく、他の施設との統廃合も含めた検討を行う必要があるでしょう。今回の探検の中で習志野市民会館については大久保地区の他の施設との統合が検討されていることも学びましたが、そのような検討が現実に必要なことも理解できました。

なお、今回の探検を通じて得た教訓もあります。習志野文化ホールは、優れた音響設備があり、パイプオルガンも常設された日本有数の施設ですが、それゆえにその施設の維持・管理の負担は非常に大きいものになっていました。その負担は時間が経過するにつれて大きくなり、小さくなることはありません。また、習志野市民会館や菊田公民館も、現時点でこそ老朽化していますが、建設当初は最新の設備を有する施設でした。それらの施設は「市民に役立つ最良の施設を整備する」という発想で設計・建設されたものでした。その発想は重要ですが、それだからこそ、それらの施設を維持・管理するための負担は大きいものになっています。また、建設当初は最新の設備であっても、設備は必ず老朽化し、旧式のものになってしまいます。探検をしたすべての施設に、旧式化して使えなくなっている設備がありました。したがって、施設については単に建設の時点での「良いもの」を整備するだけでなく、その施設がその後に生じさせる負担も考えて整備する必要があります。施設を整備するうえでは、将来を見通した長期的な視野と理解でその是非を考えなければいけないのです。

市民のためには市が施設を整備していくことが必要です。ただし、自治体が施設を管理・運営できる能力には限度があります。習志野市も例外ではありません。役に立っているからとか、使用している市民がいるからというだけでなく、習志野市全体として負担や、施設を維持・管理していくための長期的な視点からの負担を考えていく必要があることを明らかにできた点が、今回のバランスシート探検隊の活動の成果であったと言えるでしょう。

【大塚成男隊長プロフィール】

千葉大学大学院人文社会科学部教授（現職） 担当：会計学、主な活動として、総務省・地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会委員、（財）自治総合センター・地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会委員、公認会計士試験委員（担当科目：財務会計論）、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員など多くの財政分析・会計活動に従事。また著作・論文多数。

1 1. バランスシート探検隊に期待する



JAGA会長 柴 健次

習志野市は平成 27 年 10 月～11 月に第 3 回目の「バランスシート探検隊」を実施されました。同市会計管理者の宮澤正泰氏と探検隊長の千葉大学の太塚成男教授が中心となって平成 23 年度に始められた事業です。隊長によると「バランスシート探検隊とは、地方自治体が作成・公表している財務書類を活用して、地方自治体の現実の姿に対する地域住民の皆さんの理解を深めていこうとする取り組み」とのことです。

第 3 回目の探検隊は、太塚隊長以下、大学生隊員、市民隊員、市職員隊員から成る 14 名で 10 月に結成されました。宮本泰介市長もおいでになり、会計の重要性、探検隊の重要性を強調されていました。そうした市長の思いも探検隊の皆さんに伝わっていたように感じました。私も公会計小史をお話しさせていただきました。その後、隊員は、同市の市民会館、習志野文化ホール、菊田公民館講堂を視察されました。隊員の声によると、バランスシートだけでは見えなかった施設の老朽化の程度が分かった、帳簿の数値と現実の施設の関係が分かった、帳簿上の金額以上に実際の価値があると感じられたなど、探検の効果が表れていることに関心を抱きました。

私たちJAGA (Japan Association of Governmental Accounting、通称名を「公会計改革ネットワーク」)はこの意義ある事業の推進を支援するために習志野市と協定を結びました。この事業の先駆者である習志野市の宮澤氏は、太塚先生とともに、愛媛県砥部町や鹿児島県和泊町が本事業を実施するに当たり指導されました。

隊員の声にあるように、帳簿の数値と実際の施設等を突き合わせることは重要です。これは「記録と実際の突合せ」という重要な確認行為であります。実際に突き合わせると、想像以上に老朽化が進んでいるとか、金額以上の価値があるとかの感想に見られるように、会計数値に対しても、実際の設備等に対しても理解が深まると考えられます。

また、市職員、市民、学生の代表が参加されていたことも重要です。それぞれの立場が違っていても、探検隊の事業を行うことで、相互に理解が深まっただろうし、互いの立場を理解しあえるきっかけになったのではないかと思います。

地方自治体は、目下、統一基準による新地方公会計の導入や公共施設等総合管理計画の策定に取り組んでおられるところですが、バランスシート探検隊事業を通じて、これらの導入や策定がより正しく理解されるきっかけになると期待しております。習志野市が率先して指導的役割を果たしていることに敬意を表します。

最後に、私が知るところ、自治体の方々の間では、しばしば、習志野市を参考にしていると話題に上ってきます。フロントランナーである習志野市が探検隊事業を通じて、更なる前進をされていくことを願っております。

平成 28 年 1 月

【柴健次 JAGA会長プロフィール】

関西大学大学院会計研究科教授、元会計研究科長 担当：会計制度論、公会計理論など。
早稲田大学パブリックサービス研究所招聘研究員。

主な所属学会：JAGAの他、日本会計研究学会（理事）、日本会計教育学会（会長）、日本ディスクロージャー研究学会（名誉会長）など。著作・論文多数。

12. 活動内容のまとめ（習志野市バランスシート探検隊事務局）

協定書締結・結団式を行いました

日時:平成27年10月22日(木)午前10時～10時45分

場所:習志野市役所 サンロード分室6階 大会議室

内容:宮本市長を交え結団式を行い、公会計改革ネットワーク(JAGA)及び千葉大学と協働事業の協定書を締結しました。



協定書の締結(公会計改革ネットワーク柴健次会長と)



協定書の締結(千葉大学大塚成男教授と)



集合写真

第1回勉強会を行いました

日時:平成27年10月22日(木)午前11時～12時

場所:習志野市役所 サンロード分室6階 大会議室

内容: 公会計改革ネットワークの柴会長からは簿記の成り立ちや仕訳の持つ意味など、簿記全般に関する講義を受けました。千葉大学教授の大塚隊長からは、バランスシート(貸借対照表)の説明やバランスシート探検隊の任務の確認がありました。市職員隊員からは、習志野文化ホール・習志野市民会館・菊田公民館の概要の説明と施設ごとに作成したバランスシート(26年度決算)の説明がありました。



大塚隊長の講義

第2回勉強会を行いました

日時:平成27年11月9日(月)午後4時～5時30分

場所:千葉大学 人文社会系総合研究棟 グラデュエイト・ラウンジ1

内容:大塚隊長から行政コストについての説明と、市職員隊員から現金主義会計による歳出や、各施設の行政コストについての説明がありました。また、グループワークを行い、習志野文化ホール・習志野市民会館・菊田公民館講堂の3施設に分かれて、それぞれの行政コスト計算書やバランスシートから何がわかるかを話し合いました。



大塚隊長からの説明



市職員からの説明



グループワーク



発表

過去に行ったバランスシート
探検隊の成果は、市ホーム
ページに掲載されています。



http://www.city.narashino.lg.jp/joho/zaiseikaikei/balance_sheet/index.html

習志野文化ホールを視察しました

日時:平成27年11月12日(木)午前9時30分～12時

場所:習志野文化ホール

内容:習志野文化ホールを視察し、職員から詳細な説明を聞きました。



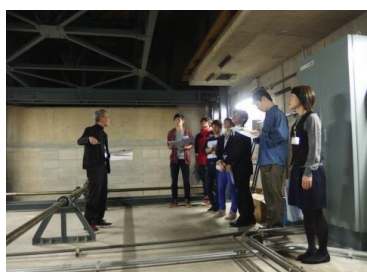
鶴岡常務理事からの挨拶



東川副館長からの説明



機材搬入用エレベーター



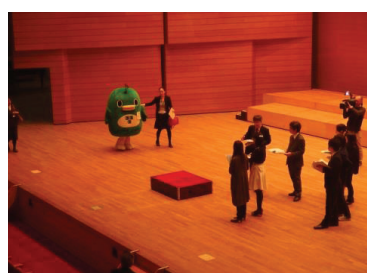
オーケストラピット



パイプオルガン



弾いてみました



ナラシドも参加しました



緞帳



緞帳の原画がありました



受水槽フロア



自家発電機



広告塔も資産に計上されています

習志野市民会館・菊田公民館を視察しました

日時:平成27年11月19日(木) 午前9時30分～12時

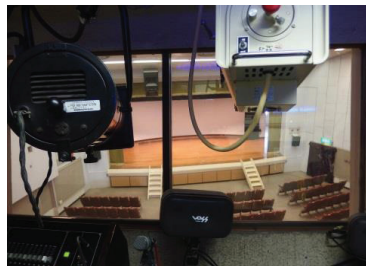
場所:習志野市民会館・菊田公民館

内容:習志野市民会館・菊田公民館を視察し、職員から詳細な説明を聞きました。

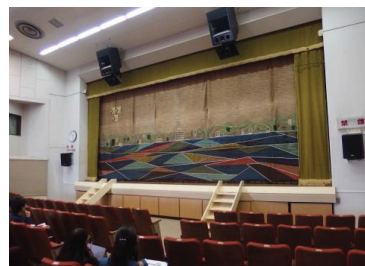
習志野市民会館



市民会館・館長からの説明



調光室



緞帳



市職員からの説明



舞台照明を見上げる



天井のヒビ

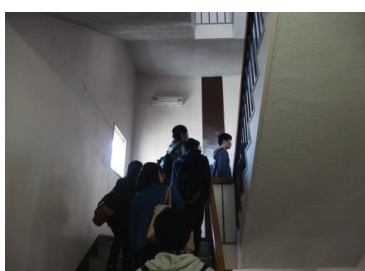
菊田公民館



菊田公民館・館長からの説明



講堂



エレベータが無いので階段で移動します



屋上にも補修の跡が見られます



吸収式冷温水機



外壁にも傷みが...

第3回勉強会を行いました

日時:平成27年11月19日(木) 午後1時～3時

場所:習志野市役所 サンロード分室6階 大会議室

内容:勉強会で学んだことと、実際に施設を見学してわかったことを、グループに分かれて意見交換し、それぞれ発表しました。また、最後には大塚隊長からの総括がありました。



意見交換①



意見交換②



意見交換③



発表①



発表②



大塚隊長の総括

解団式を行いました

日時:平成28年3月23日(水)

場所:千葉大学

内容:本活動を題材とした、市の広報番組のDVD上映などを行いました。

習志野市バランスシート探検隊事業に関する協定書

習志野市（以下「甲」という。）と千葉大学法政経学部（以下「乙」という。）とは、「習志野市バランスシート探検隊事業（以下「本事業」という。）」の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、本事業の実施に当たって、甲と乙双方が対等な関係のもと互いに理解・尊重し、協働で本事業を推進していくために必要な事項を定めるものとする。

（役割）

- 第2条 甲は、将来にわたって健全な財政を構築し自治体経営をしていくために、公会計改革を推進し、本事業によりバランスシートを市民にわかりやすく周知するものとする。
2. 乙は、甲と協働して本事業を行うことで地方公共団体における財務会計制度の理解をはかるものとする。
3. 甲及び乙は、具体的な本事業の企画及び実施にあたり、協議の上、適切な役割分担を決定することとする。

（内容）

第3条 本事業は、次に掲げるものとする。

（1）事業名 探検隊事業

（2）事業内容 ◎習志野市テレビ広報「なるほど習志野」の制作協力

（放送日：平成28年3月7日～3月13日、平成28年3月21日～3月27日）

◎報告書の作成（アニュアルレポートに掲載）

（経費）

第4条 本事業に係る経費は甲が負担する。

（報告、評価）

第5条 甲及び乙は、互いに協力・協調して、本事業終了後に事業報告書を作成するとともに、事業実施の評価を行わなければならない。

（バランスシート探検隊の組織、設置期間）

第6条 本事業を実施するためのバランスシート探検隊の組織、設置期間は、別に定める。

（その他）

第7条 この協定に定めのないもの、または疑義を生じた協定の事項については、甲及び乙の協議のうえ定めるものとする。

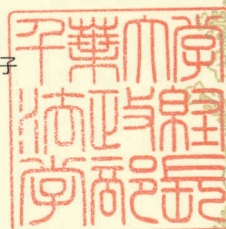
この協定の証として、本協定書2通を作成し、当事者押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年10月22日

甲 住所 習志野市鷺沼1丁目1番1号
氏名 習志野市 市長 宮本 泰介



乙 住所 千葉市稲毛区弥生町1-33
氏名 千葉大学 法政経学部長 酒井 啓子



習志野市バランスシート探検隊事業に関する協定書第6条に規定する
バランスシート探検隊の組織、設置期間

習志野市バランスシート探検隊事業に関する協定書第6条に規定するバランスシート探検隊の組織、設置期間は、次のとおりとする。

(組織)

第1条 探検隊は、別記1に定める隊長及び隊員をもって組織する。

2 隊長には千葉大学教授を充てる。

(設置期間)

第2条 探検隊の設置期間は、平成28年3月31日までとする。

別記1 (第1条関係)

団体名	役職等	氏 名	備 考
千葉大学	大学院人文社会科学研究科 教授	大塚 成男	隊長
習志野市	生涯学習部社会教育課	中村 裕美	隊員
習志野市	生涯学習部社会教育課	若松 由実子	隊員
習志野市	会計課	河北 誠仁	隊員
東邦大学管弦楽団	大学2年生	原 茉咲	隊員
東邦大学管弦楽団	大学2年生	三浦 優奈	隊員
東邦大学管弦楽団	大学2年生	深澤 友樹	隊員
千葉大学	法経学部4年生	荒井 友樹	隊員
千葉大学	法経学部4年生	白井 美有	隊員
千葉大学	法経学部4年生	松村 彩香	隊員
千葉大学	法経学部4年生	宮崎 紘夢	隊員
千葉大学	法経学部3年生	田中 俊太郎	隊員
千葉大学	法経学部3年生	安藤 雅和	隊員
千葉大学	法経学部3年生	奥脇 征宙	隊員
千葉大学	法経学部3年生	代田 和也	隊員
千葉大学	法経学部3年生	富樫 雅光	隊員
千葉大学	法経学部3年生	中村 健太	隊員

習志野市バランスシート探検隊事業に関する協定書

習志野市（以下「甲」という。）と Japan Association of Governmental Accounting（以下「乙」という。）は、「習志野市バランスシート探検隊事業（以下「事業」という。）」の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、事業の実施に当たって、甲と乙双方が対等な関係のもと互いに理解・尊重し、協働で事業を推進していくために必要な事項を定めるものとする。

（役割）

第2条 甲は、将来にわたって健全な財政を構築し自治体経営をしていくために、公会計改革を推進し、本事業によりバランスシートを市民にわかりやすく周知するものとする。

2. 乙は、公共経営における会計の重要性を体験し、理解してもらうための啓もう活動の一環として、甲と協働して本事業を行うものとする。

3. 甲及び乙は、具体的な本事業の企画及び実施にあたり、協議の上、適切な役割分担を決定することとする。

（内容）

第3条 本事業は、次に掲げるものとする。

（1）事業名 探検隊事業

（2）事業内容 ◎習志野市テレビ広報「なるほど習志野」の制作協力

（放送日：平成28年3月7日～3月13日、平成28年3月21日～3月27日）

◎報告書の作成（アニュアルレポートに掲載）

（有効期間）

第4条 協定期間は、平成28年3月31日までとする。

（経費）

第5条 事業に係る経費は、甲が負担する。

（その他）

第6条 この協定に定めのないもの、または疑義を生じた協定の事項については、甲及び乙の協議のうえ定めるものとする。

この協定の証として、本協定書2通を作成し、当事者署名のうえ、各自1通を保有する。

平成27年10月22日

住所 習志野市鷺沼1丁目1番1号
甲

氏名 習志野市
市長 宮本 泰介



住所 岐阜県大垣市北方町5-50
乙

氏名 Japan Association of Governmental Accounting
（公会計改革ネットワーク）
会長 柴 健次



第9章 施設別・所管課別 サービスコスト について

習志野市では、平成20年度決算から複式簿記・発生主義の考え方を導入したフルコスト情報について、試行を重ねてきました。

そうした取り組みの中で、平成23年度決算から施設別のフルコストを、平成25年度決算から所管課別のフルコストを算出し、アセットマネジメントに活用しています。

今回の施設別のフルコストは、公共施設等総合管理計画の対象施設を参考に算出しました。今後、同計画に活用していくことを検討しています。

また、将来的には、所管課別のフルコストをより詳細にした事業別のフルコストを算出し、行財政運営のために、活用していきたいと考えています。

1. 施設別・所管課別サービスコストの算定について

1) 算出基準

○人件費

職員	平成26年度の現金主義会計の決算の概要調べによる1人あたりの平均額としました。対象範囲は予算科目の2節給料・3節職員手当等・4節共済費・5節災害補償費としました。 退職手当は退職給付費用にて算定のため除外しました。 平均額＝7,661,578円
再任用職員	上記と同様。 短時間職員 平均額＝2,520,277円 フルタイム職員 平均額＝7,661,578円
臨時的任用職員	上記と同様。 平均額＝2,695,255円
各種委員等	1節報酬費を対象。 複数の所管課での予算措置の場合は按分して計上。
事務等補佐員等	7節賃金を対象。 複数の所管課での予算措置の場合は按分して計上。
退職給付費用	退職給付費用（766,274,340円）を職員数で按分して計上。

○事業費

直接事業費	所管課で予算措置をした事業費を計上。
間接事業費	所管課での予算措置がない場合であっても、該当施設のコストと考えられるものは按分して計上。

○減価償却費

公会計の固定資産台帳に計上してある資産の当該年度の減価償却費を計上。

施設別・所管課別行政コストを算定するにあたり、人件費の按分が非常に困難な作業を伴います。なぜなら、人件費は事業別に予算配当がされていないので、財務会計などの会計情報からはわからないからです。仮に、事業別に実際のコストを算定したとしても、施設職員が少数の場合は人事異動により人件費が大きく変動することになります。

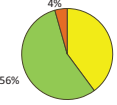
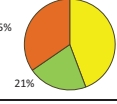
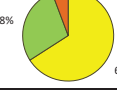
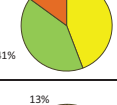
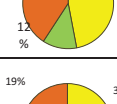
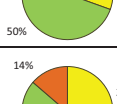
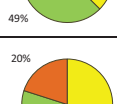
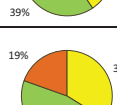
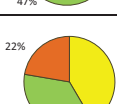
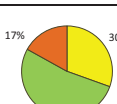
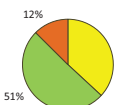
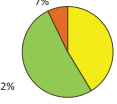
また、退職者の費用を退職時の施設で負担することに合理性がないことから、職員等の配置状況の調査を実施後に、職員等の平均額で算定をすることとしました。

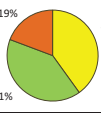
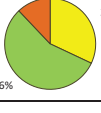
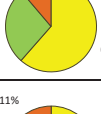
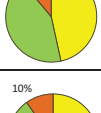
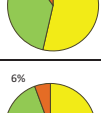
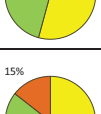
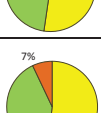
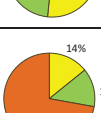
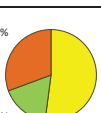
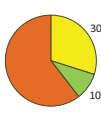
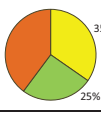
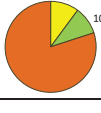
事業費の算定にあたって、公債の支払利息を按分すべきですが、起債の管理が施設ごとに管理されていない現状では、正確な按分処理ができないので、所管課である財政課に一括計上しました。

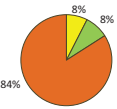
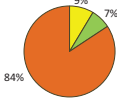
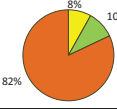
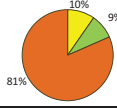
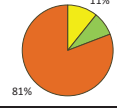
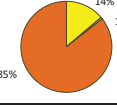
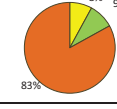
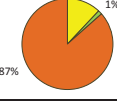
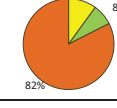
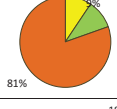
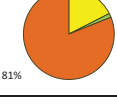
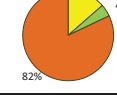
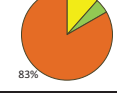
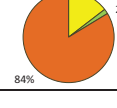
市庁舎の維持管理費用、減価償却費につきましても、所管課である契約検査課に一括計上しました。

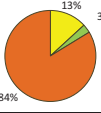
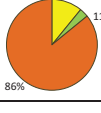
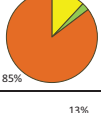
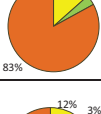
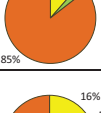
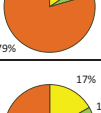
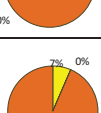
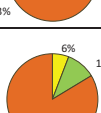
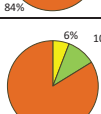
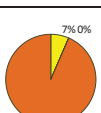
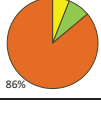
なお、将来的に、より詳細な事業別のフルコストを算出する際には、公債の支払利息や市庁舎の維持管理費用等も按分することを検討しています。

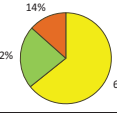
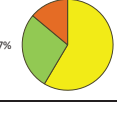
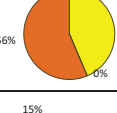
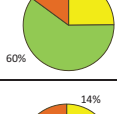
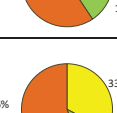
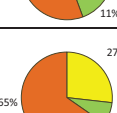
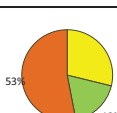
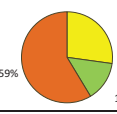
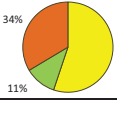
2) 施設別サービスコスト一覧

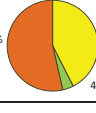
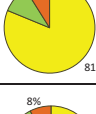
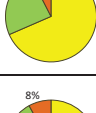
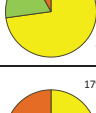
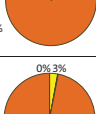
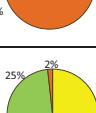
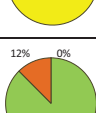
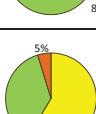
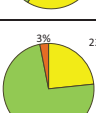
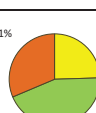
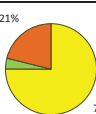
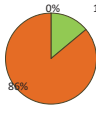
施設名称	人件費 (千円)	減価償却費等 (千円)	事業費 (千円)	構成比	総コスト (千円)	市民1人 当たりの コスト (円)	1日あたり のコスト (365日) (円)
津田沼小学校	6,834	86,996	62,240		156,069	937	427,588
大久保小学校	56,098	34,332	71,836		162,266	974	444,563
谷津小学校	6,834	33,819	78,615		119,268	716	326,762
鷺沼小学校	7,871	21,436	23,206		52,513	315	143,871
実籾小学校	12,374	26,536	54,226		93,136	559	255,167
大久保東小学校	45,167	13,481	52,023		110,671	665	303,208
袖ヶ浦西小学校	13,411	34,552	21,030		68,993	414	189,022
袖ヶ浦東小学校	7,871	28,138	21,541		57,550	346	157,672
東習志野小学校	13,411	26,292	27,116		66,818	401	183,064
屋敷小学校	13,411	31,945	23,216		68,572	412	187,868
藤崎小学校	13,411	21,708	24,955		60,074	361	164,586
実花小学校	13,411	41,621	24,142		79,174	475	216,916
向山小学校	7,871	31,709	23,128		62,708	377	171,802
秋津小学校	6,834	49,403	39,589		95,827	575	262,539

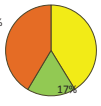
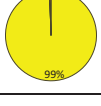
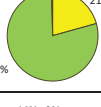
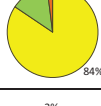
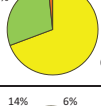
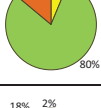
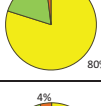
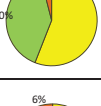
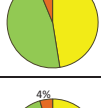
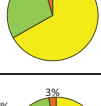
施設名称	人件費 (千円)	減価償却費等 (千円)	事業費 (千円)	構成比	総コスト (千円)	市民1人 当たりの コスト (円)	1日あたり のコスト (365日) (円)
香澄小学校	20,610	43,469	42,842		106,921	642	292,934
谷津南小学校	7,871	36,482	20,875		65,228	392	178,707
第一中学校	21,561	38,164	63,224		122,949	738	336,846
第二中学校	16,021	38,986	87,727		142,734	857	391,052
第三中学校	13,325	50,927	56,000		120,252	722	329,457
第四中学校	13,325	49,405	72,462		135,193	812	370,391
第五中学校	7,785	55,499	75,004		138,288	830	378,872
第六中学校	15,994	36,893	58,009		110,895	666	303,822
第七中学校	7,785	45,644	57,004		110,433	663	302,556
習志野高等学校	511,779	96,741	100,745		709,265	4,259	1,943,190
学校給食センター	189,098	16,646	374,763		580,507	3,486	1,590,429
総合教育センター	85,365	48,077	144,954		278,396	1,672	762,728
鹿野山少年自然の家	57,699	9,169	28,516		95,385	573	261,328
富士吉田青年の家	16,651	10,673	14,500		41,824	251	114,587
つくし幼稚園	36,885	4,552	4,668		46,106	277	126,317

施設名称	人件費 (千円)	減価償却費等 (千円)	事業費 (千円)	構成比	総コスト (千円)	市民1人 当たりの コスト (円)	1日あたり のコスト (365日) (円)
谷津幼稚園	56,873	5,720	5,078		67,670	406	185,398
津田沼幼稚園	45,667	3,847	4,667		54,181	325	148,441
屋敷幼稚園	49,500	5,935	4,907		60,342	362	165,321
大久保東幼稚園	38,530	4,143	4,567		47,241	284	129,426
新栄幼稚園	34,701	3,620	4,613		42,935	258	117,631
実花幼稚園	27,490	205	4,440		32,136	193	88,043
藤崎幼稚園	51,229	5,564	4,910		61,704	371	169,052
秋津幼稚園	31,207	518	4,337		36,062	217	98,801
向山幼稚園	39,454	3,603	4,783		47,841	287	131,070
香澄幼稚園	38,483	4,882	4,492		47,857	287	131,114
大久保保育所	181,746	3,191	39,303		224,240	1,347	614,356
菊田保育所	168,336	6,208	89,398		263,943	1,585	723,132
藤崎保育所	152,210	8,118	25,162		185,490	1,114	508,191
谷津保育所	181,452	11,296	25,134		217,882	1,308	596,936
本大久保保育所	128,620	2,683	22,415		153,718	923	421,146

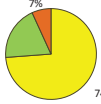
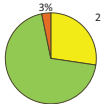
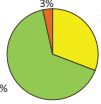
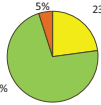
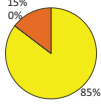
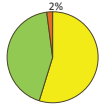
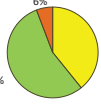
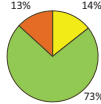
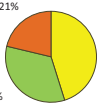
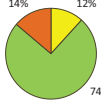
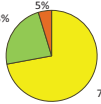
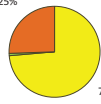
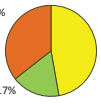
施設名称	人件費 (千円)	減価償却費等 (千円)	事業費 (千円)	構成比	総コスト (千円)	市民1人 当たりの コスト (円)	1日あたり のコスト (365日) (円)
大久保第二保育所	155,757	5,736	24,521		186,014	1,117	509,627
本大久保第二保育所	150,650	5,618	19,120		175,388	1,053	480,516
菊田第二保育所	138,711	4,468	19,394		162,573	976	445,404
秋津保育所	156,175	6,739	25,307		188,221	1,130	515,673
谷津南保育所	206,906	7,269	27,859		242,034	1,453	663,106
東習志野こども園	280,533	17,505	55,118		353,156	2,121	967,551
杉の子こども園	217,718	28,726	49,530		295,974	1,777	810,888
袖ヶ浦こども園	200,280	19,947	67,600		287,827	1,728	788,566
大久保東児童会	7,344	0	512		7,855	47	21,521
大久保児童会	10,151	1,276	707		12,135	73	33,246
大久保第二児童会	8,639	1,068	602		10,310	62	28,245
鷺沼児童会	7,344	0	512		7,855	47	21,521
鷺沼第二児童会	7,344	690	512		8,546	51	23,413
藤崎・藤崎第二児童会	12,959	3,356	903		17,218	103	47,174
谷津南児童会	7,560	698	527		8,784	53	24,066

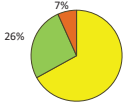
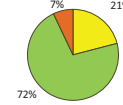
施設名称	人件費 (千円)	減価償却費等 (千円)	事業費 (千円)	構成比	総コスト (千円)	市民1人 当たりの コスト (円)	1日あたり のコスト (365日) (円)
東習志野コミュニティセンター	3,130	5,191	14,960		23,280	140	63,781
谷津コミュニティセンター	3,130	6,176	13,137		22,442	135	61,486
実籾老人集会所	824	0	637		1,460	9	4,000
東習志野8丁目会館 (旧ヘルステーション分室)	412	1,663	686		2,761	17	7,566
あづまこども会館	13,315	1,542	2,342		17,199	103	47,121
藤崎青年館	2,471	487	1,095		4,052	24	11,103
生涯学習地区センターゆうゆう館	2,718	3,587	14,121		20,427	123	55,963
菊田公民館	32,378	8,264	13,914		54,555	328	149,467
大久保公民館	25,898	5,367	15,260		46,524	279	127,464
屋敷公民館	23,859	2,880	9,787		36,526	219	100,072
実花公民館	23,959	2,235	9,879		36,073	217	98,830
袖ヶ浦公民館	23,876	8,164	12,973		45,013	270	123,325
谷津公民館	23,560	7,429	12,997		43,987	264	120,511
新習志野公民館	32,279	7,793	14,970		55,042	331	150,801
市民会館	12,110	4,067	19,895		36,073	217	98,831

施設名称	人件費 (千円)	減価償却費等 (千円)	事業費 (千円)	構成比	総コスト (千円)	市民1人 当たりの コスト (円)	1日あたり のコスト (365日) (円)
文化ホール、 文化ホールにかかる事務	8,565	0	217,597		226,162	1,358	619,621
大久保図書館	86,484	6,262	68,627		161,373	969	442,119
谷津図書館	2,946	7,501	26,856		37,303	224	102,200
東習志野図書館	2,946	3,267	26,856		33,069	199	90,601
藤崎図書館	2,946	9,413	26,856		39,215	235	107,439
新習志野図書館	2,946	7,088	26,856		36,890	222	101,068
あじさい療育支援センター (総合福祉センター(Ⅰ期棟))	159,598	4,908	34,349		198,854	1,194	544,806
ひまわり発達相談センター	148,974	313	4,401		153,687	923	421,060
総合福祉センター(Ⅱ期 棟) さくらの家	1,729	24,603	73,208		99,540	598	272,712
総合福祉センター(Ⅲ期 棟) 花の実園	1,647	11,584	0		13,231	79	36,250
東部保健福祉センター	4,530	35,153	56,093		95,776	575	262,399
養護老人ホーム白鷺園	741	17,575	5,579		23,895	143	65,466
鷺沼霊堂	4,522	6,362	3,534		14,418	87	39,501
海浜霊園	10,961	1,975	38,995		51,930	312	142,275
海浜霊園(合葬式墓地)	5,480	889	0		6,370	38	17,451

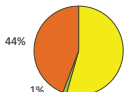
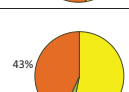
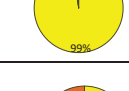
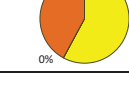
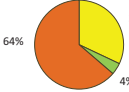
施設名称	人件費 (千円)	減価償却費等 (千円)	事業費 (千円)	構成比	総コスト (千円)	市民1人 当たりの コスト (円)	1日あたり のコスト (365日) (円)
勤労会館	16,851	7,031	16,766		40,648	244	111,364
中央公園野球場	329	0	3,798		4,127	25	11,308
袖ヶ浦少年サッカー場	329	137	675		1,142	7	3,128
袖ヶ浦体育館	195	11,157	28,778		40,130	241	109,945
東部体育館	195	18,043	37,326		55,564	334	152,231
秋津サッカー場	195	0	38,236		38,430	231	105,289
秋津野球場	195	42,842	11,228		54,265	326	148,671
中央公園パークゴルフ場	195	1,345	8,344		9,884	59	27,078
茜浜パークゴルフ場	195	3,360	8,027		11,581	70	31,729
袖ヶ浦テニスコート	195	1,114	88		1,396	8	3,826
実籾テニスコート	195	1,850	8,113		10,157	61	27,827
秋津テニスコート	195	1,953	2,731		4,879	29	13,367
芝園テニスコート・フットサル場	195	1,443	1,479		3,117	19	8,538
実花水泳プール	195	1,226	2,862		4,283	26	11,734
谷津干潟自然観察センター	2,471	26,217	68,160		96,848	582	265,337

施設名称	人件費 (千円)	減価償却費等 (千円)	事業費 (千円)	構成比	総コスト (千円)	市民1人 当たりの コスト (円)	1日あたり のコスト (365日) (円)
習志野緑地管理棟	412	594	809		1,815	11	4,972
香澄公園管理棟	412	47	8,037		8,495	51	23,275
谷津バラ園管理棟	2,471	0	51,326		53,796	323	147,387
鷺沼団地	3,614	4,471	8,201		16,287	98	44,621
鷺沼台団地	3,614	8,516	8,515		20,646	124	56,563
泉団地	3,614	38,906	11,301		53,822	323	147,456
東習志野団地	3,614	20,348	25,018		48,980	294	134,193
香澄団地	3,614	39,277	7,499		50,390	303	138,055
屋敷団地	3,614	19,332	6,314		29,260	176	80,165
習志野厩舎	824	26,942	2,049		29,815	179	81,685
旧国民宿舎しおさい	0	26,357	2,249		28,606	172	78,372
旧本大久保教職員住宅	0	5,133	256		5,389	32	14,765
JR津田沼駅 北口自転車等駐車場	1,070	149	14,457		15,675	94	42,946
JR新習志野駅 自転車等駐車場	1,070	12,414	19,223		32,706	196	89,607
京成津田沼駅 自転車等駐車場	1,070	6,121	12,169		19,360	116	53,040

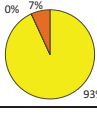
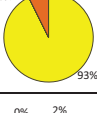
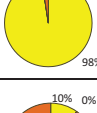
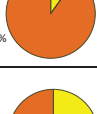
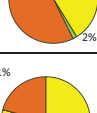
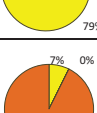
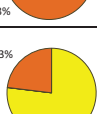
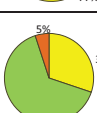
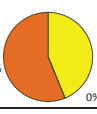
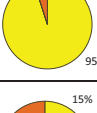
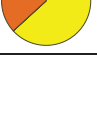
施設名称	人件費 (千円)	減価償却費等 (千円)	事業費 (千円)	構成比	総コスト (千円)	市民1人 当たりの コスト (円)	1日あたり のコスト (365日) (円)
JR津田沼駅 南口自転車等駐車場	1,070	3,037	11,569		15,676	94	42,948
京成実籾駅 自転車等駐車場	1,016	19,383	13,700		34,099	205	93,421
J R 津田沼駅 南口駅前広場エレベーター	329	7,119	2,806		10,254	62	28,092
J R 津田沼駅 北口駅前広場エレベーター	329	6,281	2,943		9,553	57	26,172
京成津田沼駅前南口エレベーター	329	4,831	1,528		6,688	40	18,323
J R 津田沼駅 南口千葉工大脇エレベーター	329	0	1,921		2,250	14	6,164
津田沼浄化センター	33,373	694,606	881,261		1,609,240	9,664	4,408,877
袖ヶ浦汚水中継ポンプ場	3,504	33,238	23,686		60,427	363	165,554
秋津汚水中継ポンプ場	7,128	39,048	7,738		53,913	324	147,707
茜浜衛生処理場	45,455	71,769	96,471		213,694	1,283	585,464
リサイクルプラザ	11,148	60,074	9,481		80,704	485	221,107
芝園清掃工場	79,734	389,751	1,212,324		1,681,809	10,100	4,607,695
清掃事務所	216,223	6,922	622,971		846,116	5,081	2,318,127
旧大沢家住宅	2,857	0	2,667		5,525	33	15,136
旧鶴田家住宅	2,857	1,384	3,795		8,037	48	22,019

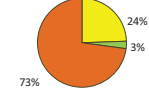
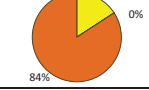
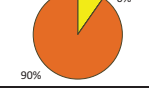
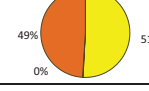
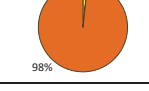
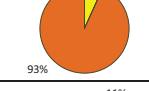
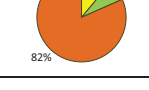
施設名称	人件費 (千円)	減価償却費等 (千円)	事業費 (千円)	構成比	総コスト (千円)	市民1人 当たりの コスト (円)	1日あたり のコスト (365日) (円)
道路管理	164,217	643,706	1,638,794		2,446,716	14,693	6,703,332
橋梁管理	13,807	140,442	40,901		195,150	1,172	534,657

3) 所管課別サービスコスト一覧

所管課名称	人件費 (千円)	減価償却費 等 (千円)	事業費 (千円)	構成比	総コスト (千円)	市民1人 当たりの コスト (円)	1日あたり のコスト (365日) (円)
企画政策課	63,985	1,974	78,696		144,656	869	396,316
秘書課	59,708	0	6,476		66,184	397	181,326
広報すぐきく課	82,667	0	74,199		156,866	942	429,771
危機管理課	99,921	8,412	123,070		231,403	1,390	633,982
総務課	112,278	0	41,705		153,983	925	421,870
人事課	120,820	0	37,719		158,540	952	434,356
契約検査課	126,612	58,082	421,707		606,401	3,642	1,661,373
情報政策課	54,524	214	252,529		307,267	1,845	841,827
財政課	75,602	0	5,154,075		5,229,678	31,405	14,327,885
税制課	212,107	38	291,433		503,579	3,024	1,379,668
市民税課	151,242	0	68,460		219,702	1,319	601,924
資産税課	133,970	0	73,458		207,428	1,246	568,297
資産管理課	96,934	6,514	48,717		152,165	914	416,890
施設再生課	200,728	0	20,618		221,346	1,329	606,428

所管課名称	人件費 (千円)	減価償却費 等 (千円)	事業費 (千円)	構成比	総コスト (千円)	市民1人 当たりの コスト (円)	1日あたり のコスト (365日) (円)
債権管理課	46,044	0	3,327		49,371	296	135,264
環境政策課	60,302	0	35,076		95,378	573	261,309
クリーン推進課	72,510	0	36,906		109,417	657	299,772
公園緑地課	138,555	276,776	463,574		878,906	5,278	2,407,961
環境保全課	71,528	747	26,724		98,999	595	271,230
市民課	260,506	677	65,218		326,400	1,960	894,248
国保年金課	240,561	0	16,721,620		16,962,181	101,861	46,471,729
商工振興課	128,328	36	151,943		280,306	1,683	767,962
農政課	38,806	0	14,269		53,076	319	145,413
協働まちづくり課	98,649	0	40,602		139,251	836	381,509
男女共同参画センター	28,393	0	2,858		31,250	188	85,618
保健福祉調整課	36,408	0	227,425		263,833	1,584	722,831
健康支援課	455,070	7,820	1,018,934		1,481,825	8,899	4,059,795
社会福祉課	89,885	1,615	249,994		341,494	2,051	935,599
高齢者支援課	120,663	595	388,674		509,933	3,062	1,397,076

所管課名称	人件費 (千円)	減価償却費 等 (千円)	事業費 (千円)	構成比	総コスト (千円)	市民1人 当たりの コスト (円)	1日あたり のコスト (365日) (円)
保護課	238,149	0	3,235,880		3,474,028	20,862	9,517,886
障がい福祉課	184,086	261	2,326,916		2,511,263	15,081	6,880,173
介護保険課	203,354	0	8,238,212		8,441,566	50,693	23,127,578
都市調整課	25,201	0	2,781		27,982	168	76,663
都市計画課	87,194	2,271	62,729		152,194	914	416,969
市街地整備課	126,004	0	480,686		606,690	3,643	1,662,166
建築指導課	113,892	0	9,023		122,915	738	336,753
道路交通課	37,272	86	124,289		161,647	971	442,869
下水道課	195,413	2,527,142	1,175,772		3,898,327	23,410	10,680,349
住宅課	36,626	0	11,042		47,668	286	130,597
こども政策課	61,395	0	47,864		109,259	656	299,340
こども保育課	120,907	136	993,717		1,114,760	6,694	3,054,138
子育て支援課	188,317	0	3,623,702		3,812,018	22,892	10,443,886
会計課	63,845	0	10,987		74,831	449	205,017
学校教育課	219,318	0	376,787		596,106	3,580	1,633,166

所管課名称	人件費 (千円)	減価償却費 等 (千円)	事業費 (千円)	構成比	総コスト (千円)	市民1人 当たり のコスト (円)	1日あたり のコスト (365日) (円)
指導課	85,815	0	51,296		137,110	823	375,645
教育総務課	120,182	4,423	40,334		164,938	990	451,886
社会教育課	111,852	221	43,126		155,199	932	425,202
生涯スポーツ課	50,824	6,996	148,199		206,020	1,237	564,438
青少年課	141,584	558	13,606		155,748	935	426,707
青少年センター	21,148	0	3,968		25,116	151	68,811
議会事務局	353,734	0	38,091		391,824	2,353	1,073,491
選挙管理委員会事務局	53,073	166	55,047		108,285	650	296,672
監査委員事務局	45,582	0	811		46,393	279	127,103
農業委員会事務局	30,640	0	2,235		32,876	197	90,070
消防本部	1,764,561	157,214	240,349		2,162,123	12,984	5,923,626

おわりに

平成 20 年度決算から、複式簿記・発生主義の考えを取り入れた財務報告書(「アニュアルレポート」)も 7 冊目の刊行となりました。

地方公共団体における財務書類の作成方式は、現在、基準モデルの他、既存の決算統計情報を活用した総務省方式改訂モデルや、東京都や大阪府等の独自モデルがありますが、総務省は、平成 26 年 4 月に「固定資産台帳の整備」と「複式簿記・発生主義の導入」を柱とした財務書類の作成基準である「統一的な基準」を示し、平成 27 年 1 月には、統一的な基準による財務書類等を平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で全ての地方公共団体において作成し、予算編成等に積極的に活用するよう要請しました。

習志野市においても、平成 20 年度決算より、基準モデルにて財務書類を作成してまいりましたが、今後は、統一的な基準により財務書類を作成していく必要があります。

そのために、本市では、今年度、統一的な基準への移行について検討してまいりましたが、その結果、財務会計システムを改修し、複式簿記による日々仕訳システムを導入することで、統一的な基準による財務書類を作成する方針が決まりました。

具体的には、平成 28 年度に、財務会計システムに施設ごとの支出額を入力する機能を追加し、施設別のコスト情報の基礎データを集計可能とします。そして、平成 29 年度から、複式簿記による日々仕訳システムを稼働させ、平成 29 年度決算より、統一的な基準による財務書類を作成していく予定です。

複式簿記・発生主義の考えを取り入れると、これまでの会計制度では見えにくかった資産と負債、行政コスト、資産変動の状況など、自治体の財務状況を多面的に捉えることができます。今後は、この複式簿記・発生主義の考えを取り入れた財務書類の活用が重要になってきます。

本市の活用の取り組みの一例として、平成 28 年 3 月に策定された「公共施設等総合管理計画」との連携があげられます。固定資産台帳を活用し、インフラ資産の更新費用算出の基礎としましたが、将来的には、施設別の行政コストを活用することが可能となります。

財務報告書は、本市の会計情報を市民の皆様にはわかりやすくお知らせし、行財政運営の透明性を確保することを目的としています。

その目的を実現するために、様々な取り組みをしておりますが、今年度は、千葉大学との協働事業「バランスシート探検隊」事業を実施しました。3 回目となる今回は、社会教育・文化施設を取り上げました。この事業を通じて、市民の皆様には、本市の公共施設の現状をわかりやすくお伝えできたと思います。

全国の地方公共団体で統一的な基準による財務書類が作成されれば、本市と他の地方公共団体との比較が容易になり、本市の特徴や課題をより客観的に分析することが可能となります。

今後も、より分かりやすい財務報告書の作成を進め、市民の皆様には公表してまいります。



平成26年度習志野市連結財務書類

※基準モデルにて作成

連結貸借対照表(バランスシート) (平成27年3月31日現在)

連結対象の各会計・団体・法人をひとつの行政サービス実施主体とみなして市全体の所有する現金や債権、資産形成のために投資された資金などがどのくらいあるかを示したもので、資産・負債・純資産の3つの要素から構成されています。

資産	5,002億6千万円	負債	1,029億3千万円
連結ベースでの市の所有資産の内容と金額です。行政サービスの提供能力を表しています。			
【内訳】		【内訳】	
1. 公共資産	4,672億6千万円	1. 固定負債	922億7千万円
a. 事業用資産	1,097億0千万円	a. 地方債	663億9千万円
庁舎、学校、公民館等		b. 退職手当引当金	108億6千万円
b. インフラ資産	3,571億4千万円	c. 借入金等	150億2千万円
道路、公園、下水道等			
c. 売却可能資産	4億2千万円	2. 流動負債	106億6千万円
2. 投資等	135億4千万円	a. 翌年度償還予定地方債	60億1千万円
a. 投資および出資金	5億4千万円	b. 未払金等	46億5千万円
b. 基金等	130億0千万円		
3. 流動資産	194億5千万円	純資産	3,973億3千万円
a. 資金	155億4千万円	現在までの世代が負担した金額で、正味の資産です。	
b. 未収金等	39億1千万円		
市税等			
4. 繰延資産	1千万円		
計	5,002億6千万円	計	5,002億6千万円

市民一人あたりの貸借対照表

資産	300万4千円	負債	61万8千円
(うち、公共資産	280万6千円)	純資産	238万6千円

連結資金収支計算書

1年間の市全体の現金の収入(歳入)と支出(歳出)が、どのような理由で増減しているかを、性質別に区分して整理したものです。

期首(25年度末)資金残高	174億7千万円
当期資金収支額(a+b+c)	△19億3千万円
【内訳】	
経常的収支(a)	97億2千万円
資本的収支(b)	△95億6千万円
基礎的財政収支(a+b)	1億6千万円
財務的収支(c)	△20億9千万円
期末(26年度末)資金残高	155億4千万円

連結純資産変動計算書

1年間の市全体の純資産(正味の財産)がどのように増減したかを示しています。

期首(25年度末)純資産残高	4,093億7千万円
当期純資産変動額	△120億4千万円
【内訳】	
純行政コスト	△534億4千万円
財源の調達	794億7千万円
税収・国や県からの補助金等	
その他	△380億7千万円
公共施設整備・インフラ資産の資本減耗等	
期末(26年度末)純資産残高	3,973億3千万円

連結行政コスト計算書

1年間の市全体の経常的な活動に伴うコストと使用料・手数料・保険料などの収入を示すものです。従来の官庁会計では捕捉出来なかった減価償却費など非現金コストについても計上しています。

総行政コスト(A)	751億6千万円
【内訳】	
人にかかるコスト	148億0千万円
職員の給与・退職手当等	
物にかかるコスト	221億1千万円
物品購入、光熱水費、施設などの修繕費、減価償却費等	
移転支出的なコスト	362億4千万円
生活保護費などの社会保障給付	
各種団体への補助金等	
その他のコスト	20億1千万円
地方債の利子等	

経常収益(B)	217億2千万円
行政サービスの利用で市民の皆さんが直接負担する施設使用料、手数料、保険料などです。	

純行政コスト	534億4千万円
(A) - (B)	
総行政コストから経常収益を差し引いた純粋な行政コストです。	

市民一人あたりの行政コスト計算書

総行政コスト	45万1千円
経常収益	13万0千円
純行政コスト	32万1千円



※ 連結対象団体: (一財)習志野市開発公社・(公財)習志野文化ホール・(公財)習志野市スポーツ振興協会・北千葉広域水道企業団
(習志野市企業局の公営企業会計は、習志野市の会計に含む)
※ 市民一人あたりの数値は、平成27年1月1日住民基本台帳人口 166,523人で算出



「習志野市の財務報告書～平成26年3月発行～」が、平成 26 年度のパブリック・ディスクロージャー表彰において Certificate of Good Effort に認定されました。

この表彰制度は、早稲田大学パブリックサービス研究所が、地方自治体における財務情報を積極的かつ適切に開示しようと取り組んでいる団体を表彰するもので、平成 22 年度から始まったものです。今回の受賞は財務情報開示に対する積極的な姿勢が評価され認定されたものです。

主な評価点

●情報の網羅性

「習志野市の概要について」が、冒頭に掲載されたことにより、財政状況を理解する上で必要な自治体のプロフィール、取り巻く環境等がわかりやすくなりました。

●目的適合性

決算統計ベースの数値を10年間掲載しており、傾向が分かりやすくなっています。

昨年度に比べて増減理由の記載が具体的になっている点はよいと思います。

●開示姿勢

「習志野市の財務報告書」刊行にあたって、として冒頭に、宮本市長が地域住民に語りかける形式で、何故、こうした報告書を作成しているのかを説明するのは良い取り組みです。

パブリックディスクロージャー表彰フィードバックレポート より抜粋

習志野市の財務報告書

平成28年3月発行

発行：習志野市